陸自教範 7-03-01-47-5

64式7.62㎜小銃

本書は、部内専用であるので次の点に注意する。
教育訓練の準拠としての目的以外には使用しない。
用済み後は確実に焼却する。

陸上幕僚監部

昭和48年1月

3.12　改定表は訂正ずみ

陸上自衛隊教範第7－03－01－47－5号

教範６４式7.62㎜小銃を次のように定める。

教範６４式7.62㎜小銃（昭和４１年5月制定）は廃止する。

昭和４８年　１　月２２日

陸上幕僚長　陸将　　中　村　龍　平

配　布

別途通達により指示する。

陸自教範 7-03-01-47-5

64式7.62 mm 小銃

陸 上 幕 僚 監 部

昭 和 48 年 1 月

48.3	正誤表は訂正ずみ
55.8 58.5 }	改正表は訂正ずみ
60.7	改定表は訂正ずみ
1.9	改定表は訂正ずみ

はしがき

第1. 目的及び記述範囲

本書は、64式7.62㎜小銃の射撃に関する教育訓練の準拠を与えることを目的とし、小銃及び装着武器の取扱い、射撃に関する基礎的事項、射撃訓練要領について記述する。

第2. 使用上の注意事項

本書を使用するにあたっては、教範「各個の戦闘訓練」、教範「小火器等射撃管理」、その他関係教範類等を参照することが必要である。

第3. 改定意見の提出

本書の改定に関する意見は、随時、陸上幕僚長（第5部長気付）に提出するとともに、陸上自衛隊富士学校長に通報するものとする。

第4. 本書は、部内専用であるので次の点に注意する。

1 教育訓練の準拠としての目的以外には使用しない。

2 用済み後は、確実に焼却する。

目　　次

はしがき

第1章　総　　説

第1節　概　　説 …… 1

第2節　構造上の特性、諸元、性能 …… 4

第2章　火器及び弾薬

第1節　小　　銃

第1款　構　　造 …… 7

第2款　分解及び結合 …… 11

第3款　機　　能 …… 43

第4款　故障及び故障排除 …… 52

第5款　整　　備 …… 56

第2節　装着武器

第1款　要　　説 …… 66

第2款　照準眼鏡 …… 67

第3款　銃　　剣 …… 69

第4款　てき弾発射器 …… 71

第3節　弾　　薬 …… 72

第3章　射撃の基礎

第1節　射弾の性質

第1款　弾道の特性・射弾の散布・弾丸効力…… 79

第2款　火器、弾薬、気象等が射撃精度に及ぼす影響 …… 88
第2節　射撃術
第1款　射撃実施の基礎となる射撃術 …… 90
第2款　各種射撃の特性に応ずる射撃術 …… 97
第3款　射撃号令 …… 111
第4款　射撃図 …… 116
第4章　射撃訓練
第1節　概　説 …… 119
第2節　基本射撃訓練
第1款　要　説 …… 121
第2款　射撃予習訓練 …… 123
第3款　実射訓練 …… 157
第3節　応用射撃訓練
第1款　要　説 …… 169
第2款　射撃予習訓練 …… 172
第3款　実射訓練 …… 200
第4節　各個戦闘射撃訓練
第1款　要　説 …… 208
第2款　射撃予習訓練 …… 210
第3款　実射訓練 …… 213

第５節　照準眼鏡装着銃の訓練

第１款　要　　説 …… 216

第２款　射撃予習訓練 …… 220

第３款　実射訓練 …… 222

第６節　６３式狙撃用暗視装置(B)装着銃の訓練 … 226

付録第１．工具、予備品等 …… 235

第２．射　表（減装薬） …… 241

第３．教 材 等 …… 242

第４．習会表課題別到達練度（参考） …… 254

第1章　総　　説

第1節　概　　説

第1.　小銃射撃の特性

64式7.62㎜小銃（以下「小銃」又は「銃」という。）は、通常、至近距離における対人用火器であって、精密な射撃を行なうとともに、至短時間に多量の射弾を集中することができる。また、照準眼鏡を装着して比較的遠距離の目標に対する射撃及びてき弾発射器を装着して小銃てき弾の射撃を行なうことができる。

小銃射撃は、通常彼我接近した状況下において、肉体的な疲労及び精神的な圧迫のもとで行なわれ、また、目標は通常偽装・隠蔽(ぺい)し又は移動する等、その現出時間が短く、射撃の機会は制限される。この間にあって射撃効果を十分に発揮するためには、迅速な目標の発見、正確・迅速な射撃及び困難な状況下においても沈着かつ積極的に射撃が実施できる精神力及び体力が必要である。

第2.　射撃訓練の主眼及び訓練事項

射撃訓練は、戦闘間における各種の射撃要領に習熟することを主眼とし、次の事項を着実、段階的かつ効率的に訓

練する。

1. 小銃、装着武器及び弾薬の構造、機能及び取扱い要領

2. 射撃の基礎となる事項

3. 各種目標に対する正確・迅速な射撃

第3. 訓練上の着意事項

1. 個人教育の徹底

射撃訓練は、個人の体格、能力、性格等に応じた個人教育に徹底することが重要である。このため、個人の射撃技能を継続的には握し、これに応ずる適切な指導を行なう。

2. 継続的な訓練の実施

射撃練度の維持向上のためには、常時継続的な訓練が必要である。このため、射撃訓練時のほか、戦闘訓練時等あらゆる機会を求めて練度の向上に努める。

3. 基礎的事項の重視

射撃技能の向上のためには、基礎的事項の訓練を重視し、反復演練によって、これの習性化を図る。

4. 射撃予習の重視

射撃技能の大部分は、実射によることなく射撃予習によって演練することが可能である。

5. 銃等の整備及び弾薬の節用

銃等の機能を完全に発揮するため点検・手入れに努め、常に良好な状態に維持する。弾薬は、効果的に使用し、その浪費を戒める。

6. 訓練施設・教材等の整備及び活用

訓練施設・教材等を常に良好な状態に維持し、使用の際は、訓練の目的に合致したものを選定して、適切な活用を図る。

7. 体力の向上及び精神要素のかん養

射撃訓練の成果は、体力・気力の充実に負うところが大きい。したがって、常に体力の練成に努めるとともに、訓練の終始を通じて忍耐・根気・沈着・決断力・集中力等の精神要素のかん養に努める。

第4. 安全管理

1. 射撃訓練においては、厳正な訓練規律を維持し、関係教範類、諸規則等に定める安全管理に関する諸事項を遵守するとともに、指揮官等の適切な指導、監督によって、危害の発生を未然に防止しなければならない。

2. 普通弾、空包等の弾薬を薬室に装てんし、閉鎖した状態の小銃の取扱いに当たっては、垂直方向の強い衝撃を床尾に加えると、安全装置をかけた状態でも撃発するおそれがあるので、床尾を垂直方向に地面等に

強くたたきつけてはならない。

3．その他、小銃の射撃訓練及び取扱い上必要な安全管理事項については、関係各条項にそれぞれ記述する。

射場射撃における安全管理全般については、教範「小火器等射撃管理」による。

第2節　構造上の特性、諸元、性能

第5．構造上の特性

小銃は、ガス利用、弾倉給弾方式で半自動と全自動の両機能をもつ火器である（第1図）。また、照準眼鏡、銃剣及びてき弾発射器を装着することができる。

第1図　64式7.62㎜小銃

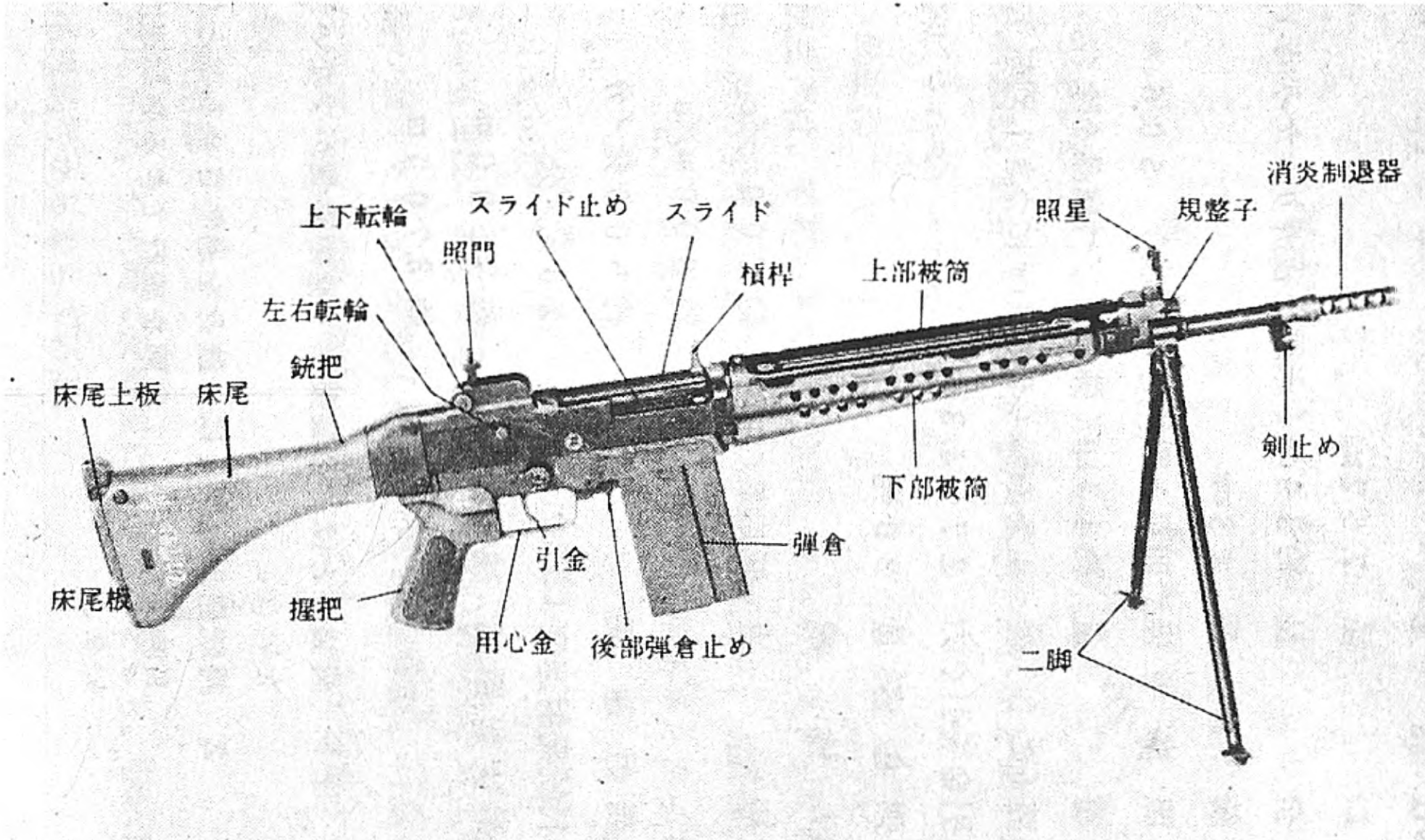

第6. 諸　　元

口　　径	7.62㎜
全　　長	約99㎝（床尾上板折りたたみ時）
銃　身　長	45㎝
照準半径（照星と照門との距離）	50.6㎝
重　　量	約4.3㎏（弾倉及び付属品を除く。）
腔（こう）線	4条右転（25.4㎝につき1回転）
引金を引く力	2.7～4.3㎏
弾倉容量	20発

第7. 性　　能

初　　速	減装薬（注1）	約700m／s
	常装薬	約800m／s
発射速度		約500発／分
持続発射速度（注2）		20発／分
最大射距離	減装薬	約3,500m
	常装薬	約3,700m

注1. 減装薬とは、常装薬より発射薬量が少ないものをいう。

2. 持続発射速度とは、銃身を過熱させることなく長時間にわたって射撃を続行できる発射速度をいう。

第2章　火器及び弾薬

第1節　小　　銃

第1款　構　　造

第8.　3主要部分

この小銃は、銃主部、引金室部及び銃尾部の3主要部分から構成されている（第2図）。

1.　銃主部

銃主部は、弾薬の装てん、発射、打ちがら薬きょうの放出等銃の主要な機能をもち、銃身・尾筒部、遊底部、スライド部、ガス筒・ピストン部、二脚部等からなっている。

2.　引金室部

引金室部は、撃発機構、連発・単発の切換え、安全機構等の機能をもち、握把（は）及び引金室体部、引金わく部及び引金、切換え軸部、逆鈎（こう）等からなっている。

3.　銃尾部

銃尾部は、発射時の反動緩和等の機能をもち、銃床部、床尾板部等からなっている。

旧型銃（銃番号７９０５４以前の銃）にあっては、銃床部に撃鉄筒がかたくねじ込まれている。

第２図　３主要部分

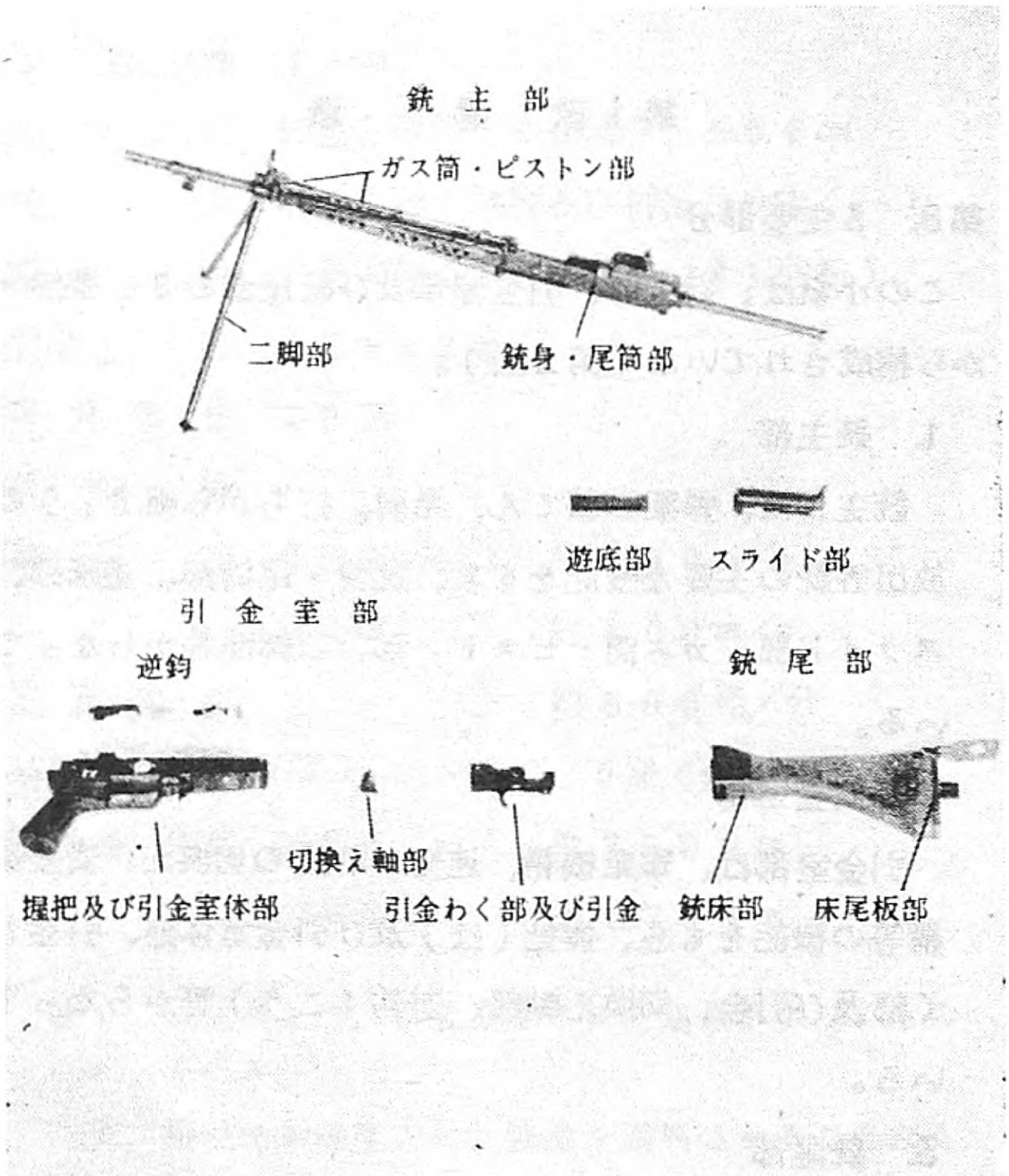

第9. 照　準　具

照準具は、照門部及び照星部からなっている。

1. 照門部（第3図）

照門部は、照尺、照門、上下転輪、左右転輪、左右調整金等からなっている。

第3図　照　門　部

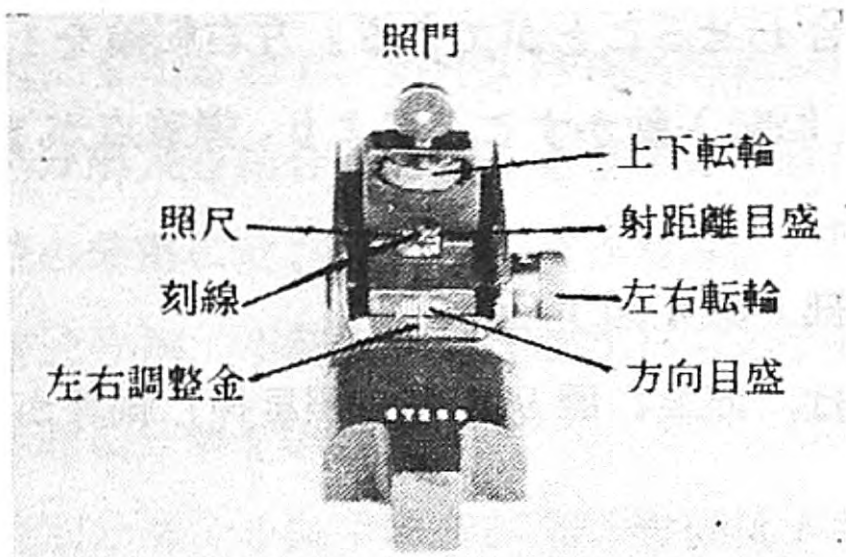

(1)　照尺　照尺には、射距離２００m、３００m、４００mに応ずる射距離目盛が刻まれている。

(2)　照門及び上下転輪　照門は、直径2㎜の穴照門である。

上下転輪を回すと、照門は、上下に移動する。射距離を合わせるには、照門の刻線を射距離目盛に一致させる。

上下転輪を1クリック動かすことにより、弾着点が約1／4㎜（ミル）移動する。

(3)　左右転輪及び左右調整金　左右転輪には、クリッ

ク数を示した０、１、２、３の四つの数字が刻まれている。

左右調整金には、左右それぞれ３本の方向目盛が８クリック間隔に刻まれている。

左右転輪を回すと、照尺及び照門をのせている左右調整金が左又は右に動き、所要の目盛を尾筒おおいの刻線に合わせることができる。左右転輪を１クリック（１／４回転）動かすことにより、弾着点が１／４ ㎜ 移動する。

2.　照星部（第４図）

照星部は、照星、照星座軸、照星押し軸等からなっている。

第4図　照　星　部

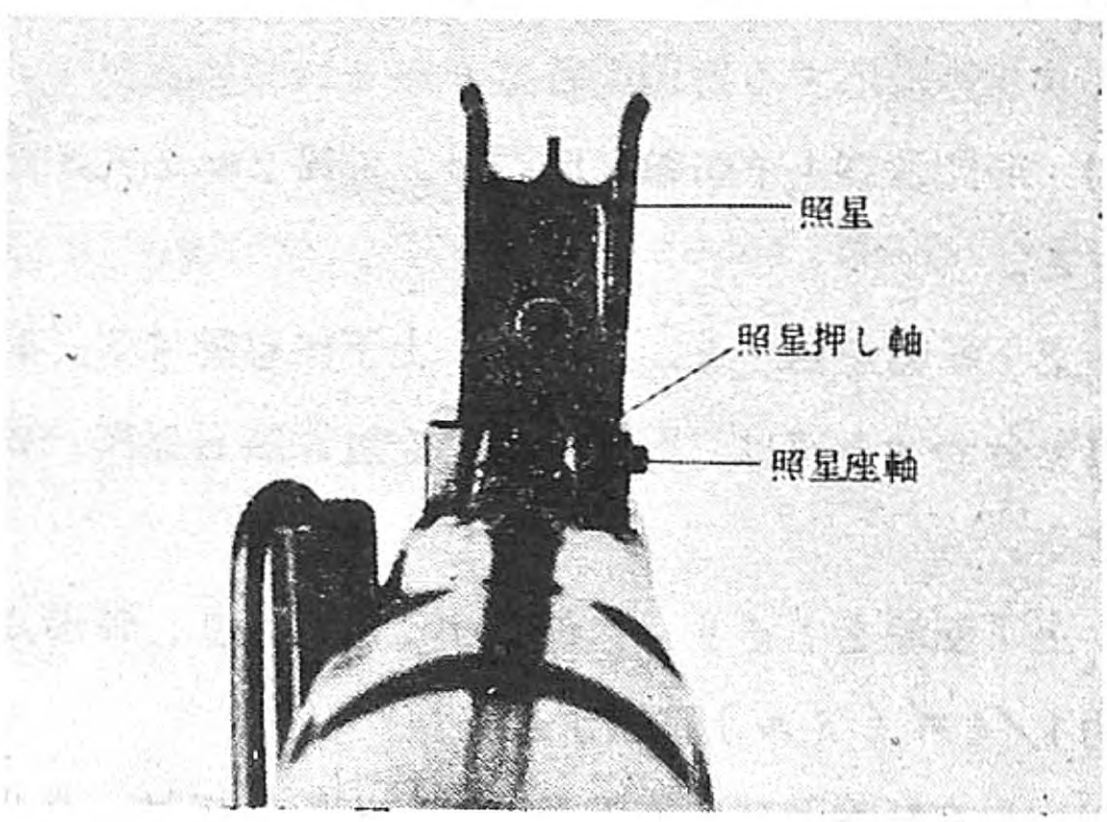

第2款　分解及び結合

第10. 要　　旨

1. 分解及び結合は、銃の手入れ、整備、故障の排除等を行なうため重要なものである。結合を誤ると射撃の実施が不可能になるほか、部品の損傷又は不慮の事故を起こす原因にもなるので、野外又は夜間等においても、常に正しい分解及び結合ができるようでなければならない。

2. 小銃の分解には、次の2種類がある。

(1) 普通分解　小銃手等が行なう日常の手入れ等に必要な範囲の分解をいう。

(2) 特別分解　小銃手等及び部隊整備員が行なう細部の手入れ及び整備に必要な範囲の分解をいう。

小銃手等が行なう場合には、幹部、部隊整備員（火器係）又は適切な監督ができる陸曹（そう）の指導下に実施する。

第11. 分解及び結合上の注意

分解及び結合にあたっては、次の注意事項を守らなければならない。

1. 銃の異常の有無、特に薬室を点検する。
2. 工具を適切に使用し、順序正しく分解する。
3. むりな力を加えない。

4. 分解した部品は、つとめてきれいな平らな面に左から順序正しく並べる。

5. 結合は、分解のおおむね逆順に行なう。

6. 結合終了後は、機能を点検する。

第１２. 普通分解・結合

1. 分解の準備

(1) 切換え軸部を右手で引き出し、凸（とつ）部を「ア」に合わせて安全装置にし、脚を立て、弾倉が装着されている場合はこれをはずし、銃口を左に向けて置く。

(2) 左手で尾筒部を下から握り、右手で槓桿（こうかん）を十分に後ろまで引き、薬室を点検して、弾薬がないことを確かめた後、槓桿を元の位置にもどす。次いで切換え軸部を「タ」に合わせ、引金を引いて撃鉄を前進させる。

(3) 負いひもを負いひも環（前、後）からはずす。

2. 分解結合の実施

(1) 主要部分の分解及び結合

ア. 分解　銃主部から引金室部、銃尾部の順序に取りはずして三つの主要部分に分解する。

(ア) 引金室部　左手で第５図のように持ち、銃尾部を持ち上げたままで右手でL形工具の先端を下部尾筒底止め軸に当てて押し（止め軸ははずれな

いようになっているのでむりして引き抜かないようにする。）、銃主部から引金室部をはずす。この際、抜け出た止め軸で左手を損傷しないように注意する。

(イ) 銃尾部　L形工具の先端を上部尾筒底止め軸に当てて押し、銃尾部を後方に静かにはずす。

イ・結合　脚を立て、銃口が左に、銃の左側面が上になるように置く。銃主部と引金室部とを結合し、次いで銃主部と銃尾部とを結合する。

第5図　尾筒底止め軸の取りはずし

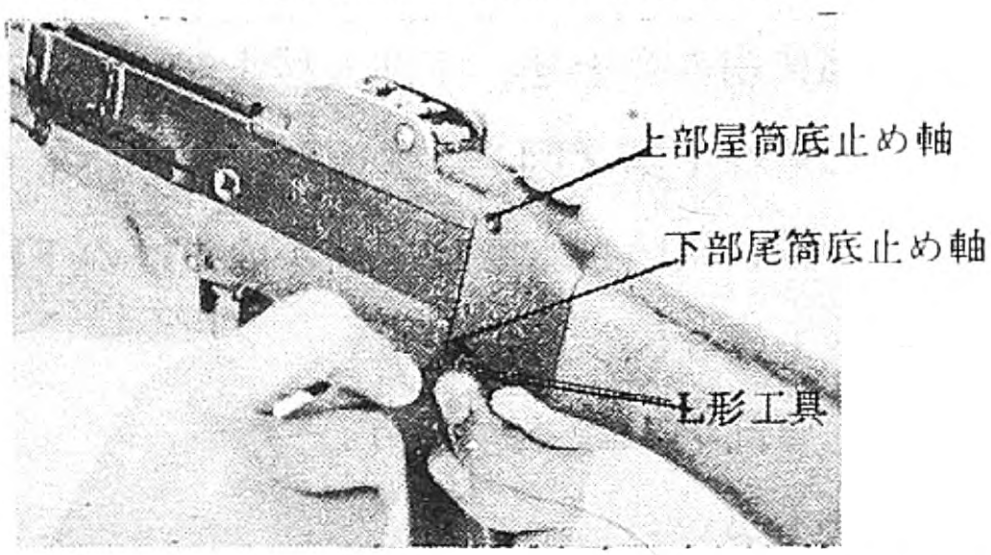

(ア) 銃主部と引金室部とを結合するには、左手で銃主部を第6図のように持ち、右手で握把を握り、引金室部の前部を尾筒前部の引金室部保持ピンにかみ合わせる。

(イ) 銃主部と銃尾部とを結合するには、結合された尾筒部及び引金室部を左手で下からささえ、撃

鉄筒ふたのU形みぞが横方向であることを確かめた後、右手で銃尾部を撃鉄筒に触れないように尾

第６図　銃主部と引金室部との結合



筒部に組み合わせ、下部及び上部尾筒底止め軸を差し込む（第７図）。次いで、負いひもをつける。この際、負いひもをバックルの曲げの下にくぐらせる（第８図）。

(2)　各主要部の分解・結合

ア．銃主部

(ア)　分解　分解の順序及びその部品名は、第９図のとおりである。

第7図　銃主部と銃尾部との結合

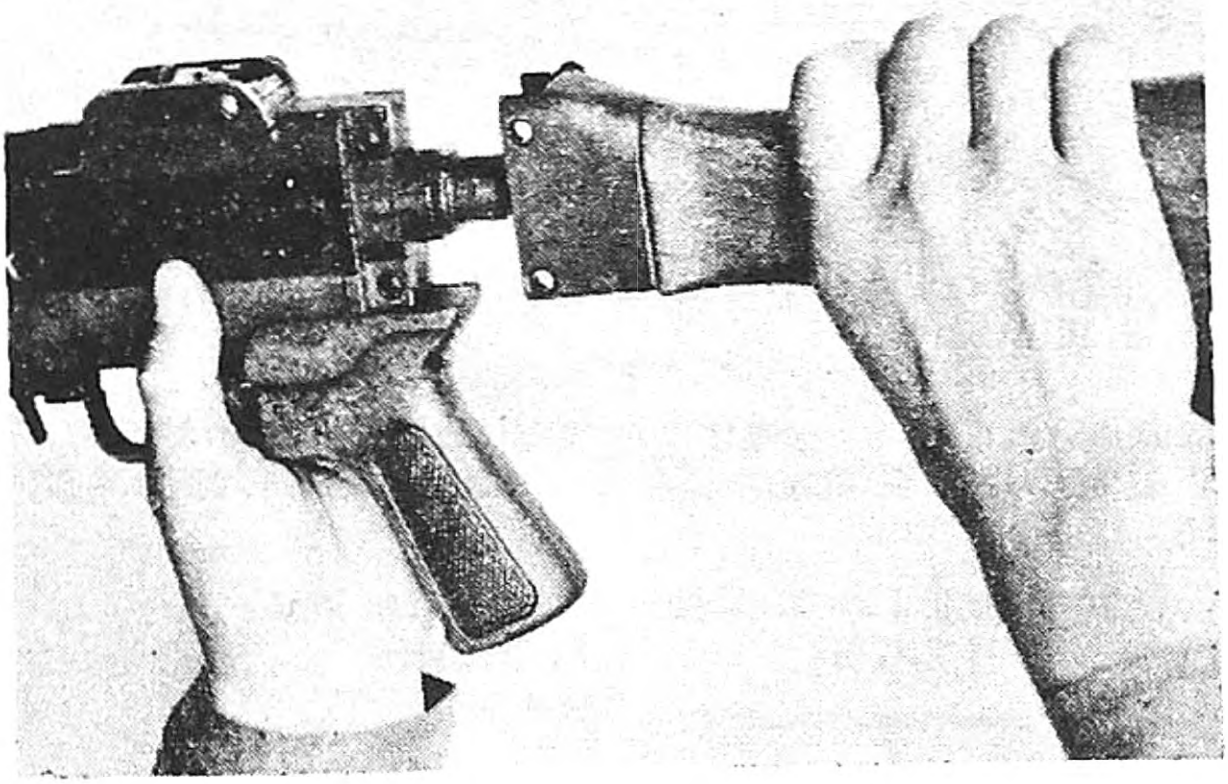

第8図　負いひものつけ方

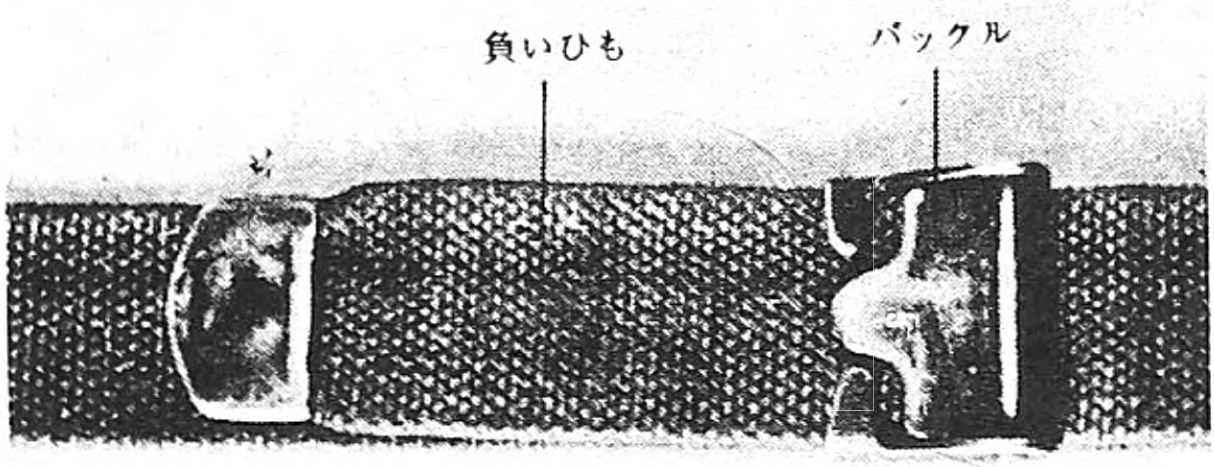

第９図　銃主部の部品（普通分解）

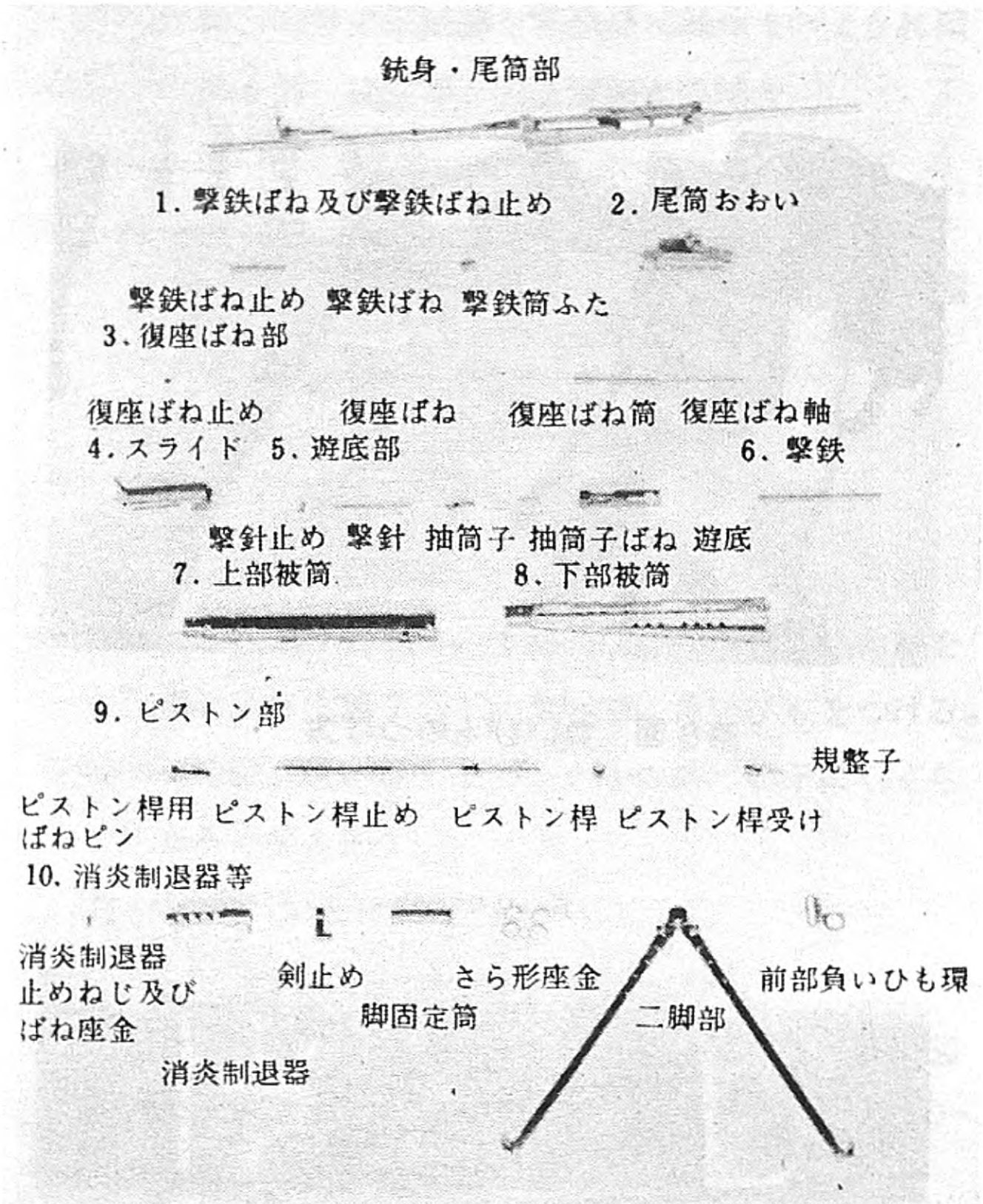

a．撃鉄ばね及び撃鉄ばね止め　撃鉄筒の後部付近を左手で持ち、右手で撃鉄筒ふたを左に回してはずし、撃鉄ばね及び撃鉄ばね止めを撃鉄筒から抜き出す（第１０図）。この際、撃鉄ばね止めが、撃鉄ばねとともに抜けるので、すべり落ちないようにする。旧型銃にあっては、普通分解は行なわない。

第１０図　撃鉄ばね及び撃鉄ばね止めの取りはずし

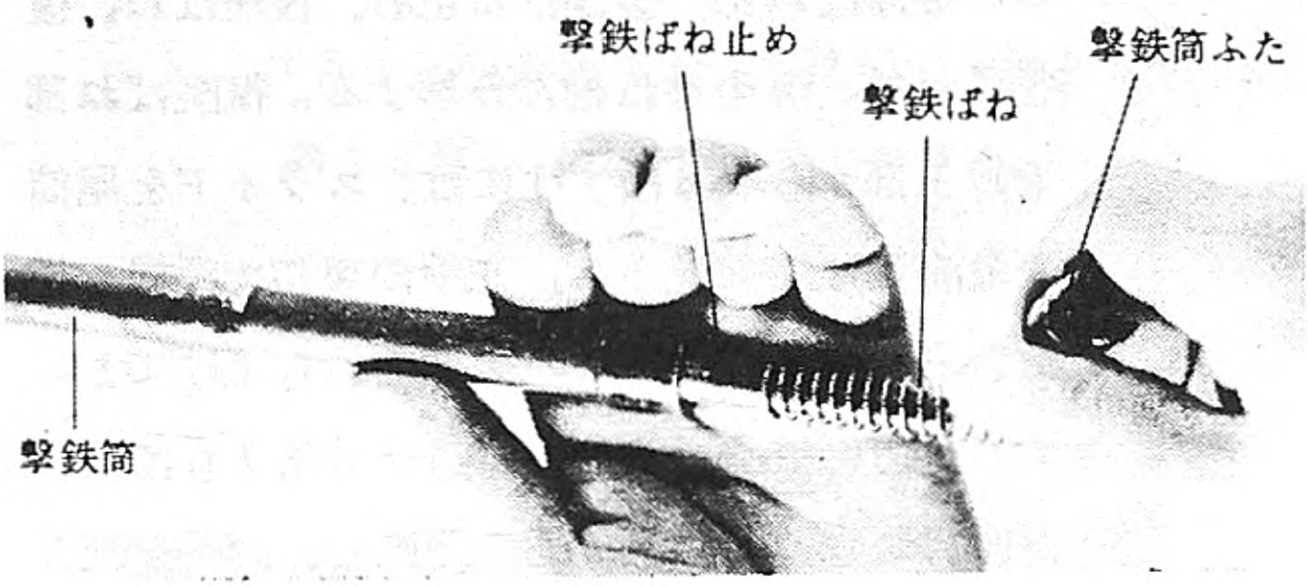

b．尾筒おおい　脚をたたみ、銃口を前に向けて置く。左手で尾筒部を下から持ち、右手で尾筒おおいを手前のほうから持ち上げてはずす（第１１図）。この際、槓桿をスライド止めで止めたままの状態で尾筒おおいを持ち上げてはならない。

第１１図　尾筒おおいの取りはずし

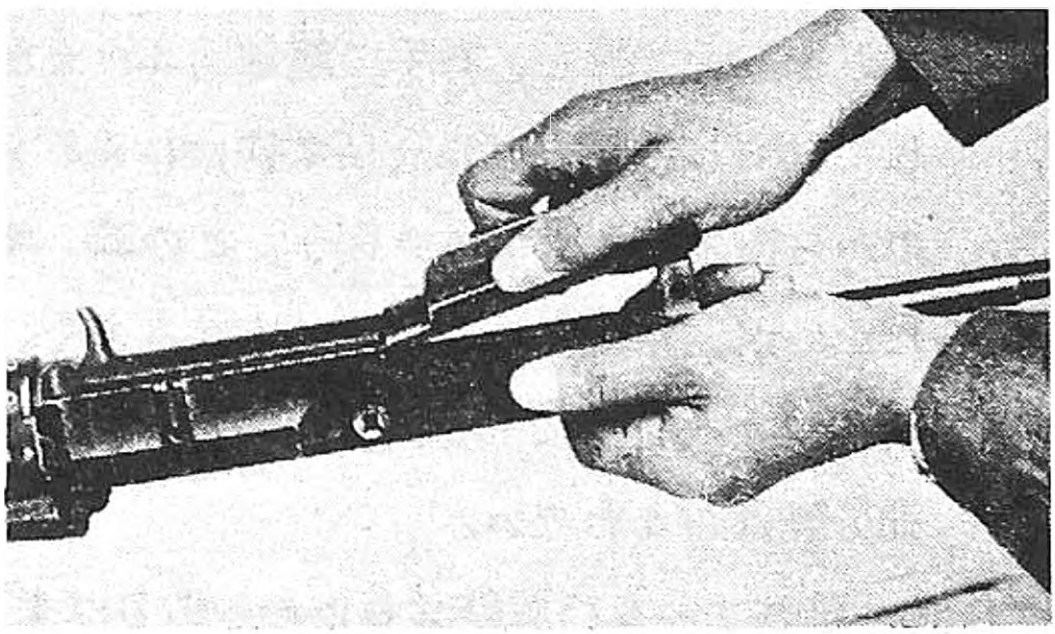

c・復座ばね部　復座ばね止め、復座ばね、復座ばね筒、復座ばね軸に分解する。復座ばね部を銃主部から取りはずすには、スライドを尾筒の最前端まで前進させ、左手の親指で槓桿を押え、右手で復座ばね部の後部を持ち上げてまっすぐ後方に抜く。復座ばね部を分解するには、復座ばね筒（太いほう）を下にし、両手を交互に使ってばねを圧縮し、復座ばね止めをはずした後、復座ばねを上に抜く（第１２図）。復座ばね軸は、復座ばね筒の下方から抜く。復座ばねをはずすときは、顔等を傷つけないようにする。

第１２図　復座ばね止めの取りはずし

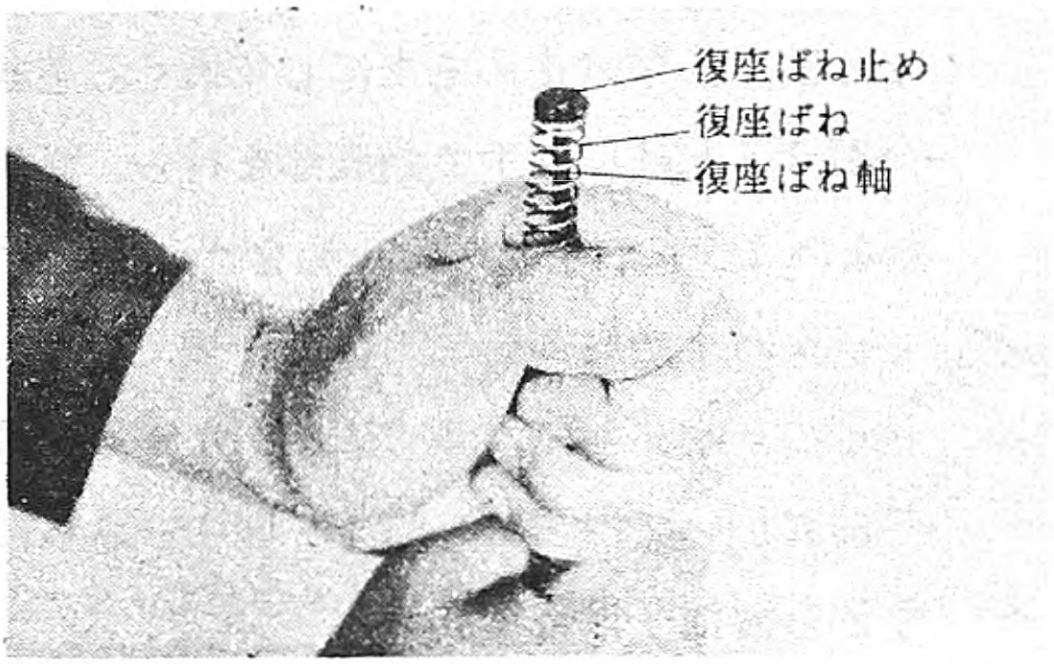

d・スライド　右手で槓桿を持って後方に引き、スライドの後部を上げてはずす（第１３図）。

第１３図　スライドの取りはずし

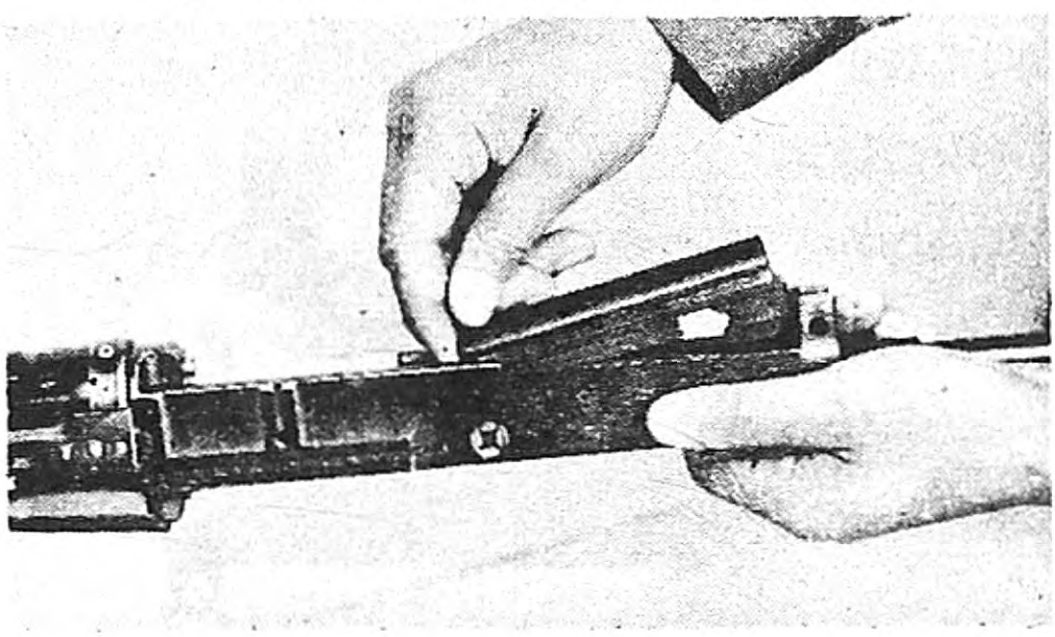

e．遊底部　撃針止め、撃針、抽筒子、抽筒子ばね、遊底に分解する。

遊底部を銃主部からはずすには、右手の人さし指と親指で遊底部を縦に持ち、撃針止めが落

ちないように中指で軽く押えながらはずし（第１４図）、撃針止めを上にして置く。遊底部を分解するには、左手で遊底部を持ち、撃針が落ちないように右手で撃針止めを抜いて撃針を抜く。次いで遊底部を右手に握り換え、親指を抽筒子の前端に当て、下方に圧しながら抽筒子を手前に引いてはずす（第１５図）。さらに抽筒子から抽筒子ばねを抜く。

第１４図　遊底部の取りはずし

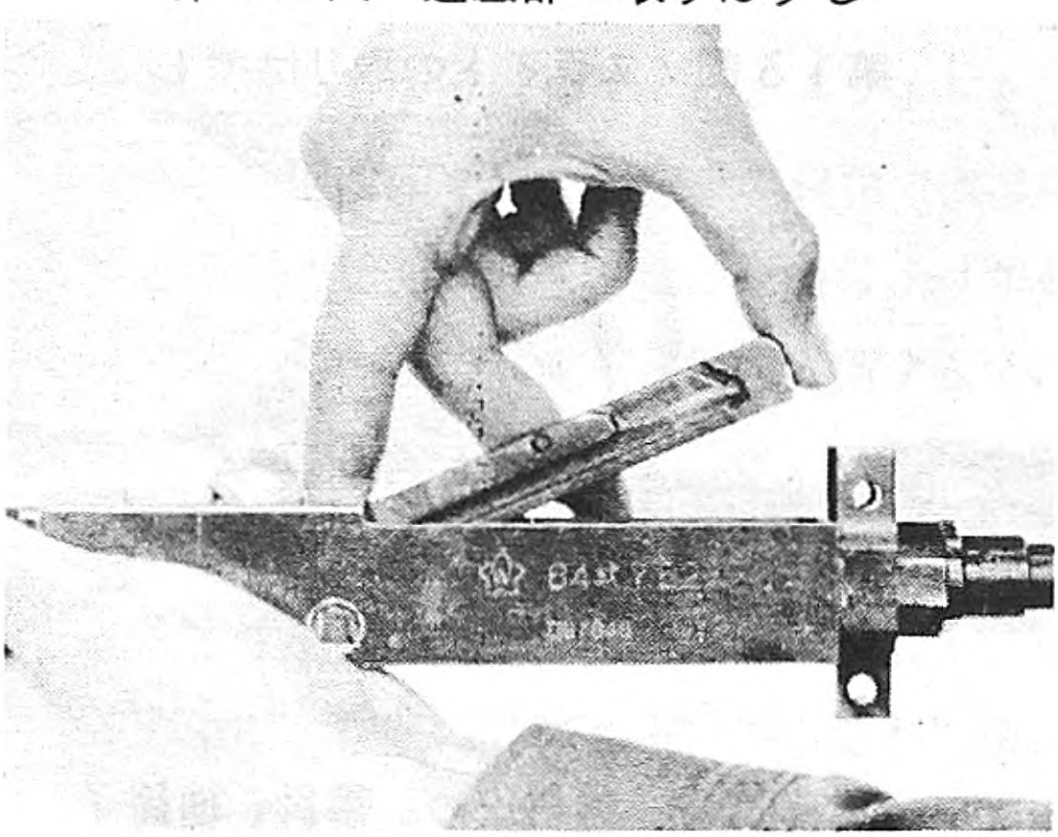

第１５図　抽筒子の取りはずし

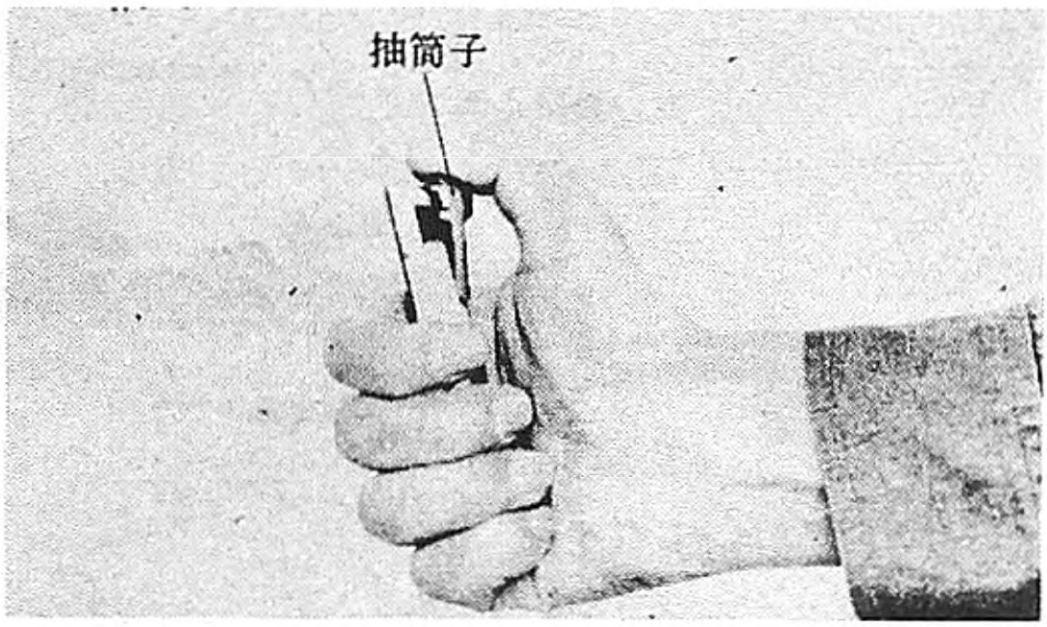

ｆ．撃鉄　撃鉄を前方にすべらせ、撃鉄の先端を尾筒の蹤（しゅう）子部をくぐらせた後、下方へ取り出す。

ｇ．上部被筒　脚を立て、銃口を左に向けて置く。照星を起こし、左手で上部被筒の前部を銃身の下から持ち、右手でＬ形工具の先端を被筒止めの先端凹（おう）部に当てて、前方に押し（第１６図）、左手で上部被筒の前部を持ち上げて被筒止めとのかみ合せを解き、右手でさらに持ち上げながら前方に抜く。被筒止めと上部被筒とのかみ合いをはずすときは、被筒止めを過度に押してはならない。

次いで照星を倒す。

第１６図　上部被筒の取りはずし

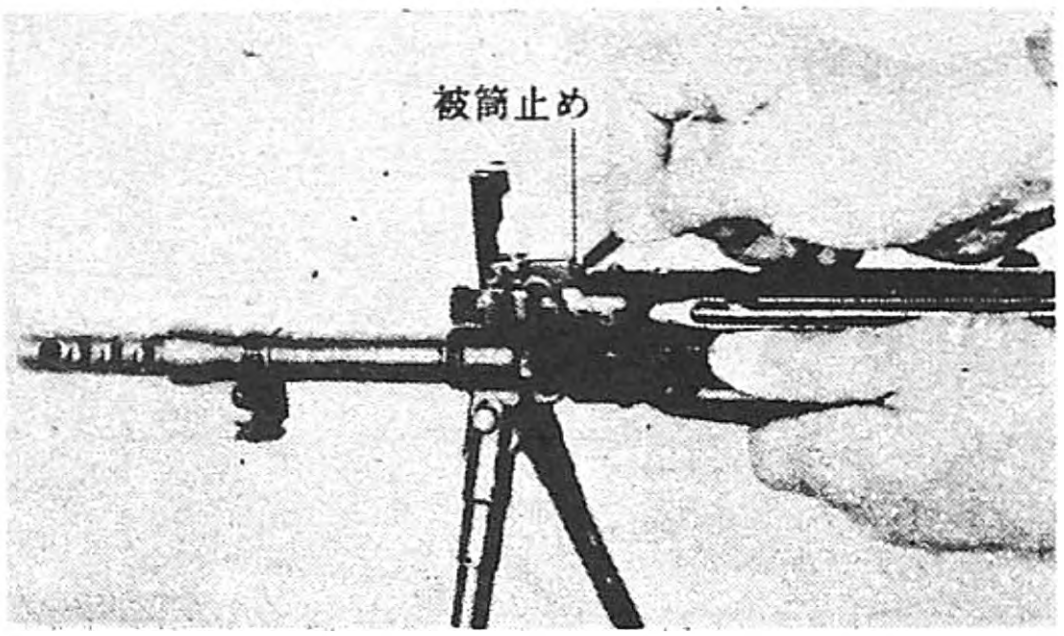

h・下部被筒　尾筒両側面にはめ込まれている下部被筒の後端を両手で押し広げて下方にはずす。被筒は軽金属であるので、むりな力を加えて変形させないようにする。下部被筒は、特に必要なとき以外は分解しない。

i。ピストン部　脚をたたみ、ピストン桿止め用ばねピン、ピストン桿止め、ピストン桿、ピストン桿受けに分解する。

ピストン部を銃主部から取りはずすには、ばねピン抜きの先端をピストン桿止め用ばねピンに当て、スライド等に布を巻き付けて力を加えてはずし（第１７図）、ピストン桿止めを前方に抜く。ピストン桿をガス筒から後方に引き出し、上方に持ち上げてピストン桿受けからはず

第１７図　ピストン桿止め用ばね
ピンの取りはずし



し、ピストン桿を尾筒から抜く（第１８図）。次いでピストン桿受けをはずす。ピストン桿を取り出すとき、ピストン頭部を傷つけないようにする。ピストン部の分解は、過度に付着したカーボンを除去する等、特に必要なとき以外は実施しない。

第１８図　ピストン部の取りはずし

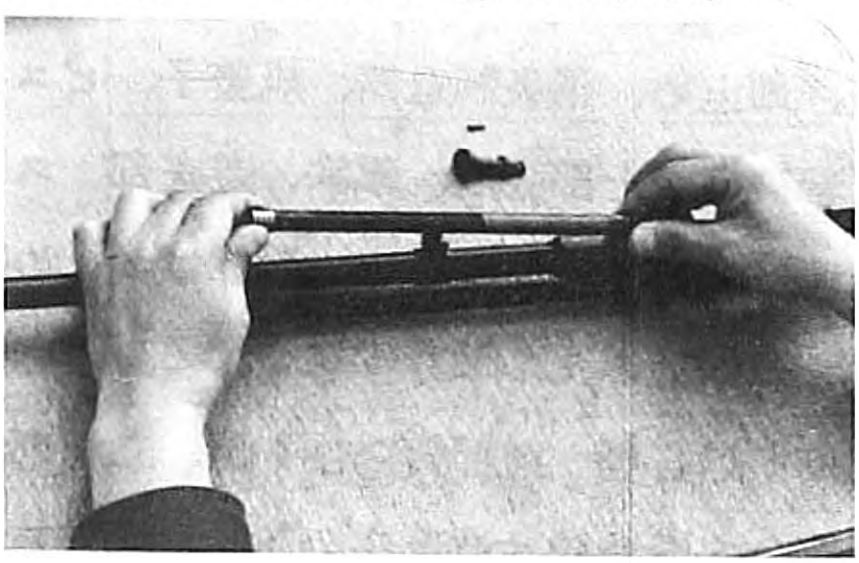

j．規整子　穴の大きさを示す○印の位置を確認した後、左に回してはずす。

k．消炎制退器等（第9図）　消炎制退器止めねじ及びばね座金、消炎制退器、剣止め、脚固定筒、さら形座金、二脚部、前部負いひも環に分解する。L形工具を用い、消炎制退器と剣止めを結合している制退器止めねじ及びばね座金をはずし、制退器を左に回してはずす。次いで剣止め、脚固定筒、さら形座金（２組）、二脚部及び前部負いひも環を銃身から抜く。この際、次の事項に注意する。

(a)　工具を正しく用い、制退器止めねじの十字ねじ山を変形、摩耗させない。

(b)　結合を誤らないように結合順序をよく覚えておく。

(イ)　結合　前部負いひも環、二脚部、さら形座金、脚固定筒、剣止め、消炎制退器、規整子、ピストン部、下部被筒、上部被筒、撃鉄、遊底部、スライド、復座ばね部、尾筒おおい、撃鉄ばね止め、撃鉄ばね、撃鉄筒ふたの順序に結合する。

a．消炎制退器等　前部負いひも環、二脚部、さら形座金（旧型銃は波形座金）、脚固定筒、

剣止め、消炎制退器の順序に銃身に結合する。結合にあたっては、次の事項に注意する。

(a)　結合順序を誤らないこと。

(b)　さら形座金は、座金を2枚合わせてドーナツ状にし、これを2組作り取り付ける。旧型銃にあっては、波形座金（銃により2枚又は3枚）の結合位置は、必ず二脚と脚固定筒の間とする。

(c)　消炎制退器は、手でいっぱいにねじ込み、突起部が剣止めと不一致の分だけをL形工具（制退器に傷がつかないように布を巻く。）を使用してねじもどす。

(d)　脚の締めつけぐあいは、二脚を開いて尾筒を片手で持ち、軽く旋回できる程度とする。

(e)　剣止めの結合にあたっては、銃剣装着かん合部が下向きとなり、かつ、突起部が前方になるようにする。

b.　規整子　規整子をガス筒に取り付ける。規整子は、いっぱいねじ込んだ後、次の使用区分に応じもどす。

穴の種類	使用区分	写真
大	空包 （空包発射補助具を付けた時）	
中	普通弾 （減装薬）	
小	普通弾 （常装薬）	
なし	小銃てき弾	

c.　ピストン部　脚をたたんだ状態で銃口を左に向けて置く。次いでピストン桿受けをつけ、ピ

ストン桿を尾筒にそう入する。この際、ピストン桿頭部の切り込みが下に向くようにする。次いで右手で後部ピストンばねを、左手で前部ピストンばねを外側に圧縮して、ピストン桿筒をピストン桿受けにはめた後、ピストン桿を後方に引き、ピストン桿頭部の切り込みと銃身の切り込みとをかみ合わせる。次いで、ピストン桿を静かに前進させてガス筒に差し込む。さらに、ピストン桿止めを尾筒前部に差し込み、ばねピンを尾筒へ打ち込んでピストン桿止めを固定する。

この際、次の事項に注意する。

(a)　ピストン桿止めは、ピストン桿止め凸部を銃身の凹部に正しくはめて、尾筒に確実に結合する（第１９図）。結合を誤ると射撃時、銃身の凹部が変形したり、上部被筒の内側にある二つの突起が折損する場合がある。

(b)　ピストン頭部を傷つけない。

d．下部被筒及び上部被筒　脚を立て、照星を起こし、下部被筒、上部被筒の順序に結合する。いずれも後部からはめ、前部に力を加えて結合する。この際、上部被筒と下部被筒を正しくかみ合わせ、上部被筒は被筒止めに確実にはめ込む。

第１９図　ピストン桿止めの結合

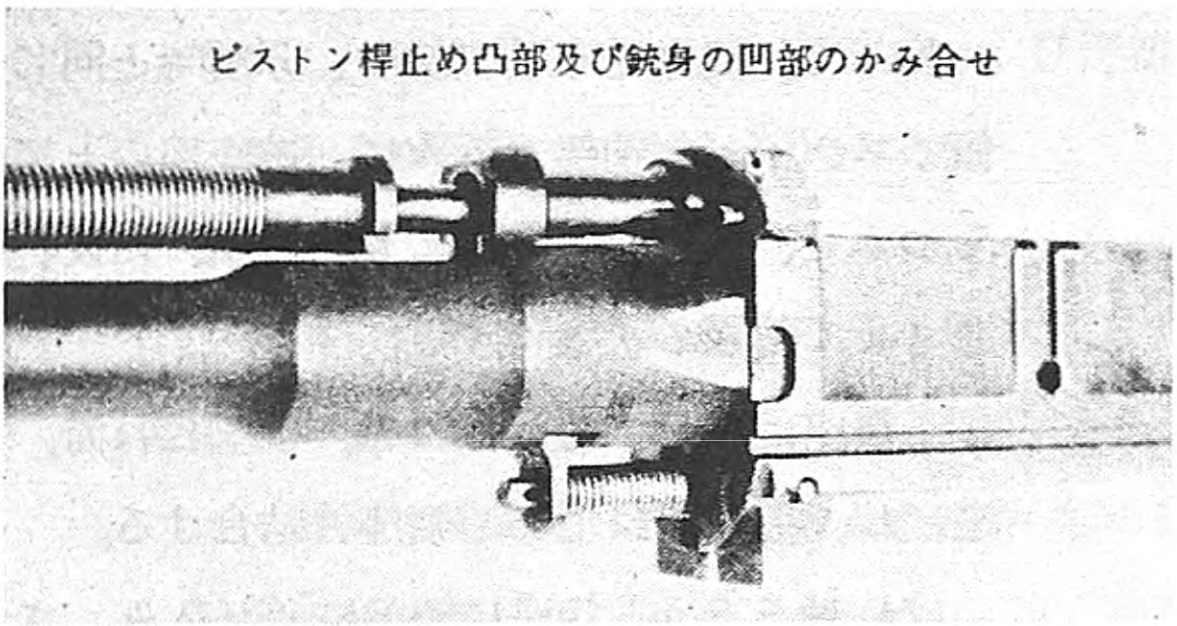

ｅ．撃鉄　脚をたたみ、銃口を前に向けて置く。撃鉄の平らな部分を下にして、尾筒内底部に置いて手前に引き、撃鉄筒にいっぱいに入れる。

ｆ．遊底部及びスライド　遊底部は、抽筒子ばね、抽筒子、撃針、撃針止めの順序に結合する。まず抽筒子ばねをピッチのあらいほうから穴に入れ、抽筒子ばねの後端を遊底のばね座のできるだけ奥に位置させ、抽筒子前面を親指で押して結合する。次いで撃針を遊底部に差し込み、撃針中央の切り欠き部を撃針止めの穴に合わせて撃針止めをそう入して結合する。結合した遊底部は、撃針止めが落ちないように前部から尾筒に入れ、後端部を撃鉄前端から５㎜程度離し、

かつ、尾筒の中央にまっすぐ置く。

次いで、槓桿を右手で持ち、分解時と同じ要領でスライドを前部から入れ、遊底部の上に落ちつかせ、遊底部とともに後方に引いた後、前進させて閉鎖の状態にする。

g．復座ばね部　復座ばね軸、復座ばね筒、復座ばね、復座ばね止めの順序に結合する。

ばね軸を下から復座ばね筒に差し込み、さらにL形工具を差し込んで、ばね軸が復座ばね筒から出るようにし、分解と同じ要領で平らな面に復座ばね筒を立て、両手を交互に使って復座ばねを圧縮し、ばね止めをみぞのあるほうを下にし、軸の先端にはめみぞの中にばねをはめ込み、L形工具を抜く。

結合した復座ばね部を曲がっているほうからスライドに差し込む。

h．尾筒おおい　復座ばね部の後端を尾筒おおいの内部後端にある凹部にはめこんだ後、これを前部から尾筒部及びスライド後部に差し込む。

i．撃鉄ばね及び撃鉄ばね止め　撃鉄ばね止めと撃鉄ばねを撃鉄筒後端からそう入し、少し圧しながら撃鉄筒ふたを締める。撃鉄筒ふたを組

み付ける際は、いっぱいにねじ込んだ後、ふたを少しねじもどし（1／2回転以内）、U形切り欠きみぞが横向きになるようにする。

イ．引金室部

(ア)　分解　分解の順序及びその部品名は、第20図のとおりである。

a．逆鈎　逆鈎軸、補助逆鈎及び補助逆鈎ばね、逆鈎及び逆鈎ばねに分解する。

左手で引金室部を第21図のように持ち、左親指で逆鈎及び補助逆鈎を上から押え、右手でL形工具の先端を用いて逆鈎軸を抜き（第21図）、補助逆鈎及び補助逆鈎ばね、逆鈎及び逆鈎ばねの順にこれをはずす。

b．切換え軸部　U形ピンを上方に抜き、右手で切換え軸部を抜き取る。

c．がいし部及び連結桿　引金室部を左手で用心金の下方から保持し、右手でがいしの先端を持ってがいし部及び連結桿を後方に引きながら持ち上げてはずす。次いでがいし軸から連結桿を抜く。

第20図　引金室部の部品

1. 逆鈎



逆鈎軸　補助逆鈎　ばね逆鈎　補助逆鈎　逆鈎ばね

2. 切換え軸部



U形ピン　切換え軸部

3. がいし部及び連結桿



がいし部　連結桿

4. 引金枠部



引金わく止めピン　切換え金座　保持板部　引金軸　引金　引金ばね　引金押し軸　引金ばね止め

5. 握把及び引金室体部



（特別分解）



がいしばね

がいしばね止めねじ　がいしばね押え　がいしばね座金

第２１図　逆鈎の取りはずし

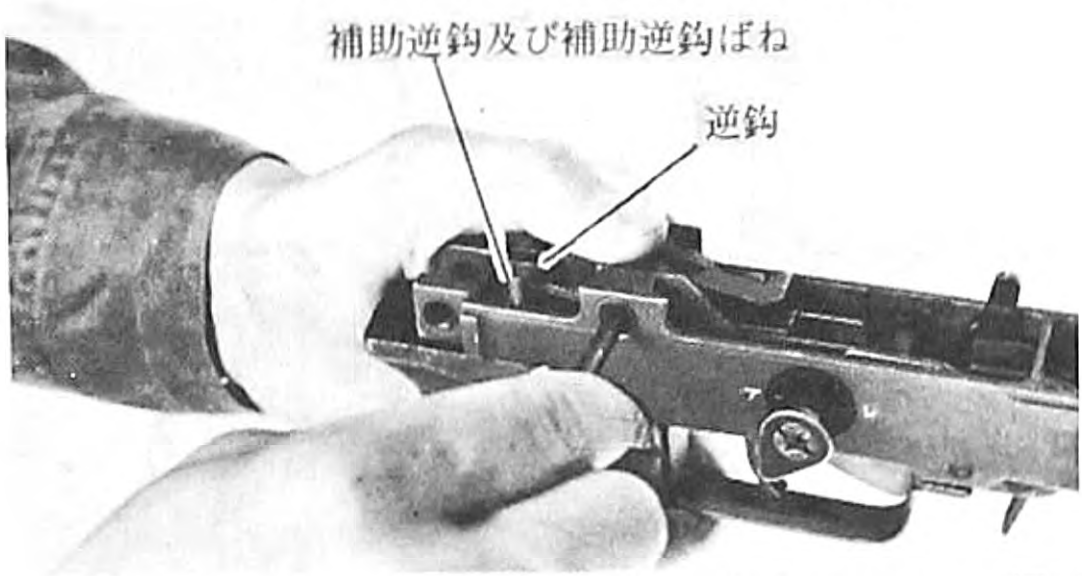

d．引金わく部　引金わく止めピン、保持板部、切換え金座、引金軸、引金、引金ばね止め、引金ばね及び引金押し軸の順序に分解する。引金室部から引金わく部をはずすには、Ｌ形工具を用いて引金わく止めピンを抜き、右手の人さし指と親指で引金わく部を取り出す（第２２図）。この際、切換え金座が同時に持ち上がってくるので右手の中指を添え、落ちないようにする。

引金わく部を分解するには、左手で保持板部を持ち、左親指で引金上部を押え、右手で引金軸を右に抜き、引金をはずす。次いで保持板部を第２３図に示すように持ち、左親指で引金ばねの穴を押え、Ｌ形工具を用い引金ばね止めを押して抜き、引金ばね及び引金押し軸を取る。

第２２図　引金わく部の取りはずし

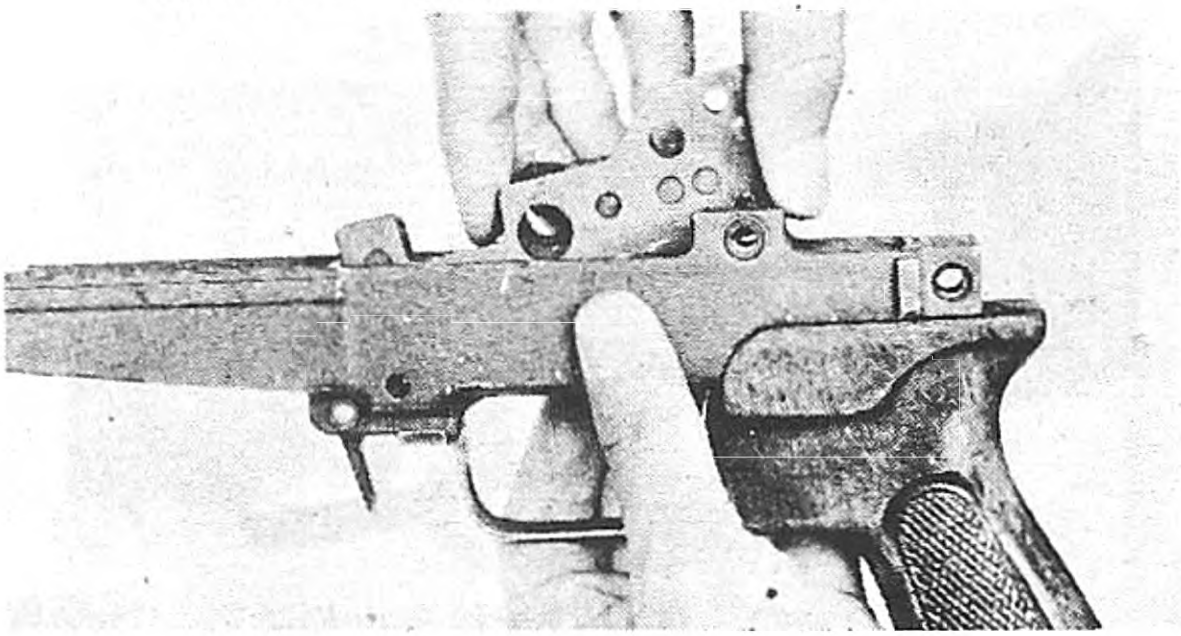

第２３図　引金ばね及び引金押し軸の取りはずし

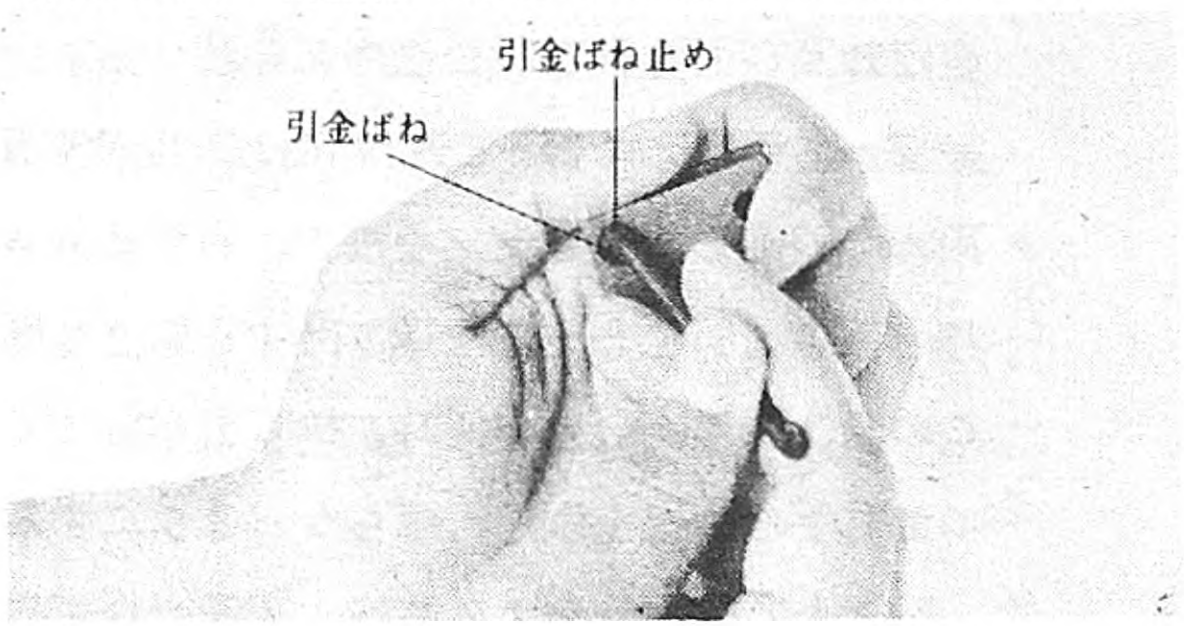

(イ) 結合　引金室部は、引金わく部、がいし部及び連結桿、切換え軸部、逆鉤の順序に結合する。

ａ．引金わく部　左手で保持板部を第２４図のように持ち、引金押し軸、引金ばねを穴にそう入した後、引金ばね止めを横穴に当て、左親指で押え、右手で切換え軸部を用いて引金ばねを

第２４図　引金ばね止めの結合

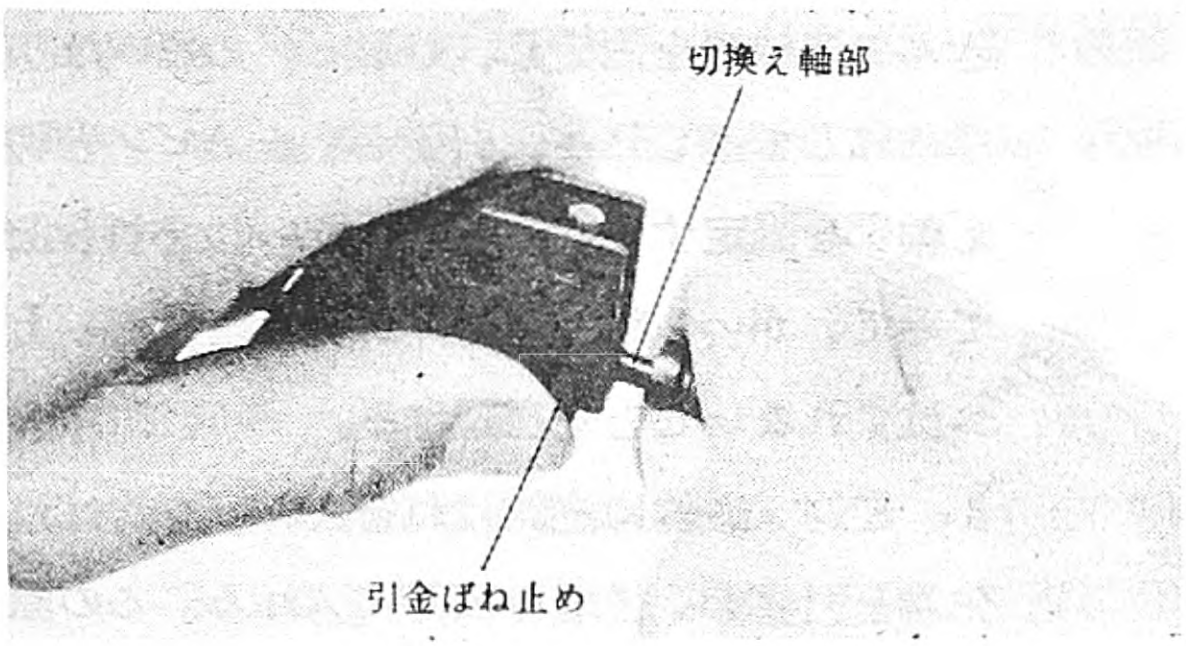

中に押し込み、切換え軸を抜きながら、左親指で引金ばね止めを押し込む。引金を引金軸で保持板部に結合した後、切換え金座とともに引金室部に入れる。次いで引金わく止めピンを差し込む。この際、引金軸のそう入を逆にしないように、また引金わく止めピンのそう入を忘れないように注意する。

ｂ．がいし部及び連結桿　左手でがいし部のがいし軸を右にして持ち、右手で連結桿のふたまた部分を前方にし、かつ、がいし軸受けの突き出た部分を左にして、がいし軸に差し込む。組み立てたがいし部及び連結桿を引金わく部の前部保持板止めピンに浅くかみ合わせ、引金わく部に入れる。

ｃ．切換え軸部　切換え軸部を引金室部に差し込んで連結桿を固定し、U形ピンの短いほうを手前にして差し込み、引金わく止めピンと切換え軸部を固定する。固定後、がいしを持ち上げてみて、がいし部と連結桿が引金室部から上方へはずれないことを確認する。

d・逆鈎　逆鈎に逆鈎ばねを入れ、逆鈎ばねの先端を引金わく後端の凹部に入れる。この際、ばねの組付け位置を誤ってばねを屈曲させないように注意する。次いで、補助逆鈎と補助逆鈎ばねを結合し、補助逆鈎ばねの末広がりになった部分を引金室部後端の座面突起部に位置させ、補助逆鈎を逆鈎の右側に入れ、逆鈎の後部を右親指で前方に押しながら左から逆鈎軸を入れる。

結合が完了したならば、切換え軸部の「ア」・「タ」・「レ」それぞれについて次の要領により点検する。

(a)　「ア」は、引金が引けない。

(b)　「タ」は、逆鈎を前に押して引金を引くと、逆鈎が下がる。

(c)　「レ」は、がいしを下方に押すと、逆鈎が下がる。

第１３. 特別分解・結合

特別分解は、銃主部の二脚部・ピストン部・ガス筒部・前部弾倉止め・緩衝器部、引金室部のがいしばね、銃尾部及び弾倉について行なう。

1. 銃 主 部

(1) 二脚部

ア. 分解　脚止め軸の抜け止めリング、脚止め軸、ローラ保持金及び脚ばね、脚頭、右脚、左脚に分解する（第２５図）。

二脚部を分解するには、脚頭と脚管を連結している脚止め軸の抜け止めリングを抜き、脚管を軽く脚頭のほうに押しながら脚止め軸を抜き、次いでローラ保持金及び脚ばねを抜く。抜け止めリングを抜くとき、これが変形しないようにする。

イ. 結合　左脚（右脚）に、脚ばね、ローラ保持金部の順にそう入する。

脚頭下部の凹部をローラ保持金部の頭部に合わせて圧し、脚止め軸を脚の上部の穴に差し込み、抜け止めリングで止める。脚頭下部の凹部をローラ保持金部の頭部に合わせるときは、脚頭下部の長いほうが前方になるようにする。抜け止めリングを脚止め軸に差し込むとき飛ばさないようにする。

第２５図　二脚部の部品

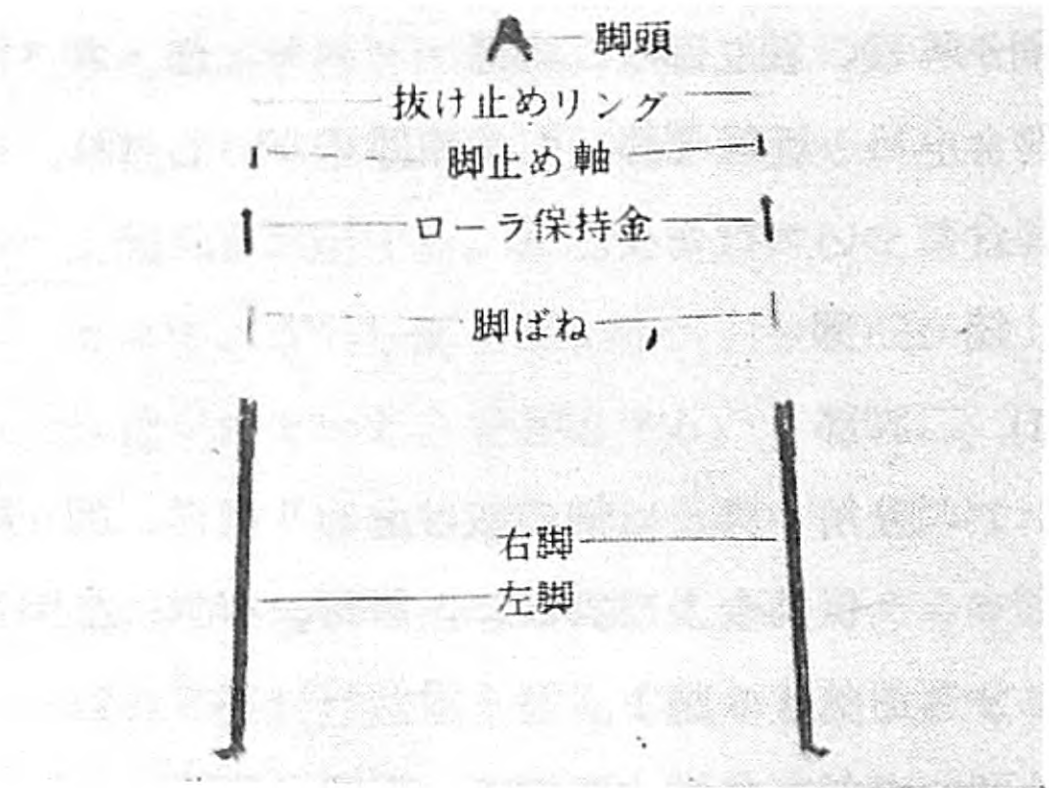

(2)　ピストン部

ア．分解　ピストン桿用ばねピン（短）、後部ピストン桿、後部及び前部ピストンばね、ピストン用ばねピン（長）、ピストン桿筒及びピストンに分解する（第２６図）。せん抜きとハンマ等でピストン桿用ばねピン（短）を抜き、ピストンばねを圧縮したまま、ピストン桿を左に回して、むりな力を加えないようにピストン桿筒からはずす。次いで後部及び前部ピストンばねを抜き取る。同じ要領でピストン用ばねピン（長）を抜き、ピストンを左に回して、ピストン桿筒とピストンをはずす。

第２６図　ピストン部の部品

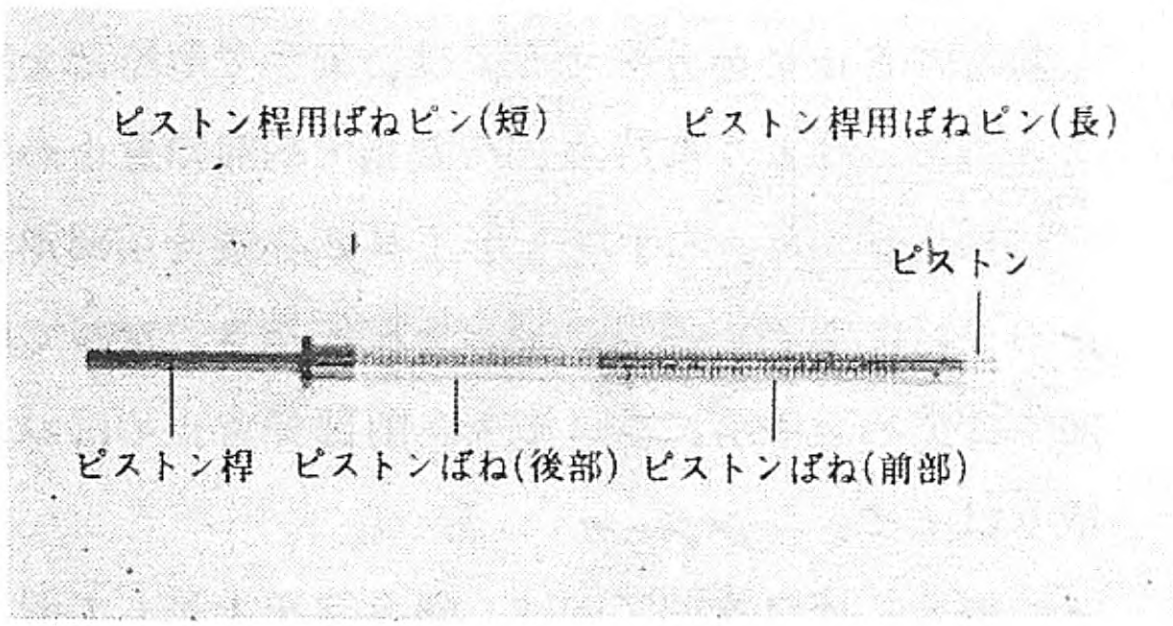

イ．結合　ピストンをピストン桿筒にねじ込み、ばねピン（長）で固定した後、前部ピストンばね（ピッチ大）及び後部ピストンばね（ピッチ小）をそれぞれピストン桿筒に入れ、ばねを圧縮しながらピストン桿をピストン桿筒にねじ込みばねピン（短）で固定する。

(3)　ガス筒部

ア。分解　ガス筒止めピン及びガス筒に分解する。せん抜きとハンマ等でガス筒止めピンを抜き、ガス筒を銃口のほうから取りはずす。

イ。結合　ガス筒を銃口の方向から入れ、ハンマ等でガス筒止めピンをピン穴に打ち込み、固定する。

(4)　前部弾倉止め

ア。分解　前部弾倉止めピン、前部弾倉止め、前部

弾倉止めばねに分解する（第２７図）。

前部弾倉止めを分解するには、左手で尾筒部を第２８図に示すように持ち、左親指で前部弾倉止めを前に押しながら、右手でL形工具の先端を前部弾倉止めピンにあてて押し、ピンを左に抜き、次いで前部弾倉止めを手前に抜き取り、前部弾倉止めばねを取りはずす。

イ．結合　銃口を前に向け、弾倉室を上にして置く。ばね受けの凹部に前部弾倉止めばねの先端が落ちつくようにばねを結合し、前部弾倉止めを尾筒前部穴に押し込み、前部弾倉止めピンを右から差し込む。

第２７図　前部弾倉止めの分解

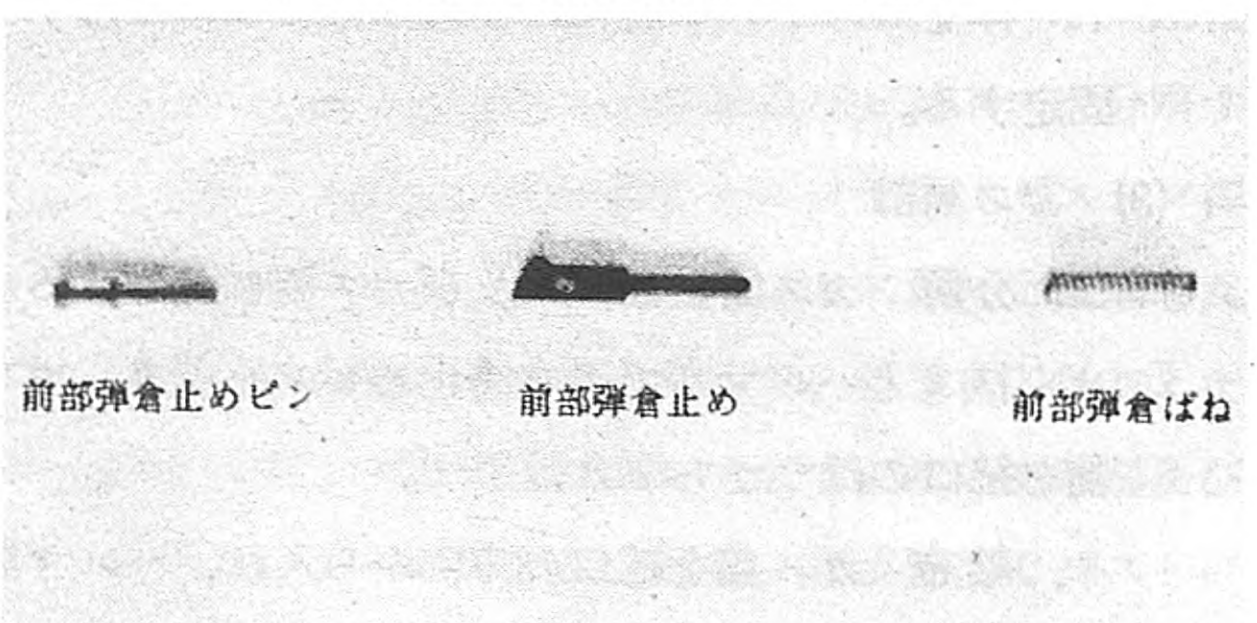

第２８図　前部弾倉止めの取りはずし

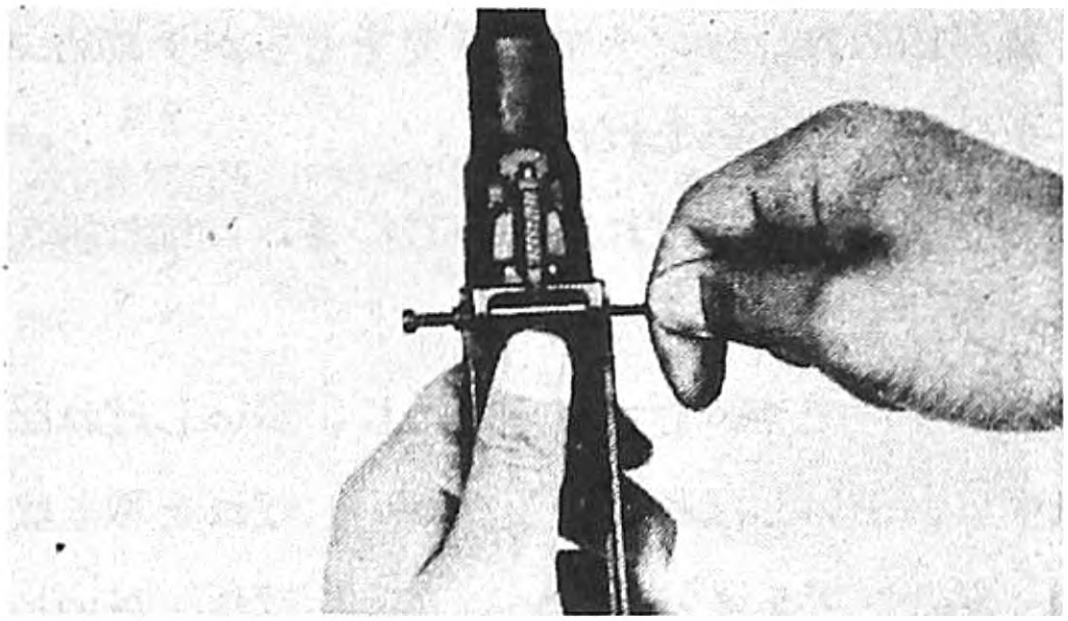

(5)　緩衝器部

ア．分解　撃鉄筒、緩衝ばね及び緩衝頭に分解する。

緩衝器分解レンチで撃鉄筒を左に回してはずし（第２９図）、緩衝ばね及び緩衝頭を尾筒部から取りはずす。緩衝器部は、特に必要ある場合以外は分解しない。

第２９図　撃鉄筒の取りはずし

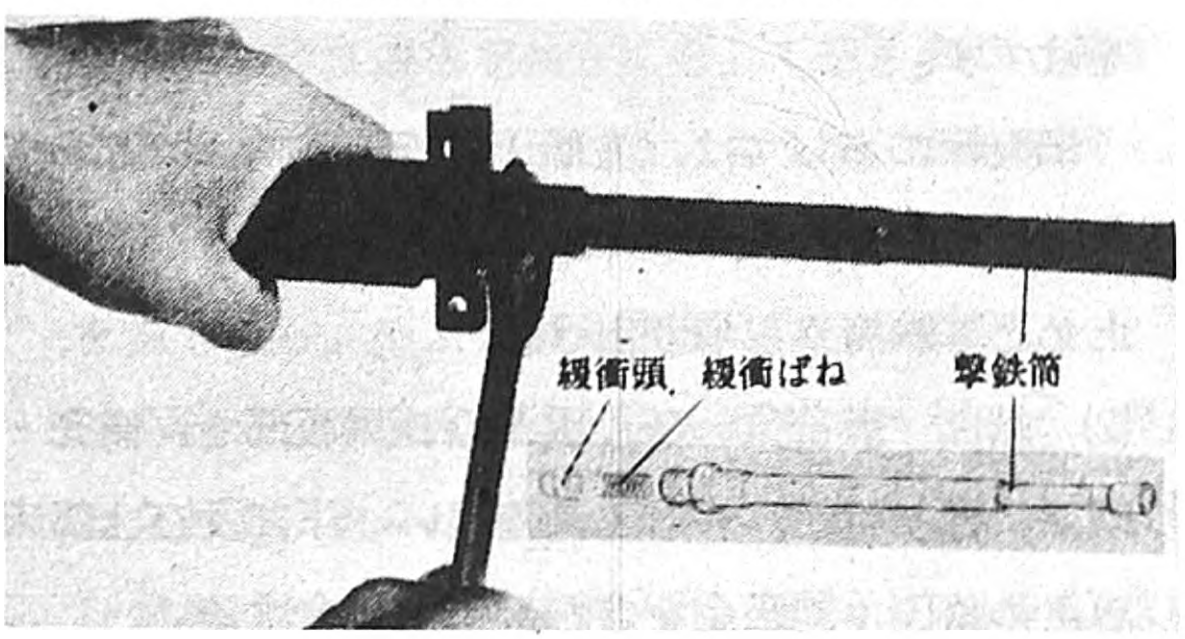

イ・結合　緩衝頭、緩衝ばね、撃鉄筒の順序に尾筒後部に入れ、レンチで撃鉄筒をしっかり締めつける。

2. 引金室部のがいしばね

(1) 分解　がいしばね止めねじ、がいしばね押え及びがいしばねに分解する。

ドライバでがいしばね止めねじ、がいしばね座金をはずし、がいしばね押え及びがいしばねを取りはずす。

(2) 結合　ドライバを用い、がいしばね、がいしばね押えをがいしばね止めねじとがいしばね座金で結合する。

3. 銃尾部

(1) 分解　床尾板部、後部負いひも環、尾筒底・銃床部に分解する（第３０図）。

L形工具を用い、上部及び下部床尾板止めねじをはずし、尾筒底・銃床部から床尾板部、後部負いひも環をはずす。

旧型銃にあっては、L形工具を撃鉄筒ふたにあて、左に回してこれを取りはずし、撃鉄ばね及び撃鉄ばね止めを撃鉄筒から取り出す。

(2) 結合　後部負いひも環及び床尾板部を尾筒底・銃床部に取り付け、L形工具を用い、下部及び上部床尾板止めねじ（同座金を含む。）で結合する。

第３０図　銃尾部の部品

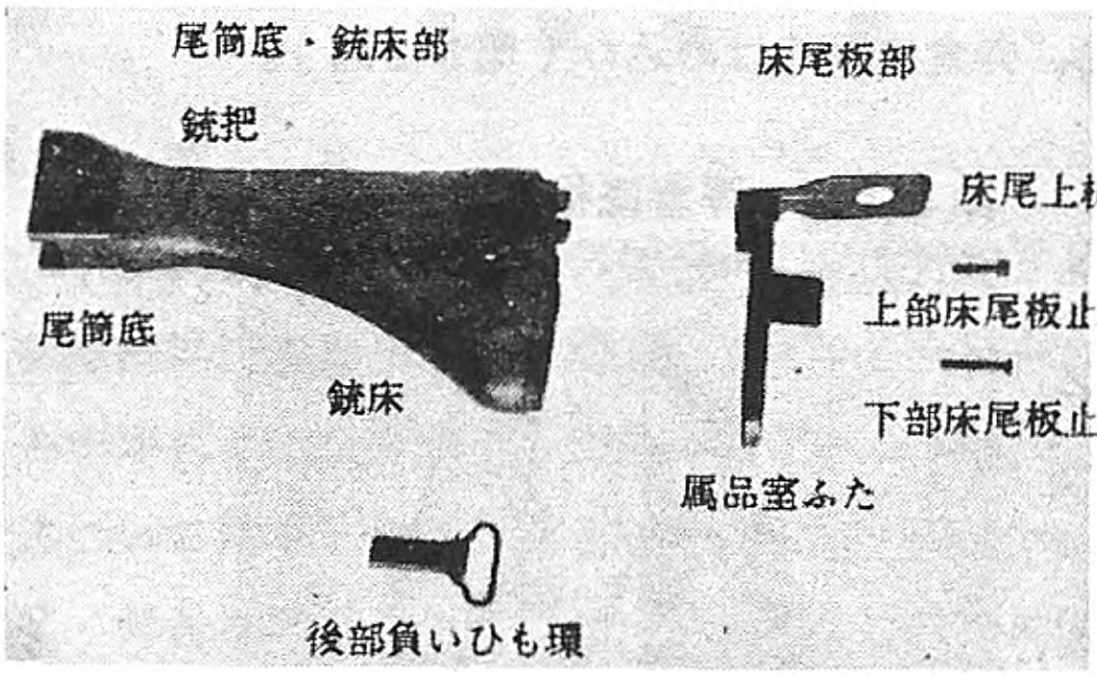

旧型銃にあっては、撃鉄ばね止め、撃鉄ばねを撃鉄筒に入れ、撃鉄筒ふたをねじ込んだ後、１～２回転ふたをねじもどし、撃鉄筒ふたの凹部を床尾板の凸部にかみ合うように締める。

4. 弾　倉

(1)　分解　Ｌ形工具を弾倉底板の後部にある穴に入れて下方に圧し、弾倉底板と弾倉本体とのかみ合せを解いた後、弾倉底板を前方に押して抜き取る（第３１図）。この際、弾倉ばねが飛ばないように左親指で押える。弾倉ばねを右、左に振りながら、弾倉ばね及び押上板を抜き取る。押上板から弾倉ばねをはずす。

(2)　結合　弾倉ばねの前後を誤らないように、弾倉ばねを押上げ板のばね座に確実に結合する。押上げ板及び弾倉ばねを弾倉本体に入れ、ばねが正しい位置にあ

るかどうか確かめた後、ばねを左右に振りながら、圧縮し、弾倉底板をはめ込む（第３２図）。

第３１図　弾倉底板の取りはずし

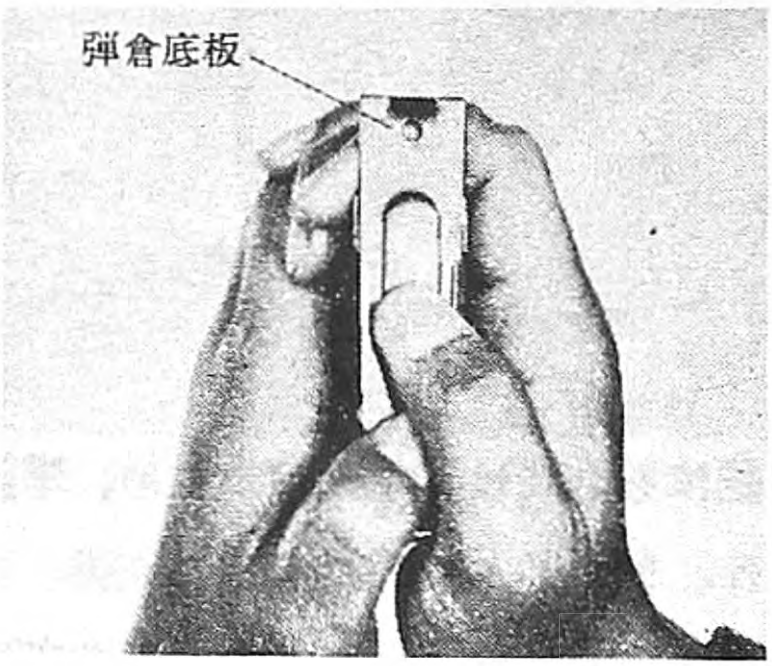

第３２図　弾倉ばねの結合

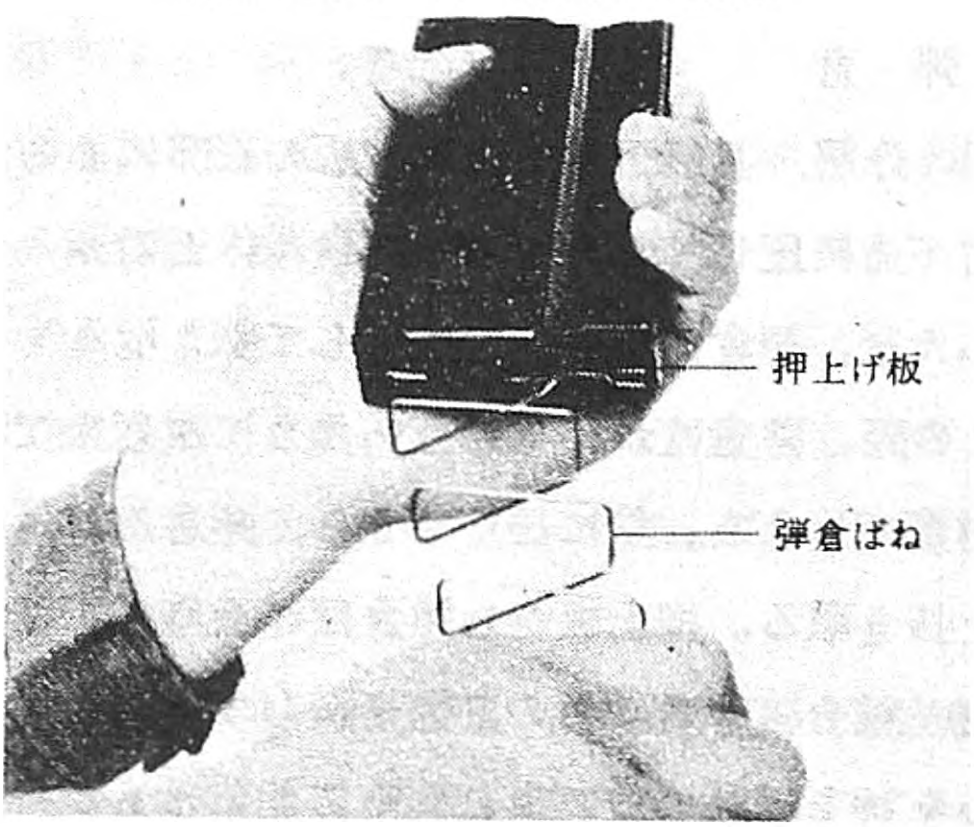

第３款　機　　能

第１４．要　　旨

1. 小銃手等は、適切な取扱いによって銃を常に良好な状態に維持するため、また故障が発生した場合には、すみやかにこれを排除することができるように、その機能について精通しなければならない。

2. 弾丸を発射する機能は、一般に次の八つに区分される。

(1) 開放

(2) 抽筒

(3) 蹴出

(4) 緩衝

(5) 送弾

(6) 装てん

(7) 閉鎖

(8) 撃発

別に、単発・連発機能及び安全機能がある。

第１５．ガスの作用

1. 撃針が雷管を突くと、発射薬が発火し、弾丸は、急膨脹する火薬ガスの圧力により前進する。

2. 弾丸が銃口の手前約１３cmのところに達すると、火

薬ガスの一部がガス漏孔（上面にある穴）から規整子の穴を経てガス筒内にはいる。

規整子には、大きさの異なる三つの穴（大・中・小）があり、所望の大きさの穴を銃身側に合わせることによりガス筒内にはいるガスの量を加減し、スライド及び遊底の後退速度を調節することができる（第３３図）。

3.　ガス筒内にはいった火薬ガスは、ピストンの頭部に当たってピストン部を後退させた後、ガス筒周囲の穴から外に排出される。

第３３図　ガスの作用

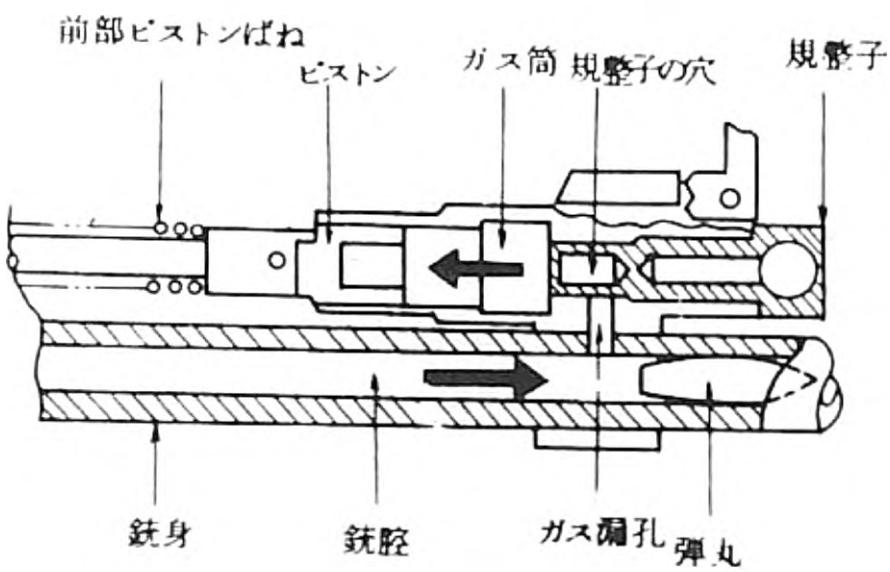

第１６.　開放、抽筒、蹴出

1.　開　放

開放とは、遊底部が尾筒内の閉鎖機構から解かれることをいう。

スライドは、ピストン部の後退によって衝撃を受け、

復座ばねを圧縮しながら後退を始めるが、当初、遊底が閉鎖したままでスライドのみが約1.2㎝後退する。スライドが約1.2㎝後退するとスライド下面の後方に向かっている突起と遊底後部の凹部とがかみ合って、閂（せん）子の反動受け斜面に落ち込んでいた遊底後端が持ち上げられ、遊底がスライドとかみ合ったまま後退を始める（第３４図）。

第３４図　開　　放

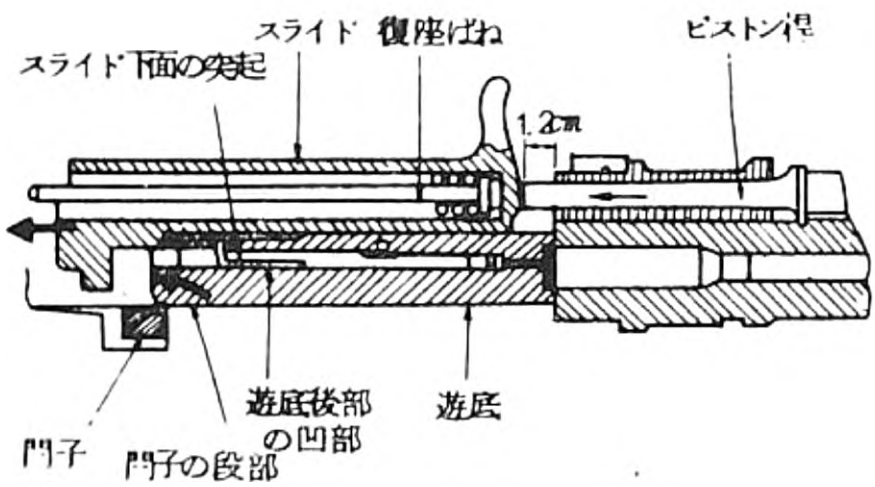

2. 抽　筒

抽筒とは、薬きょうを薬室から抜き出すことをいう。

閉鎖時には、抽筒子は薬きょうの起縁部にかみ合っているので、遊底の後退に伴って打ちがら薬きょうを薬室から引き出す（第３５図）。

3. 蹴　出

蹴出とは、抽筒された薬きょうを銃の外にけり出すこ

とをいう。

スライドが尾筒部の後端に達する直前、薬きょうの左後端は、蹴子（尾筒内の左側の突起部）に強く当たり、抽筒子からはずれ、さらに尾筒中央部右側の壁に当たって右前方にけり出される（第３５図）。

第３５図　抽筒及び蹴出

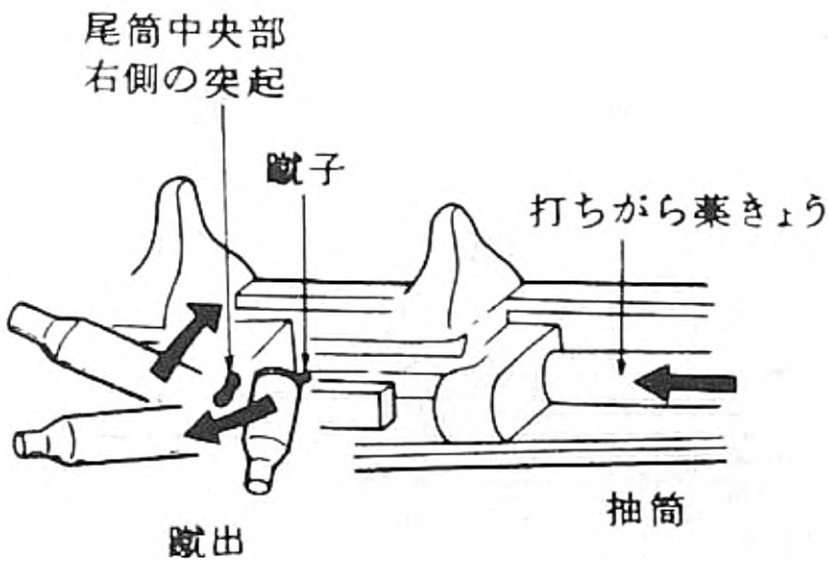

第１７．緩　　衝

スライドが尾筒後端に達すると、緩衝頭がスライドに押されて緩衝ばねを圧し、余分のエネルギーが吸収されて、スライド及び遊底の後退運動が終わり、復座ばねはスライドが前進するに必要なエネルギーをたくわえる。

第１８．送弾、装てん

１．送　弾

送弾とは、弾倉内の弾薬を遊底の前進路上に送り込むことをいう。

弾倉内の弾薬は、弾倉ばねの力によって常に押し上げられているので、遊底の後退が終わると直ちに遊底の前進通路に上がり、遊底の前進によって薬室に送り込まれる状態となる。弾倉内に弾薬がない場合には、遊底前面は、押上げ板の後端に当たって前進運動が止められ、開放のままになる。

2. 装てん

装てんとは、送弾された弾薬を薬室に送り込むことをいう。

遊底は、前進する際、その前端で弾薬の後端を押しながら弾薬を薬室にそう入する。このとき、抽筒子は、薬きょうの起縁部をくわえる。

第19. 閉鎖、撃発

1. 閉　鎖

閉鎖とは、弾薬が装てんされた後、閉鎖機構によって銃身後尾を閉鎖することをいう。

遊底が前進を終えたとき、遊底後端は閂子の斜面に落ち込み、薬室は遊底前面によって閉鎖される。スライドは、尾筒前端に達して止まる。

2. 撃　発

撃発とは、雷管を発火させることをいう。

引金を引くと逆鈎と撃鉄とのかみ合いが解かれ、撃鉄

が前進して撃針を打撃し、雷管を発火させる。

第２０．単発、連発

1. 単　発

(1)　切換え軸部を「ア」から「タ」に切り換えると、連結桿と引金との固定が解かれ、引金が引けるようになる。

(2)　撃鉄が前進しているときは、逆鈎は、逆鈎ばねと逆鈎軸によって常に後方に維持されており、引金と無関係となっているが、撃鉄が逆鈎にかかると、逆鈎は撃鉄ばねの力によって、わずかに前進する。

逆鈎が前進すると、その下面の凸部が引金後端の上面にのり、引金を引けば逆鈎前端が持ち上げられる状態になる（第３６図）。逆鈎と撃鉄とのかみ合せが解かれ、撃鉄は撃鉄ばねの力で前進し、撃針の後端を打つ。

第３６図　単発機能

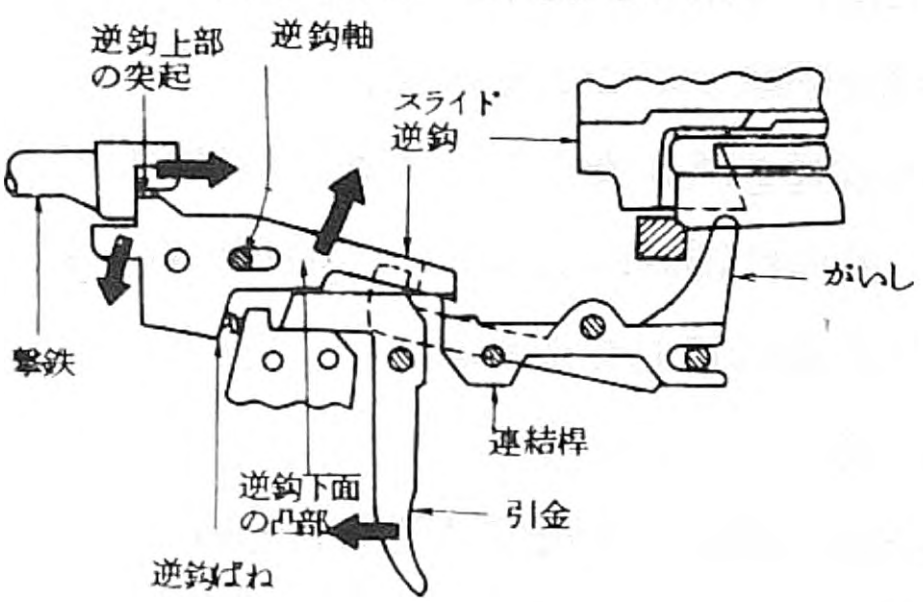

(3) 射手が引金を引き続けているとき、上がっている引金の後端は、逆鈎下面の凸部に当たり、逆鈎を前進させないので、逆鈎と撃鉄とのかみ合せは解けない。したがって、射手は、引金をいったん放して、引きなおさなければ撃発できない。

2. 連　発

(1) 切換え軸部を「レ」に合わせると、がいし前端の突起が、スライドによって押し下げられる状態になる。

(2) スライドが前進し、閉鎖する直前、その後部左側の凸部は、がいし前端の突起を押え、がいし後端を上げる。このとき、逆鈎が後方に保持されていると、がいし後端は、逆鈎に接触しているので逆鈎後部を下げるが、逆鈎が前方に押されるとこの接触は解けてがいしの運動と無関係になる。

引金を引いたままの状態では、逆鈎は、引金の後端斜面に当たって前進しないので、逆鈎前端とがいし後端とが接触しており、スライドが閉鎖直前にがいしを打撃することによって逆鈎の前端が持ち上げられ、撃鉄は、逆鈎後端上部の突起からはずれ、撃鉄ばねの力で前進し撃針の後端を打つ。この運動は、弾倉に弾薬がある限り続けられる(第37図)。

(3) 引金を放すと逆鈎は、撃鉄により前に押され、が

いしと無関係になるので、スライドが前進しても逆鈎は作動せず撃発しない。

第３７図　連発機能

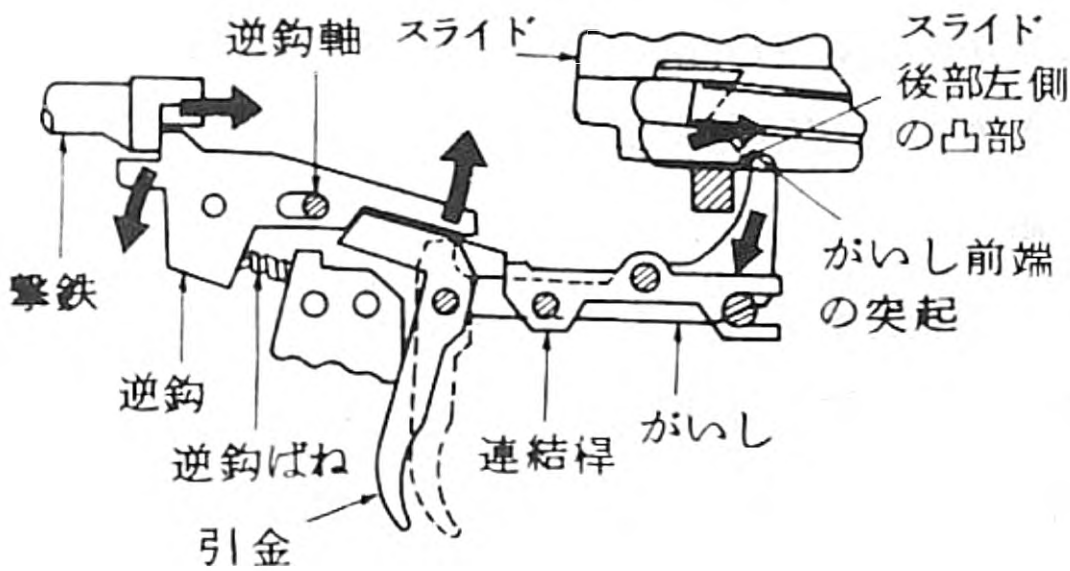

第２１．安全機能

安全機能には、切換え軸部（安全装置）の機能、過早解放防止機能、不完全閉鎖による撃発防止機能及び補助逆鈎による暴発防止機能がある。

1. 切換え軸部（安全装置）の機能

切換え軸部を「ア」に合わせると、連結桿の後端が引金の上部前面及び上部突起の下面を押えて固定し、引金が引けないようにする（第３８図）。

2. 過早開放防止機能

ピストン部の後退によって、スライドは復座ばねを圧縮しながら後退を始め、約1.2cm後退するまでは遊底が動かないで閉鎖したままの状態にある。これは、弾丸が

銃口を離れ、ガス圧力が低下するまで遊底を安全閉鎖の状態に保ち、ガスの後方噴出による危害を防止している。

3. 不完全閉鎖時の撃発防止機能

遊底が前進途中か、又は遊底が閂子の斜面に落ち込んでも、スライドが尾筒前面まで到達していないような不完全閉鎖の状態では、引金を引いても撃鉄がスライドの後方下端部で止められ、撃針を打てないようになっている。

第３８図　切換え軸部（安全装置）の機能

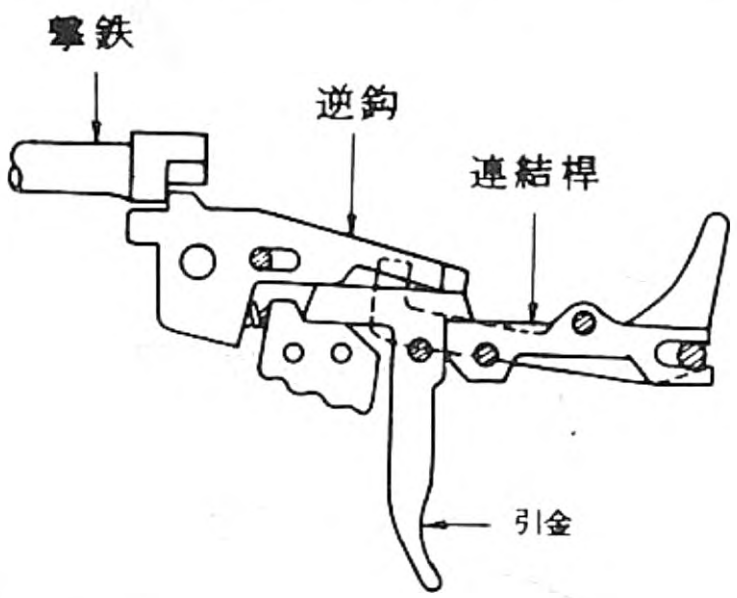

4. 補助逆鈎による暴発防止機能

連発時において故障等によって後退した撃鉄が逆鈎にかからない場合においても、前進途中の撃鉄は、補助逆鈎に必ずかみ合って止まり、暴発を防止する。

第２２. 消炎制退器

消炎制退器は、発射時、銃口から出る火炎を減少させる

とともに、銃の反動を少なくする。

消炎制退器は、弾丸が前進するとき、後方から作用する燃焼ガスを第３９図のように制退器に作用させ、銃の反動を少なくする。

第３９図　消炎制退器の機能

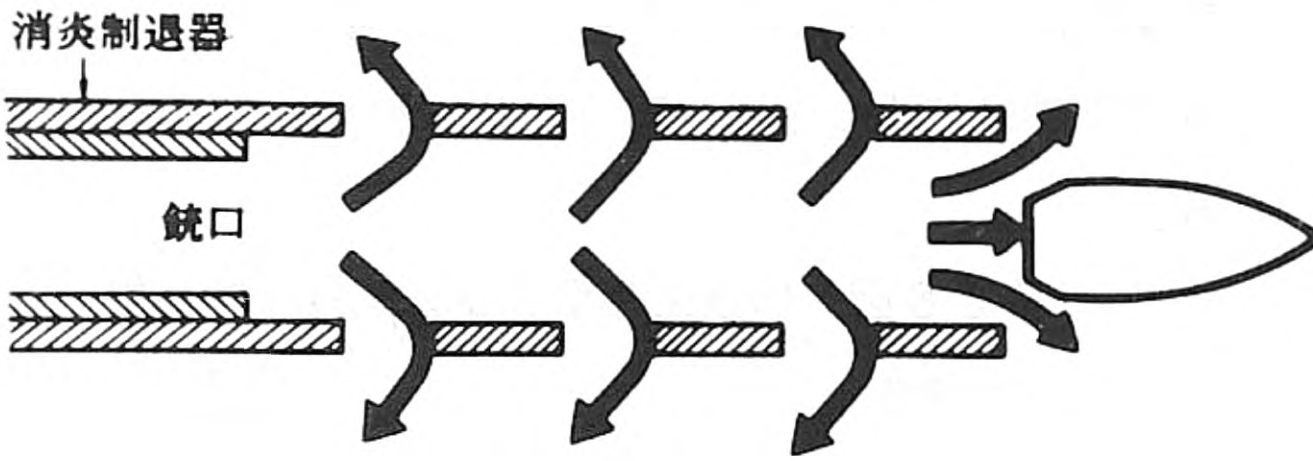

第４款　故障及び故障排除

第２３．要　　旨

1. 小銃手等は、故障が発生したならば、すみやかに原因を発見し、これを排除しなければならない。
2. 故障排除には、故障発生後直ちに行なう第１段階と、これを行なっても排除できない場合に原因を究明して行なう第２段階の区分がある。

第２４．故障排除の第１段階（応急処置）

故障が生じたならば、射手は直ちに「引く」、「たたく」、

「放す」、「ねらう」、「射（う）つ」の五つの動作を行なう。通常、この操作により、故障の大部分は排除することができる。

1. 「引く」　槓桿を後方いっぱいに引く。
2. 「たたく」　弾倉底板を上に強くたたく。
3. 「放す」　槓桿を放す。
4. 「ねらう」　正しく照準する。
5. 「射つ」　引金を引く。

第25. 故障排除の第2段階

第1段階によって、故障がなお排除できないときは、安全装置をかけた後、「はずす」、「見る」、「引く」、「さがす」、「排除」の五つの動作を行なう。

1. 「はずす」　銃を肩からはずす。
2. 「見る」　スライドの閉鎖状況を見る。
3. 「引く」　槓桿を後方に引く。
4. 「さがす」　スライド止めを押して、薬室、撃針、抽筒子、弾倉を見て、故障の種類を判断し、原因を探究する。原因不明の場合には、弾（たま）抜けをした後、銃を分解して原因を明らかにする。
5. 「排除」　故障を排除する。

第26. 故障の種類・原因及び排除要領

通常、起こりやすい故障の種類・原因及び排除要領は、

第１表のとおりである。表のうち、○印を付したものは、特に起こりやすい故障を示す。

第２７．故障排除訓練上の着意事項

1. 訓練にあたっては、擬製弾を用いて各種の故障を作為し、また損傷した部品を示して故障発生の状態、発生の原因及び故障排除の要領について習得させる。射撃間、故障が発生した場合には、つとめてその場で綿密に教育する。

2. 故障発生時の銃の状態によって故障の原因を判断させるが、発射間における発射音の調子、薬きょう蹴出の状態、蹴出された薬きょうの形状等による故障発生の兆候についても教育する。

3. 部品の交換を、迅速・確実に交換できるように演練する。

4. 夜間における故障排除の訓練は、指先の触感で行なう要部の点検、故障の判断等を重視する。

第1表　故障の種類・原因及び排除要領

故障の種類	故障発生時の状態	原　　因	排　除　要　領
撃発不良	遊底は完全に閉鎖しているが、撃発しない。	1.尾筒内の汚損 2.弾薬不良 3.逆鈎、逆鈎ばねの衰損、変形による撃鉄追随 4.撃鉄ばねの衰損 ○5.撃針の折損、摩耗	1.尾筒内の手入れ 2.弾薬の交換 3.逆鈎、逆鈎ばねの手入れ又は交換 4.撃鉄筒の手入れ又は撃鉄ばねの交換 5.撃針の交換
開放不良	1.撃発してもスライドが後方に下がらない。 2.槓桿を引いてもスライドが下がらない。	1.ガス圧力の不足 2.尾筒内の異物の存在 3.ピストンばね、ピストンの損傷、ガス筒内部の汚損	1.規整子の調整 2.異物の除去、スライド、遊底、尾筒部の注油 3.ピストンばね、ピストンの手入れ又は交換、ガス筒の手入れ、特にカーボンの除去
抽筒・蹴出不良	1.薬きょうが薬室に残っている。 2.薬きょうが蹴出されないで再び装てんされている。	○1.抽筒子、抽筒子ばねの損傷及び衰損 2.薬室の汚損 3.薬きょう切れ 4.尾筒中央部の右側突起の変形、摩耗 5.蹴子の変形、摩耗又は欠損	1.抽筒子、抽筒子ばねの交換 2.薬室の手入れ 3.弾薬の交換又は排除 4.手入れ 5.抽筒子ばねの交換
送弾不良	スライドは完全に閉鎖しても弾薬が弾倉内に残っている。	○1.弾倉ばねの衰損 ○2.弾倉の変形 3.弾倉内に砂じん等の存在 4.弾薬の変形 ○5.弾倉が後部弾倉止めに正しくはまっていない。	1.弾倉ばねの交換 2.弾倉の交換 3.異物の除去 4.弾薬の交換 5.弾倉を正しくはめる。
装てん不良	弾薬が完全に薬室にはいっていない。	1.復座ばねの衰損 2.スライド、遊底の作動不円滑 3.弾薬の変形 4.薬きょう切れ 5.薬室の汚損 ○6.弾倉開口部の変形、損傷	1.復座ばねの交換 2.スライド、遊底、尾筒部の注油 3.弾薬の交換 4.薬きょうの除去 5.薬室の手入れ 6.弾倉の交換
閉鎖不良	1.スライドが完全に閉鎖しない。 2.引金が引けない。	1.復座ばねの衰損 ○2.送弾不良 3.装てん不良 4.薬室の汚損	1.薬きょうを抜く 2.送弾不良の項参照 3.装てん不良の項参照 4.薬室の手入れ

第５款　整　　備

第２８．要　　旨

1.　指揮官以下は、整備の重要性を深く認識し、確実に整備を遂行して、常に小銃、装着武器等を良好な状態に維持し、故障及び衰損を未然に防止しなければならない。

2.　部隊整備には、小銃手等が実施する第１段階整備及び部隊整備員（火器係）が実施する第２段階整備がある。

第２９．整備用の工具、潤滑油等

整備に必要な資器材には、付属の工具及び第２段階小銃用工具のほか、手入れ台、手入れ用布、油脂等がある。

1.　整備用の工具

付録第１参照。

2.　手入れ用布

手入れ用布には、一般手入れ用布及び裁断布がある。裁断布は、主として銃腔、薬室、ガス筒部等の手入れに用いる。制式の裁断布がないときは、適当な綿布を約６cm平方の大きさに切って用いる。使用にあたっては、糸くず、ほこり等を除くことが必要である。

3.　油　脂　等

(1)　洗浄剤　洗浄剤には、射撃後の手入れにおいて、ガス残さの除去に使用される銃腔清浄油、せっけん液

等がある。

洗浄剤の使用後は、これをよくふき取り、金属部分には、軽防錆（せい）潤滑油を塗る。

ア．銃腔清浄油は、通常、3倍の水で薄め、乳化して用いる。零下7℃以下では、凍結するので使用できない。

イ．せっけん水は、銃腔清浄油のない場合に用いる。せっけん水を作るには、せっけん約１００ｇを熱湯又は水3.5ℓに溶かす。

(2)　潤滑剤　潤滑剤は、油膜を形成することにより、銃の機能を円滑にするとともに、外気からの湿気、ほこり等に対して金属部を保護する。

潤滑剤には、軽防錆潤滑油、中防錆潤滑油、グリースがあり、また代用品としてエンジン油を用いることがある。

ア．軽防錆潤滑油は、薄い油であり、常温における潤滑用及び一時的防錆用として用いる。

イ．中防錆潤滑油は、高度に精製された非凝固性鉱物質の潤滑油であり、比較的厚い油膜を形成する。銃を塩水に浸すおそれのある場合、高温高湿度の天候下で銃を使用する場合等の防錆用として用いる。

ウ．グリースは、水に対して抵抗力があるので、降

雨時等において銃を使用する場合に、尾筒部、遊底部、スライド等の摩擦面に塗ってその機能を円滑にする。

エ　エンジン油（ＳＡＥ１０）は、上記の各種油がない場合に用いる。これは、寒冷時には粘結状態となり、作動を不円滑にすることがあるほか、防錆力がないので、使用にあたっては注意する。

(3)　格納油　格納油は、銃を長期にわたって格納する場合、金属部分を防護するために用いる。

通常、気温２６℃以下においては粘液状態となっているので、この場合は暖めた後、はけで塗る。

(4)　亜麻仁油　亜麻仁油は木部の手入れ用として用いる。

第３０.　第１段階整備

第１段階整備のおもなものは予防整備であって、使用者が使用のつど実施するＡ整備、及び使用部隊等の長が装備品等の使用、保管の状況等を考慮して実施する場合のＢ整備に区分される。小銃手等は、陸上自衛隊整備規則及び予防整備作業用紙に従って点検手入れを行なう。ただし、銃等は使用しないときでも気象、保管の状態等によっては汚損、発錆等が生ずるので、随時点検・手入れを行なう必要がある。

1. A 整 備

A整備には、射撃をしない場合の点検・手入れ及び射撃前、射撃間、射撃後の点検・手入れがある。

(1) 射撃をしない場合

ア・射撃をしない場合の点検・手入れには、日常の点検・手入れ、及び使用前、使用中、使用後の点検・手入れがある。

イ・手入れにあたっては、かわいた手入れ布、又はブラシでよごれを取り、金属部分に軽防錆潤滑油を薄く塗る。

ウ・銃腔及び薬室の手入れにあたっては、銃身を手入れ台等に固定し、手入れ棒に糸くず等を除いた裁断布をつけて、銃口のほうからそう入してまっすぐ前後に動かす。これを数回繰り返したならば、裁断布を交換してよごれがつかなくなるまで行なう。この場合、尾筒部、薬室、銃口、遊底等を傷つけないようにする。次いで新しい裁断布に軽防錆潤滑油を軽くつけ、銃腔及び薬室に塗る。

手入れにあたっては、次の事項に注意しなければならない。

(ア) 手入れ棒を使用する場合には、銃口及び薬室等を傷つけない。

(イ) 銃腔ブラシを用いる場合には、過度の摩擦によりクロムめっきがはげないようにする。銃腔ブラシ等の使用はつとめて避ける。

(ウ) 薬室や銃腔内に布片を残さない。

(エ) 銃口にせんを詰めると銃腔が湿気を帯び、さびの発生の原因となるので、特に必要のある場合のほか、行なってはならない。

(2) 射撃前及び射撃間

ア. 射撃前においては、次の要領により、点検・手入れを行なう。

(ア) 銃腔、薬室の油をふき取りきれいにする。

(イ) 規整子の表面を点検し、傷等がある場合は係に申し出て新しい規整子と交換する。

(ウ) 直接弾薬と接触しない次の金属部品には、薄く軽防錆潤滑油を塗る。

a・ 尾筒底部と遊底との接触面、及び遊底とスライドとの接触面

b・ スライド側面及び尾筒側面のスライド誘導みぞ

c. 撃鉄底面

イ・ 射撃間の点検・手入れは、故障排除の場合を除き、射撃前の要領に準じて行なう。

(3)　射撃後の点検・手入れ

ア．射撃後においては、特に発錆防止について留意しなければならない。射撃後、銃腔等に付着するものは、雷管起爆時に生ずる生成物、火薬の燃えかす（主としてカーボン）及び金くずである。これらは、一般に湿気を吸収する性質があり、薬室及び銃腔内に付着して発錆を促進する。これらの大部分は、銃腔清浄油をもって除去することができる。

イ．射撃が終了したならば、点検・手入れを直ちに行なうことが望ましいが、できない場合には、おそくとも射撃当日中に実施し、引き続いて3日間は同一要領で実施しなければならない。

手入れは、次の要領により行なう。

(ア)　銃腔

a．銃腔清浄油又はせっけん湯に浸した布片を通して清浄する。よごれがはなはだしい場合等やむを得ないときにのみ銃腔ブラシを用いるが、銃腔ブラシを使用した後にこれらの布片を用いて清浄する。

b．かわいた布片を通す。布片によごれがつかなくなるまで繰り返す。

c．軽防錆潤滑油を浸した布片を通す。

(イ) 薬室　薬室ブラシを使用し、銃腔の手入れの要領に準じて行なう。

(ウ) ガス筒部及び規整子　ガス筒部及び規整子に過度にカーボンが付着している場合は、手入れブラシ等を用いてカーボンを取り、銃腔清浄油に浸した布片でよくこする。次いで、これをきれいにふき取り、かわいてから軽防錆潤滑油を塗る。

注　手入れに際しては、金属ブラシ、サンドペーパー等ガス筒部及び規整子の表面を傷つけるような手入れ用資材は使用しない。特に、規整子の表面を傷つけたり、磨耗させたりするとガス漏れの原因となるので、取扱いには十分注意する。

(エ) 遊底　布片と銃腔清浄油を用いて表面を清浄した後、乾燥させ、軽防錆潤滑油を薄く塗る。

(オ) その他の部品　かわいた手入れ布でよくふき、湿気、ほこり、ちり、汗等を除去した後、金属部には軽防錆潤滑油を、銃床及び握把には亜麻仁油を塗る。

(4) 特殊、気象条件下における手入れ

ア．寒冷時

(ア) 寒冷時においては、銃の作動する部分を完全

に湿気から防がなければならない。

作動する部分の塗油が多すぎると、これが凝固して作動が不円滑となり、故障の原因となる。

(イ)　0℃以下の気温のときは、使用前に銃を分解し、油等を完全にふき取る。摩擦する部品の表面には、軽防錆潤滑油を布片で薄く塗る。その他の部品はふき取ったままにしておく。

(ウ)　使用後、銃を室内に持ち込んだ場合には、銃の温度が室温に達するまで手入れを待つ。これは、湿気が金属面に凝結するからである。室温に達した後、布片で完全によくふき取ってかわかす。

(エ)　野外では、適当なおおいをかける。

イ．高温・高湿時等　高温・高湿時、空気に塩分を含んでいるとき、又は雨季等においては、つとめて毎日、銃の点検・手入れを行なう。実施にあたっては、各部品に付着している水分をふき取った後、軽防錆潤滑油を塗る。塩分を含んだ空気にさらした場合には、中防錆潤滑油を使用する。

また、手の汗は酸を含み、さびの原因となるので、金属部についた汗はよくふき取る。

ウ．風じんのはなはだしい場合には、砂やごみが作動する部分や銃腔内にはいりやすいので、少なくと

も１日１回以上手入れを行なう。特に砂じんのはなはだしい場所で銃を使用するときは、砂が潤滑油に付着して機能を妨げるので、潤滑油を完全にふき取る。砂じんの場所を離れたら再び塗油する。

エ・豪雨又は海水の飛まつに銃をさらすおそれのある場合には、スライドを直接水又は塩にさらすのを防ぐためにグリースを用いる。塗油する部分をきれいにふいて乾燥させた後、グリースを塗り、数回動かして拡散させる。通常スライド以外の部分にはグリースを用いない。

2.　B 整 備

B整備は、次の要領により行なう。

(1)　銃を分解し、A整備に準じて詳細な点検・手入れ及び締めつけを行なう。

(2)　弾倉は必要に応じ、分解し、点検・手入れ後は軽防錆潤滑油を薄く塗る。

(3)　負いひもは、金具をはずし、ブラシ等でよごれを払う。汚損が著しいときは、水又はせっけん水で洗う。せっけん水を使った場合は、よくすすぐ。いずれの場合も完全にかわかす。防水加工等が施されているため過度の水洗を避ける。

(4)　整備終了後は、所定の作業用紙等に記録する。

(5)　第2段階以上の整備を必要とするときは、直ちにその旨を所属長に報告するとともに、部隊整備員（火器係）に申し出る。

第31.　第2段階整備

第2段階整備のおもなものは、予防整備Cであり、部隊整備員（火器係）は、定められた基準及び実施要領に従い、第2段階64式7.62㎜小銃用工具を使用して整備を行なう。

小銃手等は、通常、整備に立ち合い、不良箇所を整備員に説明するとともに、整備作業を援助する。

1.　実施要領

(1)　点検　第2段階整備において実施する点検は、陸上自衛隊整備規則で定める予防整備作業用紙に基づいて行なう。

(2)　手入れ　通常、第1段階整備で実施できない箇所を行い、特にカーボン及びさびを除去する。

カーボンの除去は、第1段階整備に準じて行う。特に規整子、ガス筒及び銃身部のガス漏孔付近には、カーボンが付着しやすいので手入れを十分に行う。手入れに際しては、必要に応じ、厚い布、木片、竹べら等を用いる。この場合、部品を傷つけたり、黒色防錆被膜を取らないように注意する。金属ブラシ、みがき粉又はサンドペーパー等、金属を磨耗させる手入れ用資

材は使用しないようにする。

さびは、軽防錆潤滑油又は銃腔清浄油をつけた手入れ布を用いて除去する。カーボン及びさびを除去した後には、軽防錆潤油を薄く塗る。

2. 実施後の処置

(1) 部隊整備員（火器係）は、整備終了後、所定の作業用紙に記録し、小銃手等に対して整備上の意見を述べて技術的な助言を与えるとともに、小銃手等が行なう履歴簿の記録を確認する。

(2) 部隊整備員（火器係）は、第３段階以上の整備を必要とする箇所を発見したときは、すみやかに、所属長に報告する。

第２節　装着武器

第１款　要　　説

第32. 要　　旨

装着武器には、照準眼鏡、てき弾発射器、銃剣等があり、本節においては、それらの構造及び取扱いの一般要領について記述する。

第２款　照準眼鏡

第３３．照準眼鏡の構造

照準眼鏡は、対物レンズ部、焦点鏡部、距離及び方向修正部、正立レンズ部、接眼部からなっている（第４０図）。

第４０図　照準眼鏡の構造

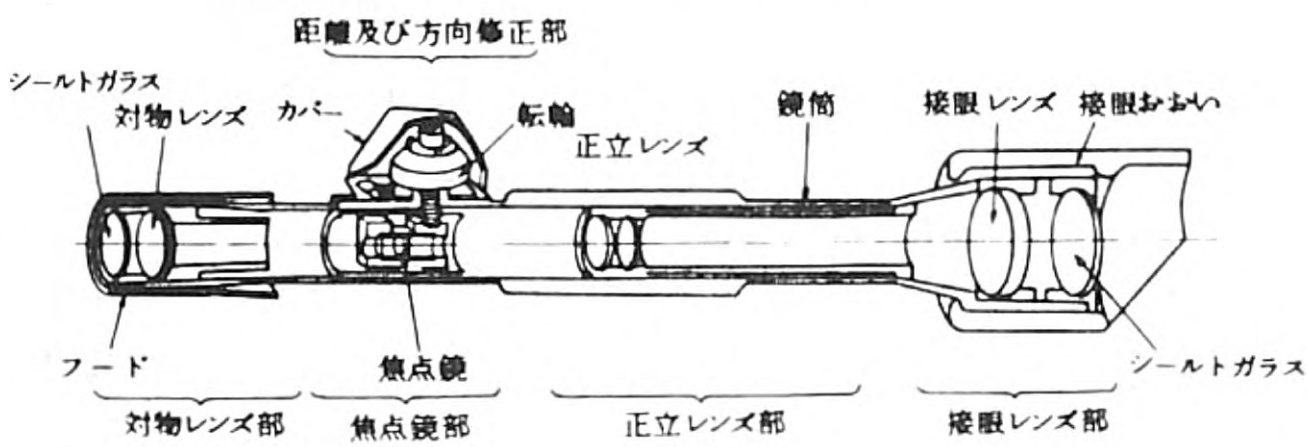

1.　焦点鏡部

焦点鏡は、目標の照準が容易なように┬┴型の目盛線があって、目標像がこの面上に結像する。

2.　距離及び方向修正部

上下・左右転輪を回すことによって、焦点鏡を上下（距離）、左右（方向）に動かすことができ、これによって射距離及び方向を測合することができる。

上下転輪には、５０ｍ単位に０から８００ｍまで、左右転輪には１㍉単位に左右それぞれ７㍉までの目盛が

刻まれている。

上下転輪及び左右転輪の回転刻み１クリックは、弾着を0.4㍍移動させる。

3. 倍率は2.2倍、視界は5°20′である。

第３４. 取付け要領

1. 照準眼鏡の取付け具のふた取付けねじを六角レンチを用いてねじもどし、ふたをはずす。次いで本体のキーを眼鏡のキーみぞに合わせ、ふたを取り付ける。使用しないときは、この状態で携行袋に収める。

銃への取付けは、まずつまみの側面にあるつまみ止めねじを六角レンチでゆるめた後、本体の凸部を銃のみぞに合わせ、つまみを回して確実に固着し、つまみ止めねじを締めつける。

2. ほほ当てを銃に装着するには、ほほ当てのひもをほどき、銃床側面に取り付けた後、ひもで縛る。

第３５. 照準眼鏡の手入れ要領及び取扱い上の注意

1. 手入れ要領

(1) かわいた手入れ用布でよごれをふき取り、ブラシでほこりを払い、金属部分に軽防錆潤滑油を薄く塗る。シールドガラスは、手入ればけでほこりを払い、柔らかい布でふく。

(2) ほほ当ては、フェルトを取り出し、手入れ用布、

ブラシ等で手入れした後、表面に保革油を薄く塗り、すり込む。

2. 取扱い上の注意

(1) 上下及び左右調整ねじは、必要なとき以外は手を触れない。また、転輪カバーは、できるだけ閉じておくことが望ましい。

(2) 対物及び接眼窓わくは、修理のとき以外は取りはずさない。

(3) レンズ等ガラス面の油性のよごれは、アルコール、エーテル等を柔らかい布に軽く含ませてふき取る。

(4) アルコール、エーテル等で鏡筒等の金属部分をふいてはならない。

第３款　銃　　剣

第３６　銃剣の構造及び手入れ要領

1, 銃剣の構造

銃剣は、握り、つば、剣身、剣ざや等からなっている（第４１図）。握りには、銃の剣止め及び剣ざやに固定するためのレバーがあり、ボタンを押すことによってレバーが動き、剣止め及び剣ざやとのかみ合せが解けるようになっている。剣ざやの先端には、ももに縛着するためのひもがついている。

2. 手入れ要領

(1) 銃剣の手入れにあたっては、各部に付着したよごれを落とし、軽防錆潤滑油を薄く塗る。特に、ボタンとつばの間、剣止めのみぞ及び剣ざやの中のはこり、水分等を完全に除去する。

第４１図　銃　　剣

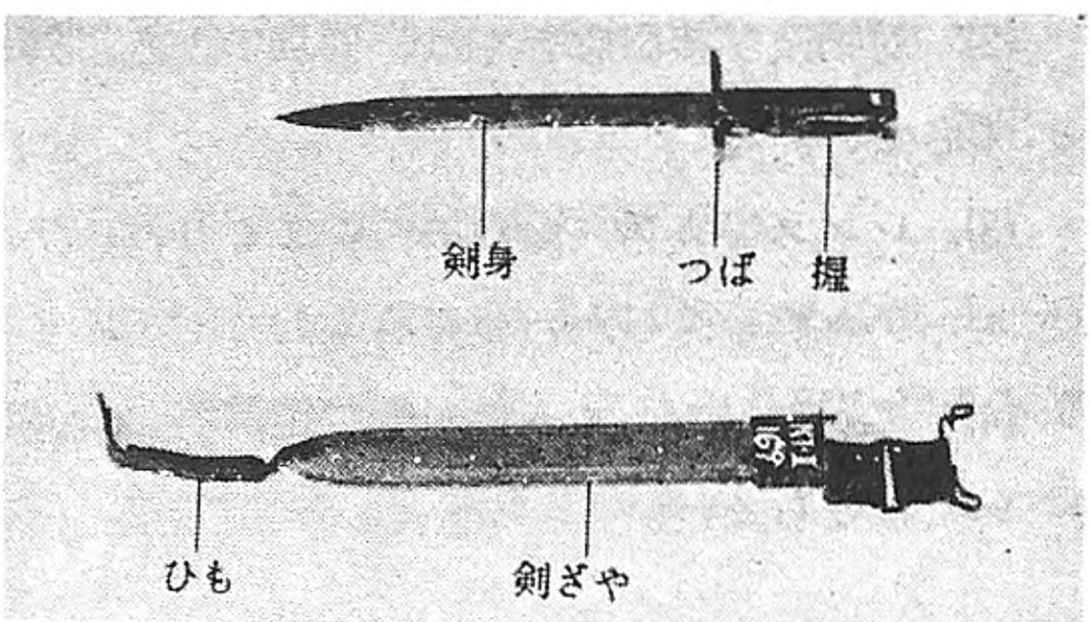

この際、剣止めのみぞに出ているレバー先端の欠損の有無及びレバーの作動状況について点検する。整備を要するときは、部隊整備員（火器係）に申し出る。

(2) 部隊整備員（火器係）は、前項の申し出があった場合、銃剣を分解して各部に付着したごみ等を除去し軽防錆潤滑油を薄く塗る。結合に際しては、はね及び握り止めねじのナットの向きに注意する。第３段階以上の整備を必要とする箇所を発見したときは、速やかに所属長に報告する。

(3)　風じん等のはなはだしい場合には砂やごみがレバーの作動部分に入り、レバーの機能を妨げるので、必要に応じ手入れを行う。

銃剣を装着して射撃を行う場合は、必ず事前に分解し手入れを行い、レバーの機能を確認する。

第４款　てき弾発射器

第３７.　てき弾発射器

てき弾発射器は、てき弾器及び照準器からなっている（第４２図）。

第４２図　てき弾発射器

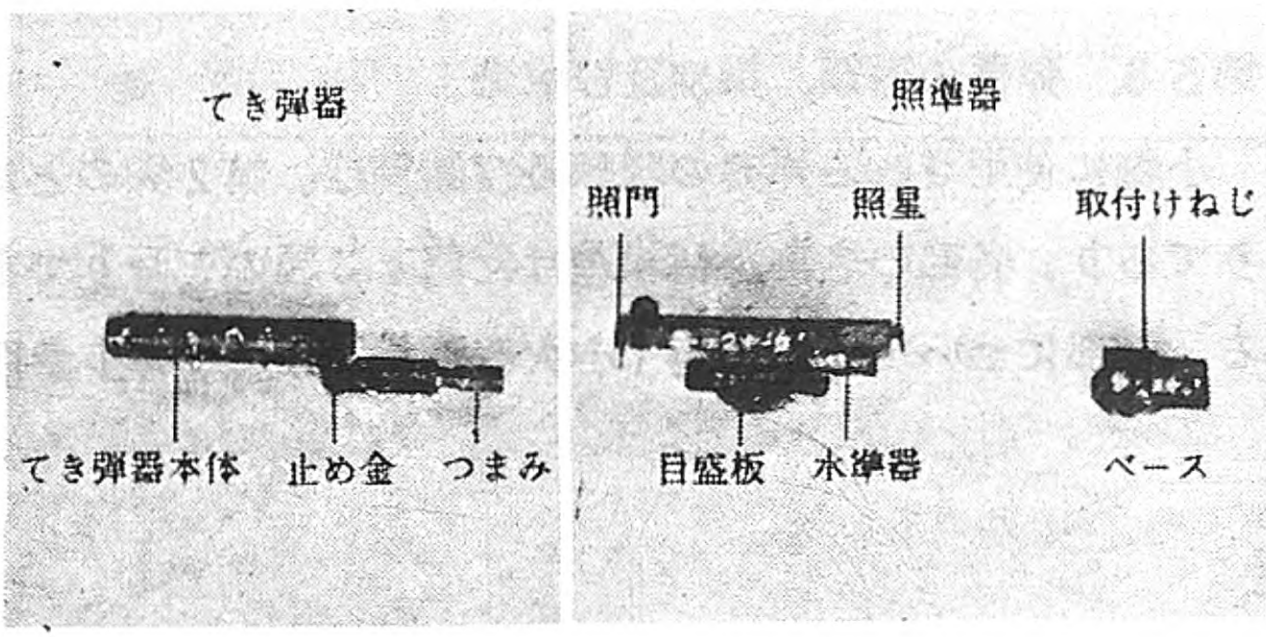

1.　てき弾器

てき弾器は、てき弾器本体、止め金、つまみ等からなっている。てき弾器本体の外周に０～６の番号が刻印されており、１～６の番号の位置に６条のみぞがある。

てき弾器を銃に取り付けるには、これを消炎制退器に差し込み、止め金を剣止めに掛け、つまみを引き出してこの先端を剣止めの凹部に合わせて固定する。

2. 照準器

照準器は、照星、照門、水準器、目盛盤、ベース、取付けねじ等からなっている。

照準器を銃に取り付けるには、ベースを銃の尾筒部左側のみぞに合わせ、取り付けねじで締める。

第３節　弾　　薬

第３８. 弾薬の種類、識別及び構造

小銃に使用される弾薬の種類及び識別は、第２表のとおりであり、各部の名称及び構造は、第４３図のとおりである。細部については、教範「小火器弾薬及びてき弾」参照。

第2表　弾薬の種類、識別

種　　類	識別	
	弾　　頭	薬きょう底面
M８０ 普　通　弾	着色なし	減装薬なし 常装薬　㊉
M６２ 曳（えい）光弾	だいだい色	
M８２ 空　　砲		
M６３ 擬　製　弾	薬きょうには三つの穴がある。	

第４３図　弾薬各部の名称及び構造

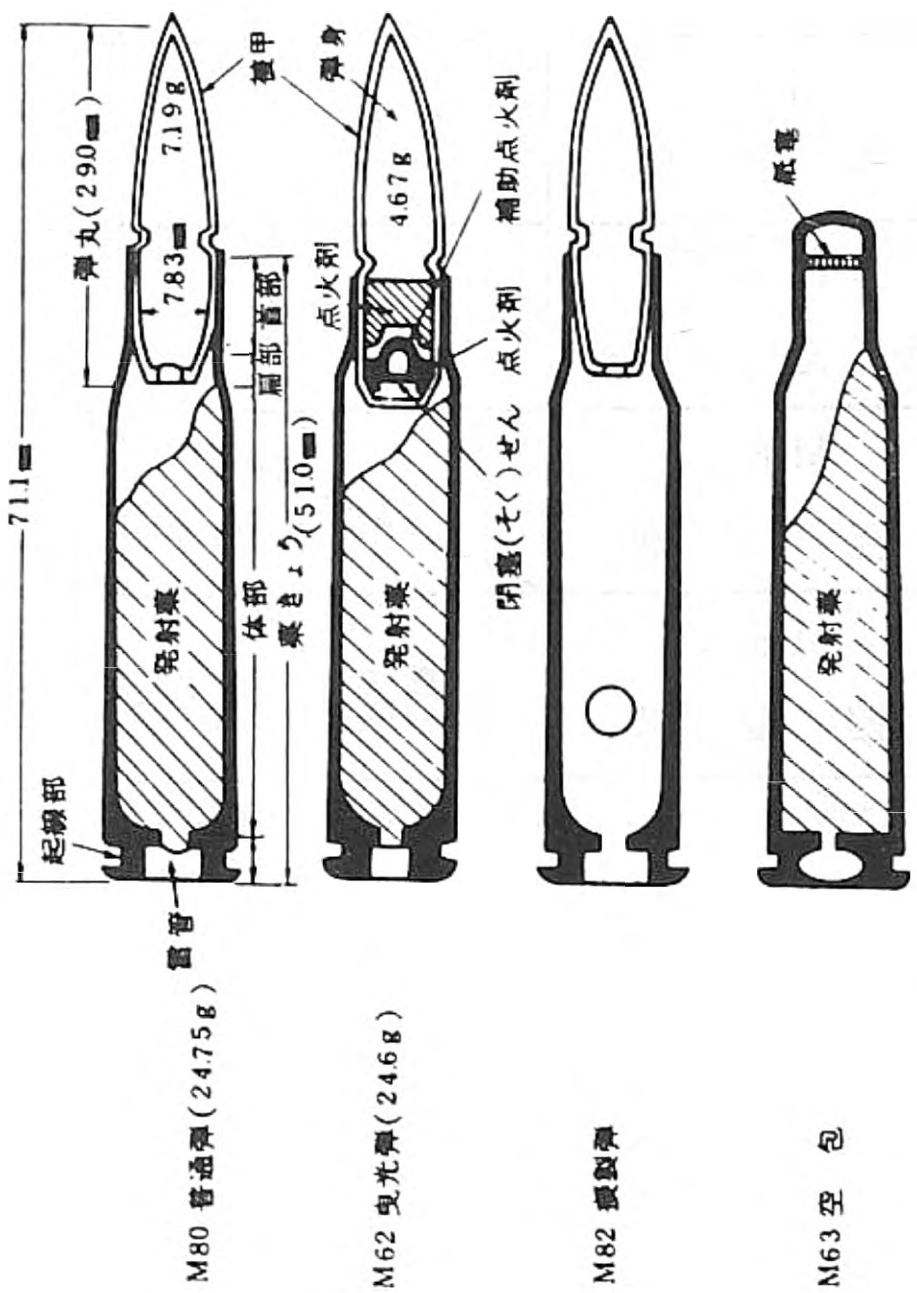

第３９．こん包及び標識

1. こん包

弾薬は、２０発入りボール箱を２８箱あて金属製容器（５６０発）に入れ、さらにこれを２個あて木箱にこん包されている。

2. 標　識

(1) 容器　木箱、金属製容器、紙箱等の容器には、第４４図に示すような事項が記入されている。

第４４図　各容器の標識

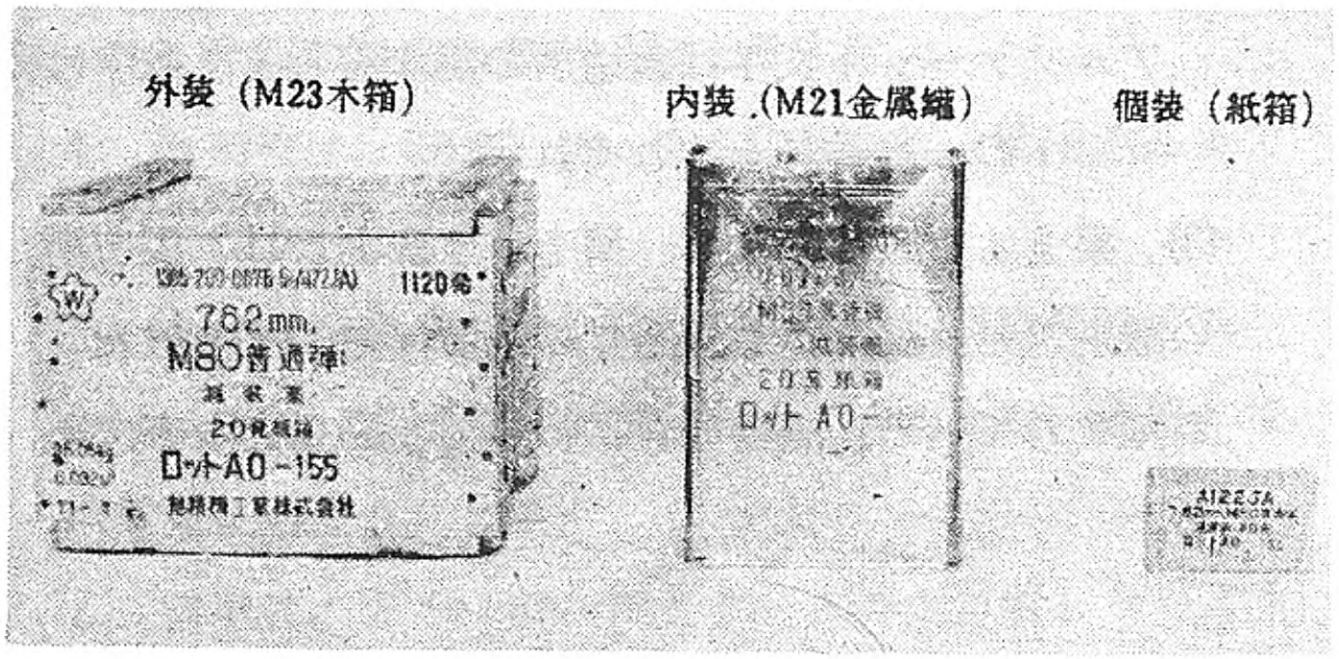

(2)　ロット番号

ア．弾薬には、原料、製造施設、製造時期等同じ条件下において製造された弾薬ごとに、識別用の符号及び番号がつけられている。この符号及び番号をロット番号という。

射撃にあたっては、常に同一ロット番号の弾薬を使用することが望ましい。

イ．ロット番号は、紙箱、金属製容器及び木箱にアルファベット文字及び数字をもって記されている。アルファベット文字は製造所の識別符号を、数字はロットの一連番号をそれぞれ示す。

(3)　薬きょう底面の刻印　薬きょう底面には、製造所の識別符号及び数字（製造年の西暦年号の下２けた）が刻まれている。その一例は、第４５図のとおりである。

第45図　薬きょう底面の刻印の一例

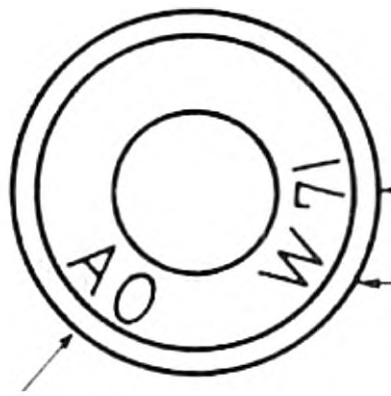

第40. 弾薬の取扱い及び保管上の注意

1. 弾薬箱は、破損しないように注意し、使用するまで開いてはならない。

2. 金属製容器から取り出した弾薬は、腐食又は変質しやすいので、容器の開封又は開罐（かん）は、弾薬の使用直前に行なう。

3. 弾薬に、どろ、砂、ほこり、水等が付着しないように注意し、もし付着した場合は、直ちにかわいた布でふき取る。軽度のさびは発見しだいふき取るが、さびのはなはだしい弾薬は返納する。

4. 射撃前に、使用弾薬のロット番号を記録する。

5. 弾薬に油やグリースを塗ってはならない。また、みがいてはならない。

6. 打こん、変形、首部のゆるみ等がある不良弾薬は使用しない。不良弾薬は直ちに返納する。

7. 弾薬を直射日光や酷寒時の外気にさらしたり、火気に近づけない。

8. 薬きょう底部の雷管は、衝撃に敏感であるので、打撃を与えてはならない。

9. 野積みするときは、弾薬箱は地面から１５cm以上離し、上部を防水布でおおう。この際、通風に注意し、湿気を防ぐようにする。

第４１. 弾薬の点検

小銃手等は、不良弾を発見した場合には、直ちに係幹部に報告する。係幹部は、必要に応じ使用を中止し、陸上自衛隊弾薬類補給管理細則に定めるところにより処理する。

弾薬の点検は、特に次の事項に注意する。

1. 弾丸は薬きょうにめり込んでいないか。

2. 薬きょう首部にゆるみはないか。

3. 薬きょうに腐食又はさびがないか。

4. 薬きょうに割れ目、傷、変形等がないか。

5. 雷管が薬きょう底面から出ていないか。

第3章　射撃の基礎

第1節　射弾の性質

第1款　弾道の特性・射弾の散布・弾丸効力

第42. 弾道の特性

1. 弾道に関する用語（第46図）

第46図　弾道に関する用語

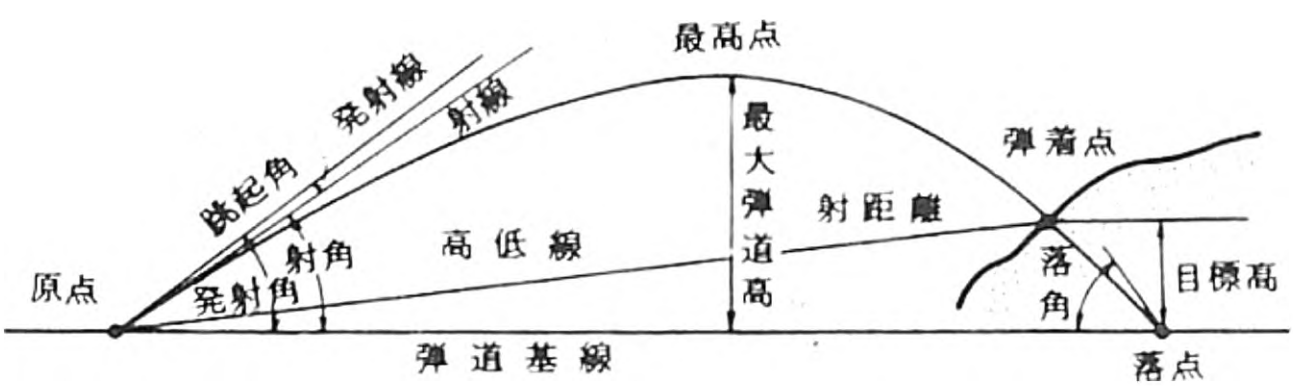

(1)　弾道　発射された弾丸が空中を飛行する間の重心の軌跡

(2)　原点　発射時の銃口における弾丸の重心位置、これは、通常発射を準備した銃口の中心で示す。

(3)　射線　発射を準備した銃身軸の延長線

(4)　落点　弾道の降弧上で原点と同一標高にある点

(5) 弾道基線　原点と落点とを結ぶ直線、すなわち原点を通る水平線をいう。

(6) 最大弾道高　最高点（弾道上最も高い点）と原点との比高差

(7) 射角　射線と弾道基線とのなす角

(8) 弾着点　弾丸の落達する点

(9) 射距離　原点から落点又は弾着点に至る水平距離。小銃においては、通常原点から弾着点までの直距離をいう。

(10) 発射線　発射瞬時の銃身軸の延長線

(11) 跳起角　射線と発射線とのなす角

(12) 発射角　原点において発射線と弾道基線とのなす角、すなわち射角と跳起角の総和である。

2. 弾道の形状及び性質

(1) 弾道の形状　発射された弾丸は、当初ある速度（初速）をもって銃軸線の方向に飛行するが、重力、空気抵抗等の影響によって飛行速度は、しだいに減少し、ついには地上に落下する。このため弾道の形状は、通常放物線状となるが、その湾曲の度合は、射角、初速等によって異なる。

(2) 弾道の性質　射撃実施にあたり弾道の特性上、考慮を必要とする事項には、飛行距離・速度、経過時間、

弾道高、偏流等がある。付録第２参照。

ア．飛行距離は、発射角によって増減し、通常３０～３５°で最大となる。

イ．弾丸の飛行速度は、距離の増大にしたがって低下し、飛行距離が約５００ｍ以上になると、その低下の度が急に大きくなる。また、飛行距離に応ずる経過時間は、飛行速度の低下に伴って増大する。これらは、移動目標射撃における照準点の選定の基礎となる。

ウ．地上目標に対して射撃した場合には、弾道はおおむね低伸し、射距離４００ｍ以下においては、最大弾道高は、通常人の高さをこえない。

エ．銃腔には、飛行中の弾丸に回転を与えて安定させるため、腔線が刻まれている。小銃の腔線は、右旋回であるので、弾道は銃軸線から右に偏移する。この弾道の偏移を偏流という。偏流は、射距離が大きくなるにしたがい増加し、その偏移量は、第４７図のとおりである。

第４７図　射距離に応ずる偏移量

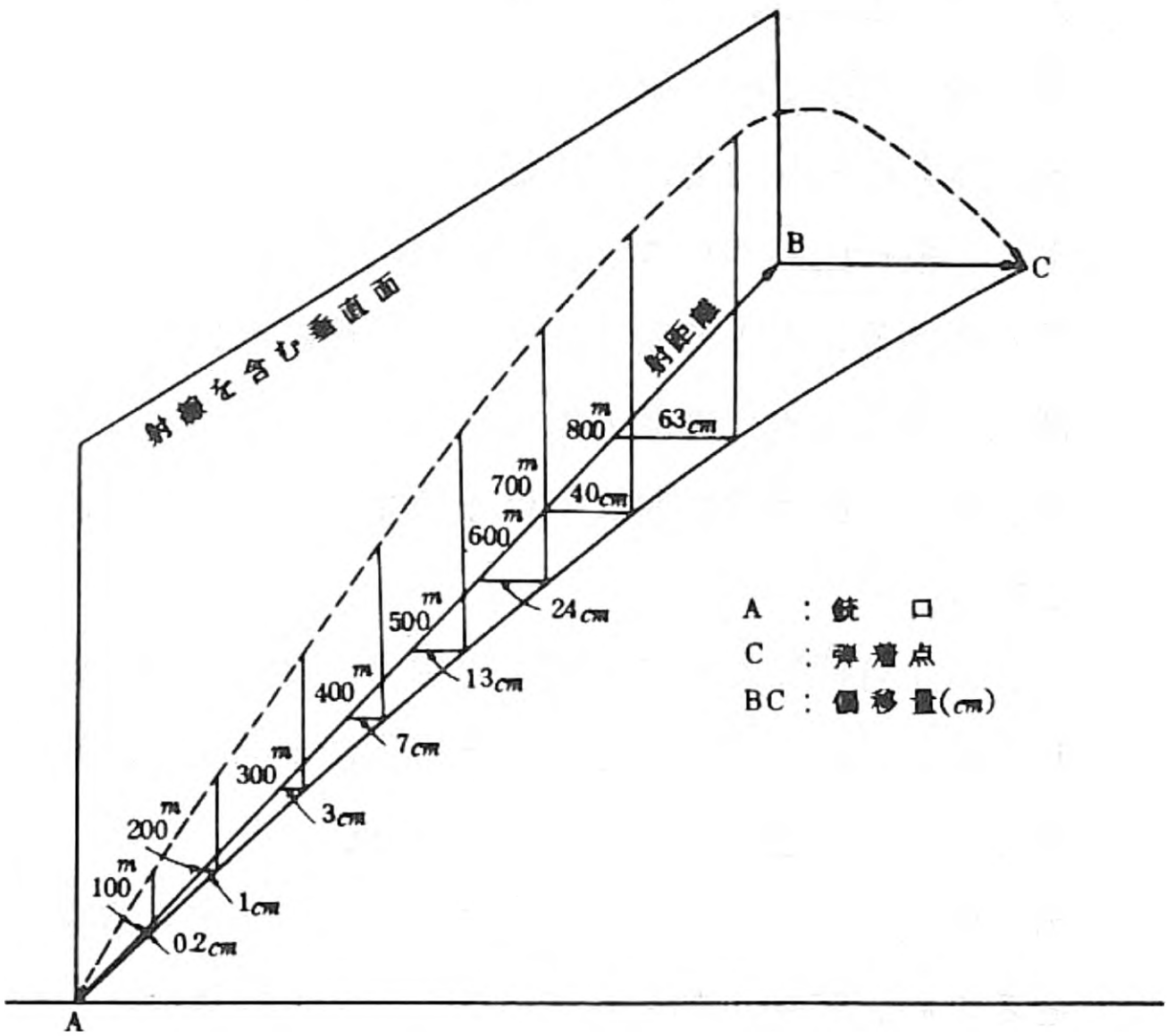

第４３．射弾の散布、被弾域及び危険界

1.　射弾の散布

同一目標に対して、同一諸元で多数の弾丸を発射した場合、各射弾は、それぞれ異なった弾道を描き、ある範囲に散布する。この現象を射弾の散布といい、また各射弾の弾道の集まりを集束弾道という。

(1)　射弾の散布の景況は、ほぼ一定しており、一般に次の特性がある（第４８図）。

第48図　射　弾　散　布

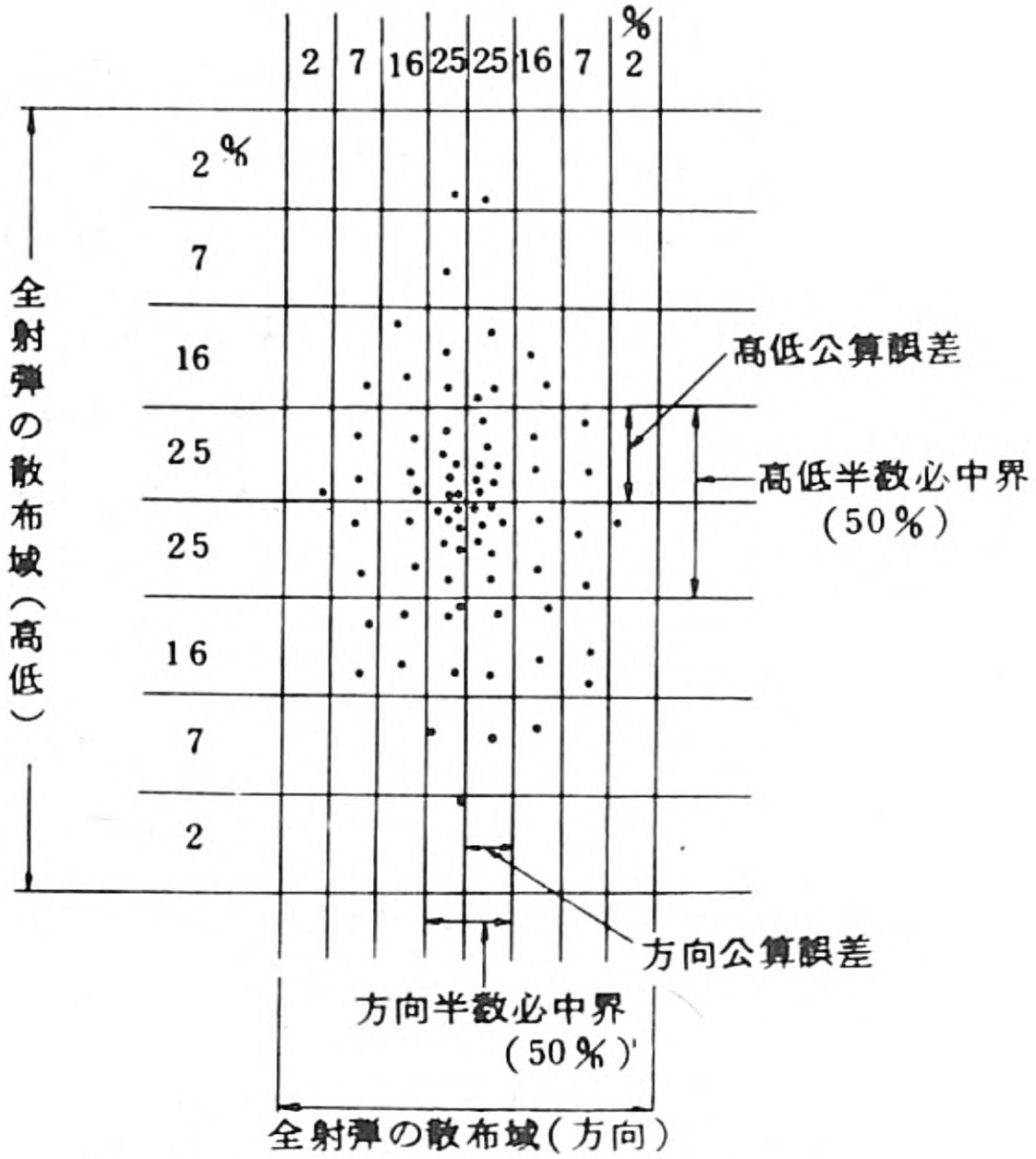

注　水平面においては，高低公算誤差及び高低半数必中界をそれぞれ射距離公算誤差及び射距離半数必中界と読み替える。

ア．垂直面に対する全射弾は、射表に示す方向公算誤差及び高低公算誤差のそれぞれの８倍の区域におおむね散布し、その比率は、第４８図のとおりである。

イ．方向及び高低公算誤差の２倍の区域内に、それぞれ全射弾の約５０％が含まれる。これを、それぞれ方向及び高低半数必中界といい、両者の重なる区域内には、全射弾の約２５％が含まれる。

(2)　半数必中界及び公算誤差は、射撃の精度を表わすもので、これは目標に対する命中率の算定に用いられる。

2. 被弾域（第４９図）

(1)　射弾の散布によって地面に生じた長だ円形の地域を被弾域という。平均弾着点を中心として発射弾数の約８２％が集まる地域を有効被弾域という。

(2)　被弾域の縦長及び幅は、射距離によって異なり、縦長は射距離が増すにしたがい短縮されるが、幅は逆に増加する。

被弾域の縦長は、土地の傾斜によって著しく増減する。

第49図　被　弾　域

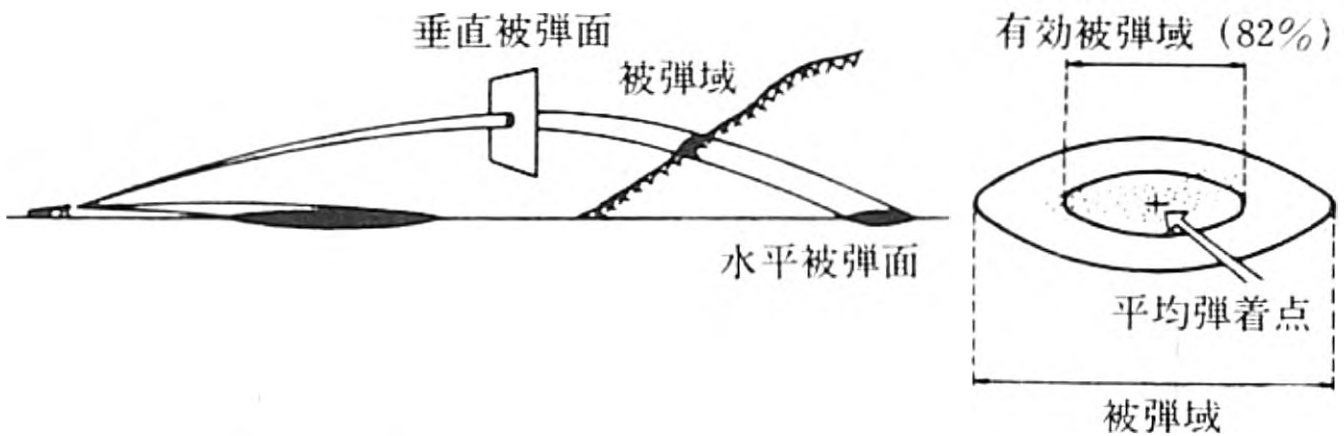

3. 危険界

地上から集束弾道の中心の高さが、立っている人の高さ以下の区域及び被弾域を危険界という。各射距離に応ずる危険界は、第５０図のとおりである。危険界は、射距離のほか、地形特に目標付近の傾斜によって異なる。

第５０図　危　険　界

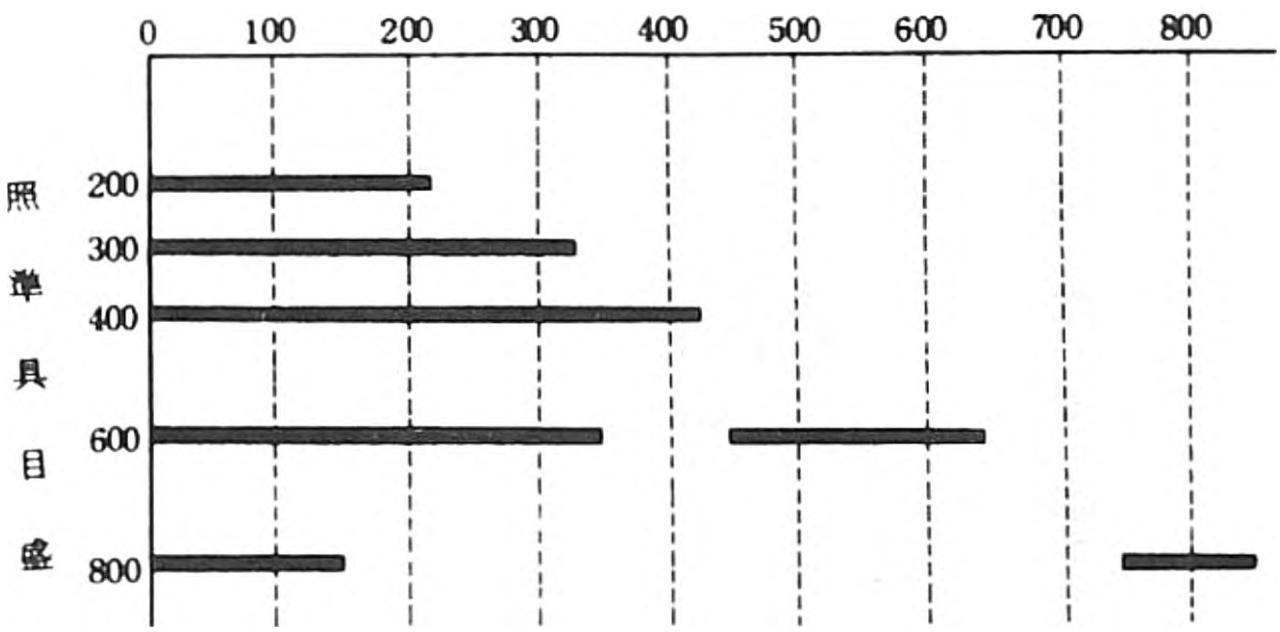

注１　黒線は平たん地の場合を示す。

２　６００，８００は照準眼鏡による。

第４４. 弾丸効力

小銃弾は、人員等に対して殺傷効果を有するほか、近距離においては、航空機、一般車両等の装甲板に対して貫徹効果がある。

1. 普通弾

(1) 人員に対する効果　人体に命中した弾丸は、貫徹効果のほか、弾丸の旋動、体内の骨及び筋肉組織等によって複雑な運動をして内部組織を破壊する。

(2) 土砂等に対する効果　土砂等に対する侵徹量は、通常約４００m付近において最大であり、普通土に対する侵徹量は約７０cmである。

(3) 装甲板に対する効果　軟鉄鋼板及び軽合金（アルミ合金）に対しては、射距離約３００mにおいて、それぞれ約１０mm及び２７mmの装甲板を貫徹することができる。弾丸と装甲板面とのなす角が約４０°以下になると、ほとんど跳飛する。硬化鋼板に対しては、通常、貫徹せず板面において破砕する。

2. 曳光弾

人員及び普通土に対する効果は、普通弾とほぼ同じである。

曳光視認距離は、銃口から通常約１００～８００mであり、曳光時間は約1.5～２sである。

第２款　火器、弾薬、気象等が射撃精度に及ぼす影響

第４５．火　　器

射撃の精度に影響を与えるおもなものには、薬室及び銃腔の状態、銃身温度、銃尾部と尾筒底部との接合の不良、照準具の取付けの不良等がある。これらは、銃の取扱い及び整備の不良に起因することが多く、弾丸の初速、弾丸の旋動、跳起角、又は照準を不せいいつにして、射撃精度を低下させる。

1. 薬室及び銃腔は、高熱ガスの化学作用及び弾丸の移動時の抵抗によって摩耗する。薬室及び銃腔の摩耗が大きくなると、弾丸の装てん位置が前になって、薬室容積が大きくなるとともに、ガス漏れ等が生じ初速が減少する。また、弾丸の旋動に影響を与える。

2. 腔面に油又は水等が付着しているときは、ガス圧力及び銃身温度に影響を与え、初速を変化させる。

3. 銃腔内に発射薬の燃えかす、砂、糸片等の異物が存在するときには、弾丸と腔面との抵抗を増して初速を減少させるとともに摩耗を増大させ、銃身に膨脹又はき裂を生ずる原因となる。

4. 過熱した銃身で射撃を継続すると、初速が不せいい

つになるとともに、銃腔の摩耗を増大させる。

5. 銃尾部と尾筒底部との接合部のがた、及び木部の乾燥による銃床の変形は、跳起角を変化させる。

6. 照準具の取付けのがた及び転輪のねじ山の摩耗等は、射撃のばらつきを大きくする。

第４６. 弾　　薬

弾薬の形状、発射薬の性能及び発射薬の温度の変化は、初速を不せいいつにする。

1. 弾頭部の変形及び弾丸の曲り等は、飛行中の弾丸の旋動を不せいいつにし、横弾発生の原因ともなる。

2. 直射日光にさらし、又は地面若しくは雪面上に直接置く等により、発射薬の温度を変化させると、爆発エネルギーに差を生じて、初速を不せいいつにする。

第４７. 気　　象

気圧、気温、風、光線等は、弾道及び照準に影響を与える。

1. 通常、気温が低下すると、空気の密度が大きくなって空気抵抗を増し、射弾の存速は、常温（１５℃）の場合より低下する。

寒冷時の射撃においては、発射薬の温度の低下も加わり、一般に射距離は減少し、弾着は下がる。

2. 風は、主として方向上に偏差を与える。その偏差量

は、風向、風速及び弾丸の経過時間（射距離）によって異なる。

3. 光線の方向と強さは、照準に誤差を生じさせる原因となる。

第２節　射　撃　術

第１款　射撃実施の基礎となる射撃術

第４８. 要　　旨

1. 正確・迅速かつ効果的な射撃を実施するための基礎となる射撃術は、次のとおりである。

(1) 姿勢・照準・撃発

(2) 目標の発見、目標の選定及び射距離の判定

(3) 射撃速度

(4) 銃の個癖及び気象条件による修正

(5) 照準具の測合及び照準点の選定

(6) 射弾の観測修正

2. 姿勢・照準・撃発については、第４章に記述する。

第４９. 目標の発見、目標の選定及び射距離の判定

1. 目標の発見

目標を発見するためには、目と耳を利用し、敵が所在

すると思われる地域を注意深く視察する。この際、目標発見の糸口となる地形の判断及び兆候を重視する。

細部については、教範「各個の戦闘訓練」参照。

2. 目標の選定

目標は、指揮官が射撃任務若しくは射撃号令によって示すか、又は小銃手等がみずから選定する。

目標の選定にあたっては、わが任務遂行に対する妨害の度合と期待できる射撃効果との両者から適切な目標を選定する。

小銃に適する目標には、人員のほか車両、航空機等がある。

3. 射距離の判定

正確な射撃を実施するためには、射距離を正しく判定しなければならない。判定の誤差は、５００ｍ以下にあっては、１０％以内であることが必要である。判定の方法には、次の各種がある。

(1) 目測による方法

(2) ミル公式による方法

(3) 射弾による方法

(4) 歩測・巻尺による方法

細部については、教範「各個の戦闘訓練」参照。

第５０．射撃速度

1.　射撃効果を発揮するためには、多量の弾丸を連続して発射できることが望ましいが、銃の機能上、特に銃身温度の上昇により射撃精度が低下し、また故障発生の防止のため、射撃速度は制限される。

2.　連　射

２発以上の銃弾を連続して発射することを連射という。通常、地上目標に対する１連射の弾数は２～３発であり、これを短連射という。

戦況、目標の状態等により６～１０発の連射を行なうことがある。

3.　６０発／分の速度で射撃すれば、３分間射撃することができ、また当初１００発／分の速度で１分間射撃し、じ後引き続いて４０発／分の速度で２分間射撃することができる。

第５１．銃の個癖による偏差の修正

銃には、製造上の誤差があり、照尺の射距離目盛及び方向目盛０に応ずる弾着点は、照準点と必ずしも一致しない。

正確な射撃を実施するには、照準具を修正する必要がある。

修正要領については、第４章参照。

第５２．風による修正

風向及び風速は、弾丸に影響を及ぼし、射距離が増すにしたがって、その影響は大きくなる。

風向については、向い風と追い風は、通常考慮する必要がない。

1. 風向・風速の測定

風向、風速は、射撃位置と目標地点とではしばしば異なるので注意しなければならない。

(1) 風向　風向を示すには時計方式による。この場合、銃位置を時計の中心とし、目標の方向を１２時とする。

(2) 風速　通常、吹流し若しくは警戒旗とさおのなす角を目測し、又は紙片、かわいた草等を肩から落として、この着地点を指さした腕と体とのなす角を目測し、８で割る。この値がｍ／ｓで表わした風速である。

2. 修正量の決定（第５１図）

(1) ２～４時及び８～１０時の風（全量修正風）に対する方向修正量は、次の式により求める。

方向修正量（クリック数）＝ 0.4 R V

R・・・射距離の１００ｍ単位

V・・・風速　ｍ／ｓ

この公式は、射距離４００ｍ以下、風速１０ｍ／ｓ以下の場合に適用する。

第５１図　風による修正

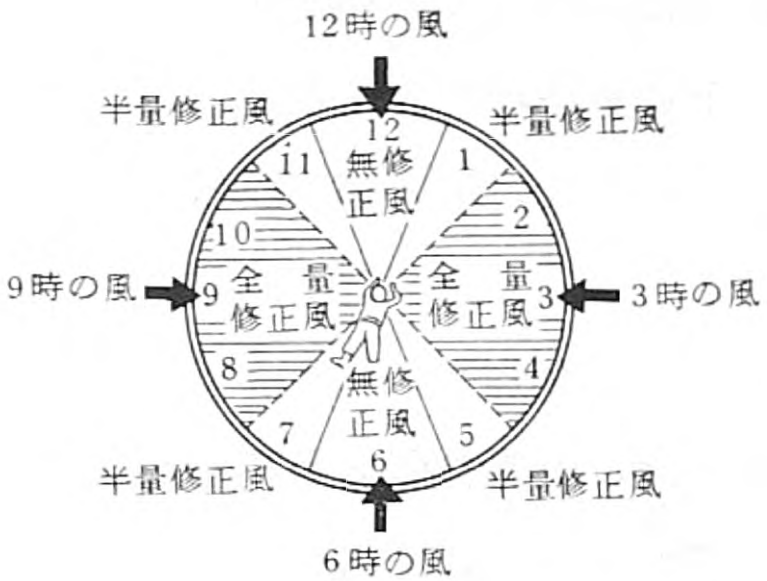

(2)　１時、５時、７時及び１１時の風（半量修正風）に対しては、前号で求めた量の半量を修正する。

例：風向　１時、風速５ｍ／ｓ、射距離３００ｍのときの方向修正量の求め方

（計算）　風の公式により求めるクリック数

$= 0.4\,RV$

$= 0.4 \times 3 \times 5$

$= 6$

風向は、半量修正であるから、

$$6 \times \frac{1}{2} = 3$$

すなわち、右へ３クリック修正すればよい。

答　右へ３クリック

第５３．照準具の測合及び照準点の選定

射撃にあたっては、射距離、風の影響等による修正した諸元を正しく照準具に測合して行なうか、又はある射距離に照準具目盛を合わせておき、目標までの距離及び風の影響を考慮して照準点を選定して行なう。

1. 照準具の測合

照準具の測合とは、射弾を目標に命中させるために必要な諸元を照尺等に与えることである。

諸元を照尺に与えるには、弾着を移動させたいと思うほうへ照門を上下・左右に移動させる。

上下転輪を右（左）に回すと、照門は上（下）に動き、弾着が上（下）に移動する（右上げ、左下げ）。

左右転輪を前（後）に回すと、照門は左（右）に動き、弾着が左（右）へ移動する（押し右、引き左）。

2. 照準点の選定

目標までの距離、風の影響に応ずる偏差量を目標中心からとって、その点を照準して射撃する。

照準具目盛を３００ｍに測合した場合、射距離に応ずる偏差量は、第3表のとおりである。

第３表　射距離に応ずる偏差量

射　距　離	照　準　点
１００m	約３０cm下
２００m	約３０cm下
２５０m	約１５cm下
３００m	目標の中心
４００m	約７５cm上

第５４．射弾の観測修正

射弾を正しく観測し、直ちにこれを修正して、有効適切な射撃を実施しなければならない。

1.　射弾の観測

(1)　射弾を観測するには、目標の前後における弾着の景況を注視し、平均弾着点と目標位置との関係を明らかにする。

(2)　弾着の景況は、主として地形、土質等により異なるが、通常６００m以内においては、弾着の濃密部が目標の直後に、６００m以上においては、目標の前後に観測しうる場合、弾着はおおむね良好である。

(3)　曳光弾による射弾観測は、目標を注視して、その付近の光跡を見て行なう。

2. 射弾の修正

射弾の修正においては、遠近（高低）及び方向の修正を同時に行なう。照準具を再測合する場合、又は照準点を変更する場合のいずれにおいても、修正は大胆かつ積極的に実施し、目標に小刻みに近づけるような修正は行なわない。

第2款　各種射撃の特性に応ずる射撃術

第55. 要　旨

各種目標に対して有効な射撃を実施するためには、目標の種類・状態、味方部隊の状態、天候・気象等に応じた射撃術を必要とし、これには次のようなものがある。

1. 地上移動目標射撃
2. 空中移動目標射撃
3. 超過射撃
4. 間げき射撃
5. 移動する車両からの射撃
6. 夜間射撃

第56. 地上移動目標射撃

地上移動目標射撃は、射弾と目標とが同時に同一地点に到達するように、射距離、移動速度、射弾の飛行時間等に応ずる未来修正量（以下「リード」という。）を決定して

射撃を行なう。

1.　人員に対する射撃

移動する人員に対する射撃は、迅速、正確に射距離を判定し、目標の速度、方向及び射距離に応ずる照準点を選定して行なう。

(1)　接近又は後退する人員に対しては、目標の中央を照準する。

(2)　横行する人員に対する照準点の基準は、第4表のとおりである。

第4表　横行する人員に対する照準点

射距離(m) ＼ 目標の種類	歩行目標	走行目標
100	身体の前縁	身長の半分だけ前方
200	身体の幅だけ前方	身長だけ前方
300	身体の幅の2倍だけ前方	身長の1倍半だけ前方

2.　車両等に対する射撃

(1)　接近又は後退する車両に対しては、目標の中央を照準する。

(2)　横行する車両等に対しては、迅速、正確に射距離目標の移動方向及び速度を判定し、リードを決定して

行なう。

(3)　リードの算定要領

ア。リードの算定単位は、通常目標の長さを用い、目標長を1リードとする。

イ。算定式

$$\text{所要リード} = \frac{\text{車両の速度}(m/s) \times \text{弾丸の目標までの※飛行時間}(s)}{\text{車両の長さ}(m)}$$

注　※印は射表による。

この式は、車両の移動方向に関係なく適用できる。

例：射距離300mで真横に20km/hで移動している車両（車両長7m）を射撃する場合のリードの求め方

（計算）所要リード$= \dfrac{5.5 \times 0.6}{7}$

$= 0.47$

答　0.5リード

(4)　横行する車両に対する射距離及び移動速度に応ずるリードの一例は、第5表のとおりである。

第5表　横行する車両に対する所要リード
（車両長７ｍの場合）

射距離(m) ＼ 目標の移動速度(km/h)	２０	４０	６０
１００	約0.1	約0.3	約0.5
２００	約0.3	約0.5	約1.0
３００	約0.5	約1.0	約1.5

第5 7.　空中移動目標射撃

射撃目標には、低空を低速で飛行する輸送機、連絡機、ヘリコプター、グライダー等の航空目標、及び降下中の落下さん兵等がある。

1.　航空目標に対する射撃

(1)　横行目標に対するリードの判定　通常、目標長を測定の単位（機長を１リード）とし、航速、弾丸の飛行時間を基礎として算定する。

その一例は、第6表のとおりである。

第6表　横行目標に対するリード
（機長約１８ｍの場合）

射距離(m) ＼ 航速(km/h)	３００	２００
３００	約3.0	約2.0
２００	約1.5	約1.0
１００	約1.0	約0.5

(2)　射撃の方法　通常、航速約３００km／h以下及び高度３００m以下の航空機に対して、距離５００m付近から射撃を開始し、最大発射速度で射撃する。

射撃の方法は、目標の状態によって各種の方法がある。

ア・横行目標の場合

(ア)　標定点による方法　著明地物等をあらかじめ標定点として選定し、この延線上と目標の予想飛行線上との交差点に照準点を定め、目標をその集束弾道内にとらえる射法である（第５２図）。

(イ)　照準線を目標前方に指向する方法　所要のリードをとりながら目標を追随し、目標が有効射距離付近に到達したならば、一挙にリードの２～３

倍前方を照準し、射撃する方法である（第５３図）。

第５２図　標定点による方法

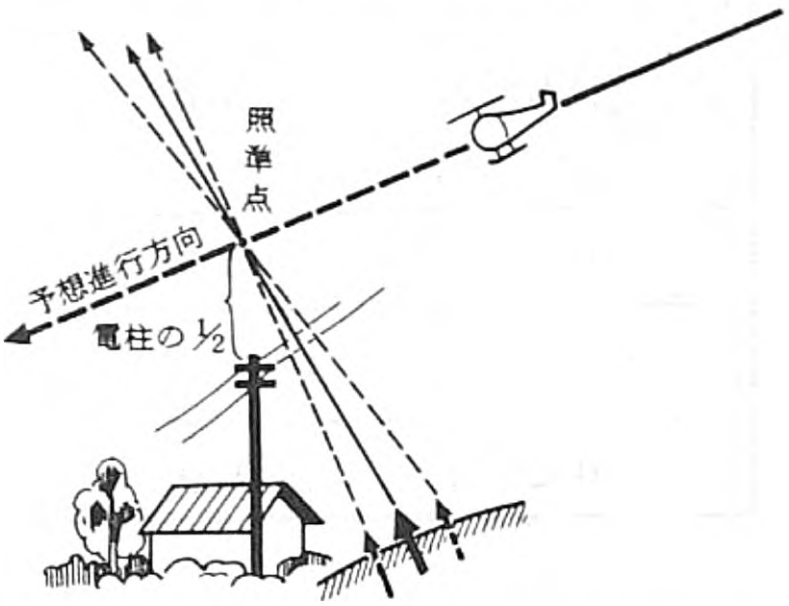

第５３図　照準線を目標前方に指向する方法

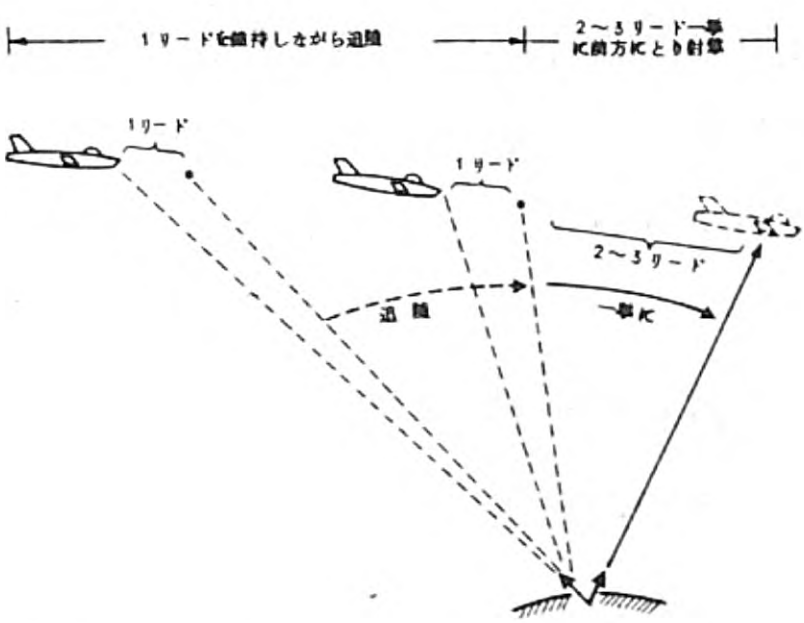

(ウ)　補助照準具を利用する方法　上記(ア)(イ)によるほか、補助照準具を利用して射撃を行なうことができる。補助照準具の一例は、付録第３参照。

イ．縦行目標の場合

(ア)　われに対し直進する目標に対しては、直接目

標を照準して射撃する。

(イ)　上昇又は降下する目標に対しては、横行目標の場合に準じて実施するが、通常標定点による方法による。

2.　落下さん兵等に対する射撃

落下さん兵等に対する射撃は、目標の大きさ、降下速度、射弾の飛行時間等を考慮して、照準点を選定する。

射距離３００ｍ以下においては足を、３００ｍ以上においてはその身長だけ下方を照準して射撃する。

第58.　超過射撃

1.　超過射撃とは、味方部隊を越えて行なう射撃をいう。

超過射撃を行なう場合には、味方部隊の最も高い位置にある隊員の頭上と集束弾道の中心との間に、最小限第５４図に示すような垂直距離が必要である。この垂直距離を安全間げきという。

安全間げきは、射手の練度、味方部隊の状況、地形、射撃の方法等によって異なる。

第５４図　安全間げき

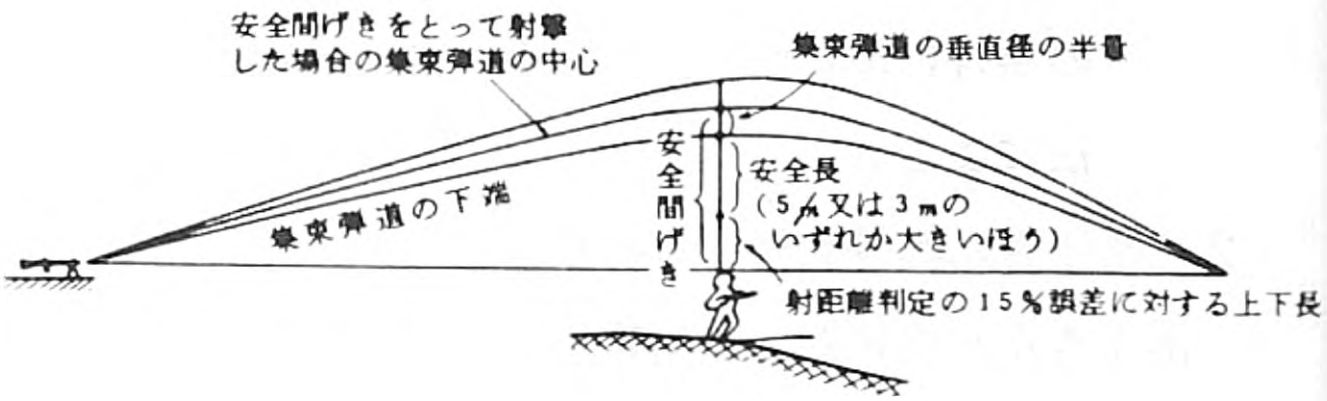

2. 超過射撃諸元

味方部隊との距離が、２００m以内の場合における安全間げきの基準は、第７表のとおりである。

第７表　超過射撃の基準

味方部隊との距離	照準線と友軍との安全間げき
１００m以内	4.0 m以上
２００m以内	5.0 m以上

3. 実射訓練は、教範「小火器等射撃管理」に示す基準及び要領により実施する。

第５９.　間げき射撃

1. 間げき射撃とは、味方部隊の間げき又は翼側から行なう射撃をいう。

間げき射撃の基準は、第８表のとおりである。

第8表　間げき射撃の基準

射撃位置と味方部隊との距離	照準線と味方部隊の翼側との間げき
30m以内	3m以上
50m以内	5m以上
100m以内	10m以上

2. 実射訓練は、教範「小火器等射撃管理」に示す基準及び要領により実施する。

第60. 移動する車両からの射撃

1. 移動する車両からの射撃は、射弾と目標が同時に同地点に到達するように修正量を決定して行なう。

修正量は、移動目標射撃の場合の逆方向にとる。

2. 車両の移動速度に応ずる偏差量は、第9表のとおりである。

第9表　車両移動速度に応ずる偏差量（m）

速度(km/h) / 射距離(m)	20	40	60
100	1.0	1.5	2.5
200	1.5	3.0	5.0
300	2.5	5.0	7.5

注　横行車両の場合

第61. 夜間射撃

夜間射撃は、照明下の射撃と無照明下の射撃があり、一般に目標の発見、射距離の判定及び正確な照準が困難であり、また銃の操作及び照準動作に時間を要する。

1. 照明下の射撃

(1) 特性　照明下において行なう射撃は、照明の度が増加するに伴い、昼間における射撃に類似してくる。しかし、昼間の射撃とまったく同様の効果は期待できない。

また、射撃は、照明の位置、種類、光度等により影響を受ける。

照明下における射撃の特性は、次のとおりである。

ア．暗夜に比し、形態感覚は増加するが、昼間に比し、輪郭等がはっきりしないことが多い。このため、目標発見及び正しい見出し、ねらいが困難となる。

イ・目標までの距離判定が困難である。特に照明される範囲が部分的である場合、また照明の度合が変化する場合等においては、距離の判定誤差は大きくなる。

(2) 照明を利用する射撃

ア．照明弾、仕掛け照明等が適切に使用された場合は、昼間とほとんど同じ要領で射撃することができ

る。ただし、弾着の観測は、曳光弾を使用する場合を除き、通常困難である。

イ．探照燈等で目標を照射した場合は、その光束内で照準するよりも、光束外の余光で照準するほうが容易である。光束内で照準する場合には、照門及び照星を鉄帽、肩等の影でおおうことが必要である。

(3)　照明を受けた場合の射撃

ア．敵から近い距離で照射された場合は、照準は比較的容易であるが、目標の発見・捕そくは困難である。

イ．敵の探照燈の照射を利用して射撃を行なうには、一般に直接照射されたときよりも、他を照射しているときに行なうほうが有利である。直接照射された場合は、目標の下方からねらい始め、正しい照準に導くことが必要である。

目標が過度に明るい場合は、照星が二重に見えることがあるので注意しなければならない。

2.　無照明下の射撃

(1)　特性　無照明下においては、照門及び照星で行なう射撃は困難であり、一般に射距離は至近距離に限定される。射撃にあたっては、通常標定設備、補助照準具等が必要である。

(2)　標定設備による射撃

ア・目標の出現が予想される地点に対して射撃ができるように、あらかじめ視度良好時に射撃方向、射距離等を標定した設備を準備して射撃を行なう。

標定設備は、現地において入手しやすい材料を使用して作成する。やむを得ない場合においては、布（紙）片、石灰等をもって射撃方向のみを表示する場合もある。

イ．標定設備は、脚と銃床部を固定することによって実施し、その方法には各種あるが、その一例は、次のとおりである。

(ア)　照準点を決定し、射撃方向に銃をすえ、射距離を測合する。

(イ)　射撃姿勢をとり、照準点を正しく照準し、脚の位置及び握把の後端の真下の位置をそれぞれ地上に表示する。

(ウ)　表示した地点に、第５５図のように工事を施す。

(エ)　銃を固定して射撃姿勢をとり、照準線が正しく照準点に向くように横木を調節する。

(オ)　要すれば、標桿法により標定を容易にする。

(カ)　射撃は、銃の反動を肩で受けるように、通常

の射撃姿勢で射撃する（ただし、左手は、下から床尾板に近く銃床を握る。）。

第５５図　標定設備の一例

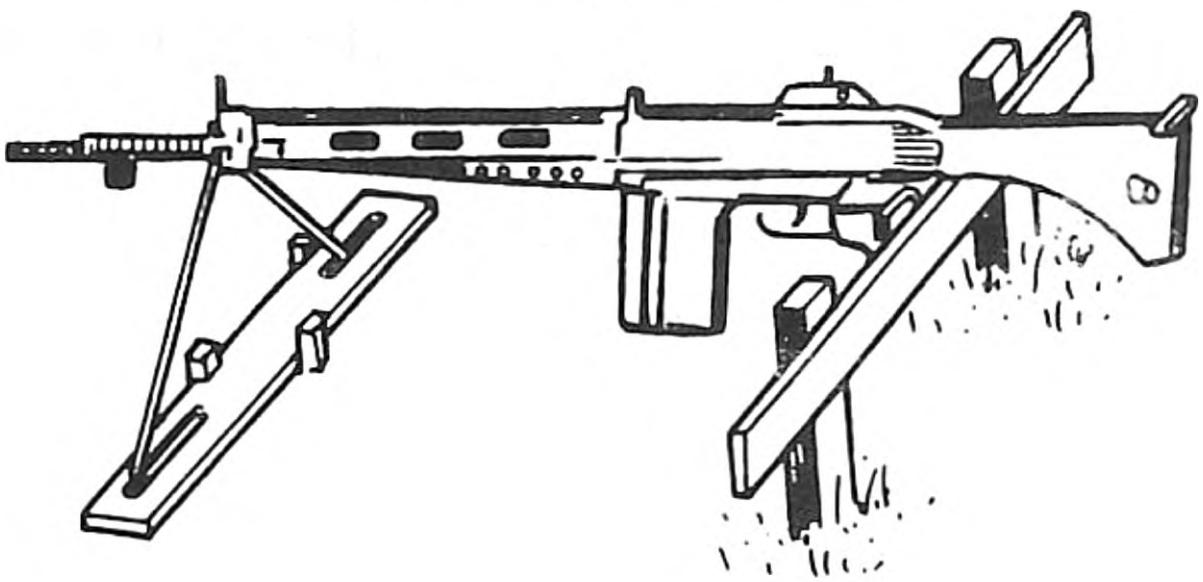

(3)　標定設備によらない射撃　補助照準具を使用する射撃と補助照準具を使用しない射撃とがある。

ア・補助照準具を使用する射撃　補助照準具は、照門及び照星を用いる照準が不可能な場合、これに代えて使用する照準具であって、同心円式、だるま式、混合式、ひも式等がある。

各種の補助照準具の装着及び照準要領は、付録第3参照。

(ア)　同心円式　同心円式は、照門部位の円環を同心円状にし、その中心に目標を見出して射撃を行なう。

照準は、暗黒時を除き容易であり、れい明、薄

暮、月明時には特に有効である。

(イ) だるま式　だるま式は、照門部位及び照星部位につけたけい光塗料付円形紙の二つの円をだるま状に見出し、上の円の上際に目標を導いて射撃を行なう。

照準は容易であり、暗黒時においても照準線を正しく見出すことができる。

(ウ) 混合式　混合式は、照星部位にある棒状の先端に取り付けられたけい光塗料付円形紙と目標とを、照門部の円環の中央に導いて射撃を行なう。

照準は容易であり、その特性はだるま式とほぼ同じである。

(エ) ひも式　ひも式は、照門部と照星部との間に、夜間標識のできるひもを緊張して、その線状に目標を導いて射撃を行なうが、照準はやや不正確となる。

イ．補助照準具を使用しない射撃（第５６図）

射撃の要領は、次のとおりである。

(ア) 射撃姿勢をとり、目標の方向に対して据（きょ）銃する。

(イ) あごを銃床の上部に位置させ、頭をまっすぐに保ち、両目は開いて銃身の上から目標を見通す。

(ウ) 照準は、目標上に視線と銃軸線との交差点を一致させることにより行なう。

(エ) 撃発は、照準が完了した後、銃口を若干下げて行なう。

第５６図　銃の指向法

（補助照準具を使用しない射撃）

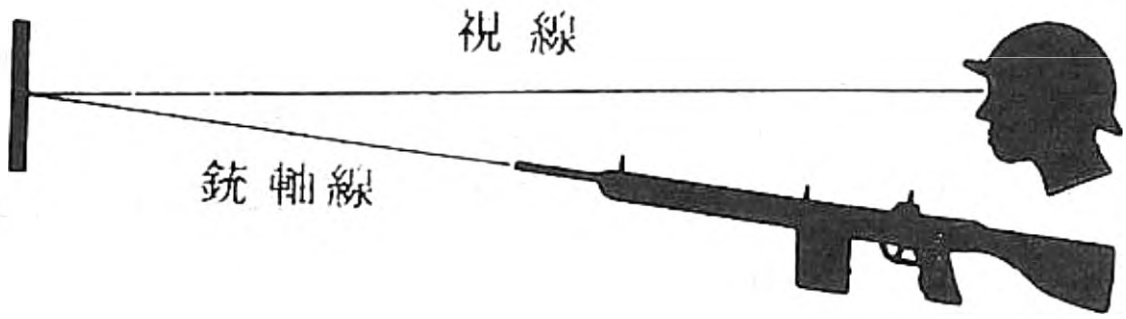

3.　霧・煙内等の射撃

夜間の射撃に準じて標定設備等を使用して行なうが、霧・煙の間断及び薄い部分を最大限に利用して射撃を行なう。

第３款　射撃号令

第６２. 要　旨

1.　射撃号令には、射撃開始の号令、射撃修正の号令、及び射撃の中止・終了の号令がある。

2. 射撃号令は、射撃任務を遂行するのに必要な要素を含み、その順序が正しく、かつ、簡潔明確でなければならない。また、射撃号令の個々の要素は、射手がよく理解できる速さで発することが必要である。

3. 数字の発唱の一例は、次のとおりである。

1	2	3	4	5
いち	に	さん	よん	ご
（ひとつ）	（ふたつ）	（みっつ）	（よっつ）	（いつつ）
6	7	8	9	10
ろく	なな	はち	きゅう	
（むっつ）	（ななつ）	（やっつ）	（ここのつ）	（とお）
100	300	600		
ひゃく	さんびゃく	ろっぴゃく		

注　（　）は、クリック数を示す場合に用いる。

第６３．射撃開始の号令

1. 号令の要素及び順序

射撃開始の号令に示すべき要素及び順序は、次のとおりである。この際、不必要な事項は省略する。

(1) 注意喚起

(2) 方向

(3) 目標

(4) 射距離

(5) リード

(6)　射撃速度

(7)　発射の統制

2.　要素の説明

(1)　注意喚起　これから指示しようとする事項に関して、射手の注意を喚起して受令の態勢をとらせるため、「３番」等と呼称する。

(2)　方向　目標を確認させるため、射手に注目すべき方向を、次の要領等の一つで示すか又はいくつかを併用して示す。

ア．概略の方向により示す法　「右前方」、「前方」、「左前方」等

イ．地形・地物により示す法　「一本松の方向」、「煙突の方向」等

ウ．ミル等により示す法　「○○から左３０」、「○○から右指２本」等

エ．銃により示す法

(ア)　実射により示す法　指揮官等がみずからの射撃又は他の火器の弾着によって示すものであり、「班長（組長）の射撃方向」、「機関銃の弾着の右指１本」等と呼称する。

曳光弾を用いる場合は、「班長（組長）の射撃方向、曳光弾」と呼称する。

(イ) 銃の照準により示す法　指揮官は、銃位置に至り、銃を目標に照準し、射手に照準線を見通させて示す。

(3) 目標　目標の位置、種類等を「一本松の根元の散兵」等のように示す。

(4) 射距離　「３００」のように数字のみを呼称する。

(5) リード　移動目標の射撃において、必要とする場合に示す。

(6) 射撃速度　「単射」、「短連射」、「６発連射」等のように示す。

(7) 発射の統制　「射て」又は「指命」と号令する。「射て」の場合には、射手は準備ができしだい直ちに発射する。発射の時機を統制する場合には、「指命」を用い、この号令で射手は直ちに発射の準備を完了し、「準備よし」と報告する。

指揮官は、所望の時機に「射て」と号令し、射撃を開始させる。「射て」の号令が発せられたならば、目標を撲滅するか、又は「射ち方待て」、「射ち方やめ」の号令があるまで引き続き射撃する。

第６４．射撃の中止・終了の号令

1. 射撃の中止

射撃を一時中止する場合には、「射ち方待て」と号令

する。

この場合、射手は照準具の測合を、そのままにして安全装置をかけ、次の号令を待つ。

同一目標に対する射撃を再開させる場合には、「続いて射て」と号令する。

2. 射撃の終了

射撃任務を終了した場合には、「射ち方やめ」と号令する。射手は、弾抜けを実施し、じ後の号令又は指示を待つ。

第65. 射撃修正の号令

射撃を修正する場合には、「射ち方待て」と号令して、次いで所要の修正量を示した後、「続いて射て」と号令して射撃を再開させる。

修正量は、照準具の修正による場合には、クリック数又は射距離により「右3つ、上2つ」又は「300」のように示し、照準点の変更による場合には、「左1m、上50cm」のように示す。

第66. 号令の反復の要求及び訂正

1. 号令の反復の要求

射手は、射撃号令中のある要素を理解できなかった場合には、「目標不明」、「射距離不明」等と、その要素の反復を求める。

2. 号令の訂正

(1) 射撃号令の訂正は、「訂正」と唱え、訂正する要素及び発射の統制を号令する。たとえば、射距離２００ｍを３００ｍに訂正する場合には、「訂正」、「300」、「射て」と号令する。

(2) 射撃修正の号令の訂正は、「訂正」と唱えて、全部の要素を号令する。

たとえば、「右３つ、上２つ」を方向のみ右２つに訂正する場合には、「訂正」、「右２つ、上2つ」、「射て」と号令する。

第４款　射　撃　図

第67. 射　撃　図

射撃図とは、射撃区域内の目標を正確・迅速に射撃するために、各銃ごとに銃の位置及び射撃区域内において目標の現出が予想される地点の距離・射向等を記入したものである。

射撃図の一例は、第５７図のとおりである。

第５７図　射撃図の一例

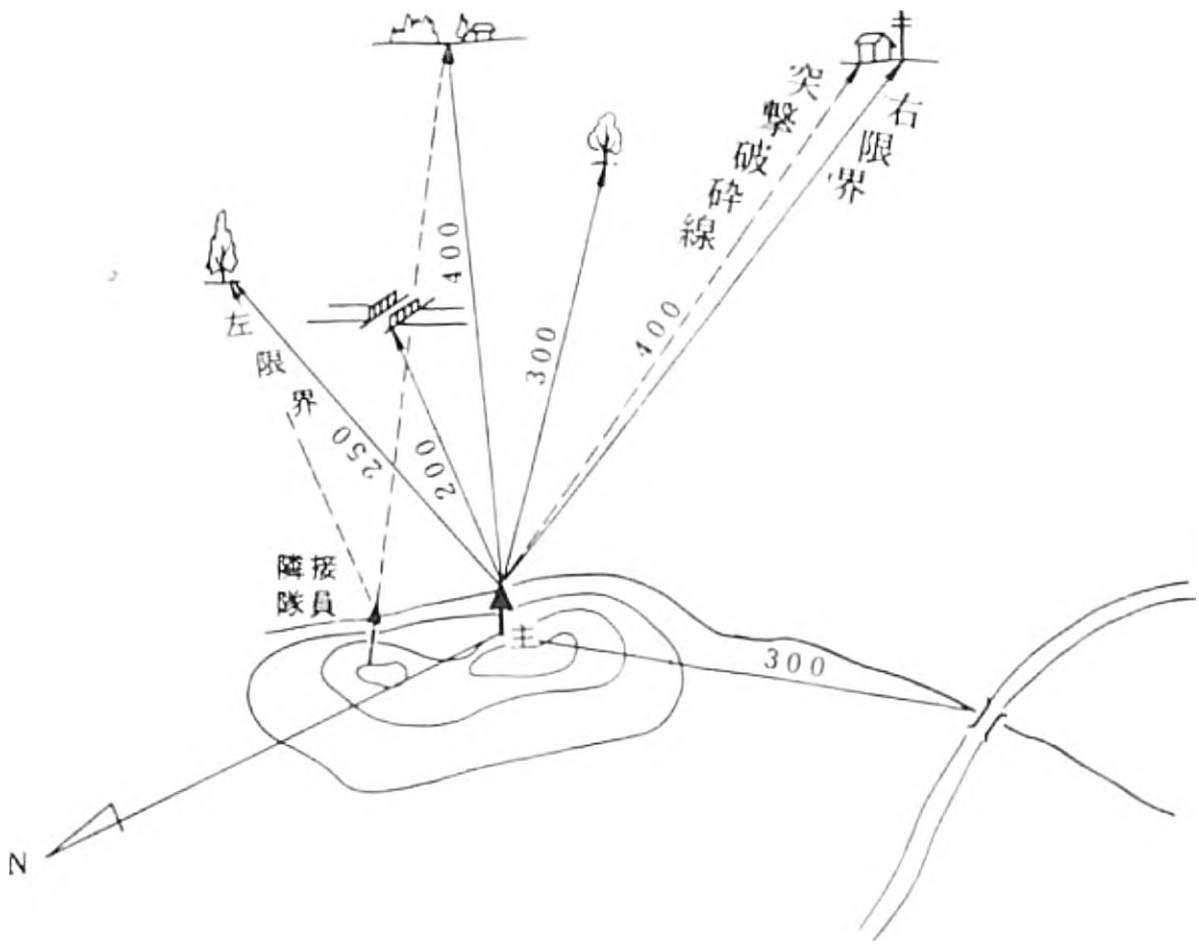

注 1.　用紙の中央下方に銃位置及び陣地の種類（主陣地、予備陣地、補足陣地）を記入する。

2.　主射撃方向にある著明な地形・地物と、それまでの距離を記入し、突撃破砕射撃に参加する場合は、その破砕線を記入する。

3.　射撃区域の右及び左の限界は、右（左）限界と記入する。

4.　自分の射撃区域と重複する射撃区域をもつ隣接隊員等の位置及び射撃方向を破線で記入する。

余　　白

第4章　射撃訓練

第1節　概　　説

第68. 要　　旨

1. 射撃訓練は、習会表を準拠として、実施する。

隊員の職種及び教育訓練区分に応ずる訓練事項並びに射撃検定については、「射撃教育訓練基準」（陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達　別冊第4）に示すところによる。

2. 射撃訓練の段階及び訓練すべき事項は、次のとおりである。

第1段階（基本射撃訓練）	主として基本姿勢によって既知距離の固定した目標に射弾を命中させるための基礎的な射撃技能を習熟させる。
第2段階（応用射撃訓練）	各種の目標及び条件並びに射手の態勢に応じて正確・迅速に射弾を目標に命中させるため

の射撃技能に習熟させる。

第3段階(各個戦闘射撃訓練)各種状況下において、射手みずから目標を発見し、有効な射撃が実施できるように演練して、各個の射撃訓練を完成する。

第69. 習　会　表

習会表は、射撃練度を効率的に向上するために必要とする基本的な訓練課目及びその実施要領を訓練の順序に従って示したものである。

習会表を適用するにあたって、次の事項に留意する。

1. 訓練は、おおむね習会番号順に実施し、つとめて所望の到達練度に達した後、次の習会に進む。

付録第4参照。

2. 実射による習会の訓練目的は、射撃予習と実射訓練との両者によって達成を図る。この際、特に射撃予習訓練を重視する。

3. 細部の実施要領については、訓練の目的、射手の練度、訓練環境特に射場の状況、時間、弾薬等を考慮し、創意工夫によって効率的な訓練を実施する。

第２節　基本射撃訓練

第１款　要　　説

第７０．要　　旨

1.　基本射撃訓練は、小銃射撃全般の基礎を確立することを目的とし、まず正しい姿勢・照準・撃発及び偏差量の修正要領を訓練し、次いで各射距離の目標に対して正確・迅速に射撃ができるように訓練する。

訓練にあたっては、正しい射撃要領が習性化するまで反復演練しなければならない。

2.　基本射撃訓練の習会表は、第１０表のとおりである。

第１０表　基本射撃訓練の習会表

習会番号	習会名	実施要領							
		課題	射距離(m)	標的	姿勢	射法	時間(秒)	弾数(発)	場所
1	射撃予習その１	姿勢・照準・撃発練習							野外訓練場
2	実射訓練その１	1	２５	２５m用改Ａ的	伏射ち	単射	制限なし	3	縮尺射場
		2			〃			5	
		3			ひざ射ち			5	
		4			立ち射ち			5	
3	射撃訓練その２	偏差量の修正練習（照準具の副合を含む。）							野外訓練場
4	実射訓練その２	1	２００	改Ａ的	伏射ち	単射	制限なし	6	基本射場
5	射撃予習その３	連続射撃練習（弾倉交換を含む。）							野外訓練場
6	実射訓練その３	1	２００又は３００	改Ａ的	立姿～伏射ち	単射	２５	5	基本射場
		2			立姿～ひざ射ち		２５	5	
7	実射訓練その４	1	２５	〃	伏射ち（脚使用）	短連射	制限なし	１０	基本射場
		2							
8	実射訓練その５	1	２００又は３００	〃	伏射ち	単射	16	4	基本射場
		2			立姿～伏射ち（脚使用）	短連射	２４	8（4発入り弾倉2個）	

第２款　射撃予習訓練

第71. 要　旨

1. 射撃予習訓練は、迅速・確実な射撃の要領を訓練して、射撃訓練の基礎をつくるものである。

射撃予習訓練における訓練の課目は、次のとおりである。

(1) 姿勢練習

(2) 照準練習

(3) 撃発練習

(4) 姿勢・照準・撃発練習

(5) 偏差量の修正練習

(6) 連続射撃練習

(7) 弾倉交換練習

2. 射撃予習訓練に使用する教材には、照準練習具、照準監査的、三点監査装置、照準監査鏡、二重標的、電子光線式小銃射撃シミュレータ等がある。

細部については、付録第３参照。

第72. 姿勢練習

姿勢練習は、照準、撃発の間、銃の動揺が少なく、堅確かつ安定した射撃姿勢がとれるように演練する。

訓練にあたっては、まず伏射ちの姿勢によって射撃姿勢

に関する基礎的事項に習熟させた後、ひざ射ち等を演練し、次いで立ち射ちの姿勢を演練する。

1. 各射撃姿勢に共通する要点

体全体の筋肉器管の緊張が少なく、ゆったりとしてこらないこと、呼吸が楽にできること、銃の振動が少なく姿勢を同一状態で長く保つことができることが重要である。

(1) 左腕　脚を使用しない場合には、左腕が、銃の全重量を受けるので、左ひじを、つとめて銃の直下の近くに置く。

この際、両肩の水平がくずれないようにする。左手は、自然に曲げ、手のひらをおおむね水平にして、そこに作られたV字みぞの上に銃をのせ、親指以外の四指は、指先を軽く曲げる。

(2) 右腕　人さし指の第1関節付近で引金をまっすぐかつ後方に円滑に引けるようにするとともに、右後方から手のひらを密着させるように握把を握って、銃を引きつけ、肩づけを確実にする。

(3) 肩づけ　肩はつとめて水平にして筋肉の緊張を避け、床尾板部を肩のくぼみに当て、発射の反動で、肩づけの位置がずれない程度に、右腕でまっすぐ肩に引きつける（第58図）。

第５８図　肩づけの位置

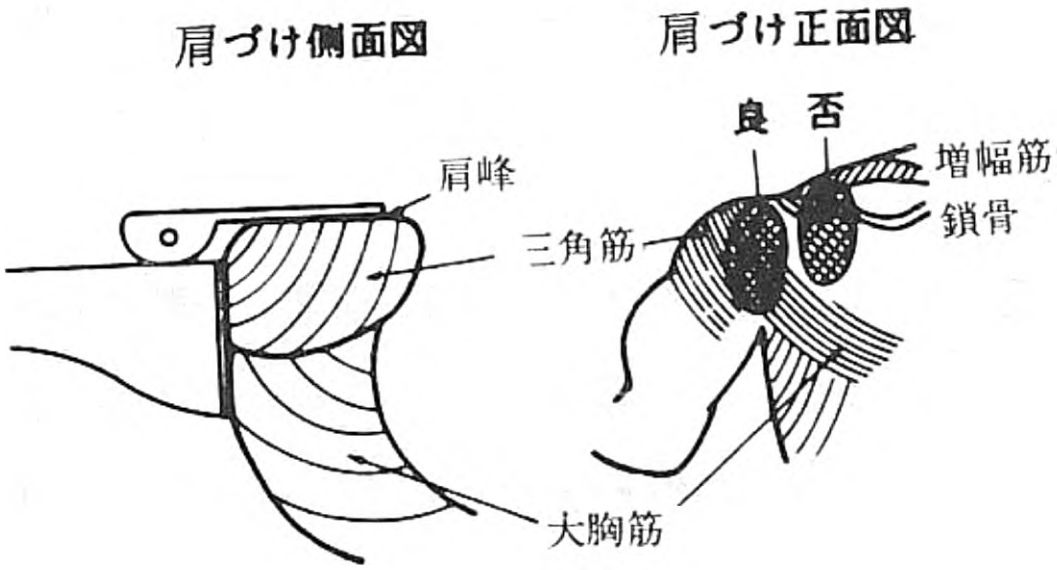

(4)　頭部　できるだけ目標の方向に向けてまっすぐに保ち、常にせいいつな見出しができるように、目と照門の間隔を常に一定にする。ほほは、過度の力を加えることのないように銃床の上端につけて、頭部の緊張を避ける。

2.　射撃姿勢指導上の着意事項

(1)　指導にあたっては、まず姿勢全般を見て、姿勢が安定し、体と銃が一体化されているか、体軸線と銃軸線の関係はよいか、むりな力がはいっていないかを点検し、次いで細部を点検・指導する。

(2)　大きなきょう正を必要とする場合には、最初から姿勢をとり直させる。

(3)　力の入れ方については、教官が力を入れる方向及びその量を指導する。

3. 射撃姿勢に移行するための姿勢

射撃姿勢は、通常、控え銃（つつ）、提（さ）げ銃及び構え銃の姿勢から行なう。控え銃のとり方については、教範「基本教練」参照。

(1) 提げ銃（第59図） 戦闘行動間、一般に用いられる姿勢であり、その要領は、次のとおりである。

ア．立て銃からこの姿勢をとるには、「提げ銃」の号令で、両ひざを少し曲げ、右手を下方にすべらせて被筒部後端を握ると同時に、左足を半歩踏み出して銃を右腰付近におおむね水平に保持する。

イ．立て銃にもどるには、「立て銃」の号令で、左手を銃口付近に添えて銃を立てると同時に、右足を左足に引きつける。

(2) 構え銃（第60図） 構え銃は、戦闘行動間、特に突撃間に用いられる姿勢であり、その要領は、次のとおりである。

ア．立て銃からこの姿勢をとるには、「構え銃」の号令で、左足を前方に1歩出して半ば右に向くと同時に、被筒部前端を握った右手を前方に突き出し、左手で被筒部中央付近を握り、次いで右手で握把を握り、右腰骨付近に保持する。

イ．立て銃にもどるには、「立て銃」の号令で、右

足を左足に引きつけると同時に、控え銃の姿勢をとった後、立て銃の姿勢にもどる。

第５９図　提げ銃



第６０図　構え銃

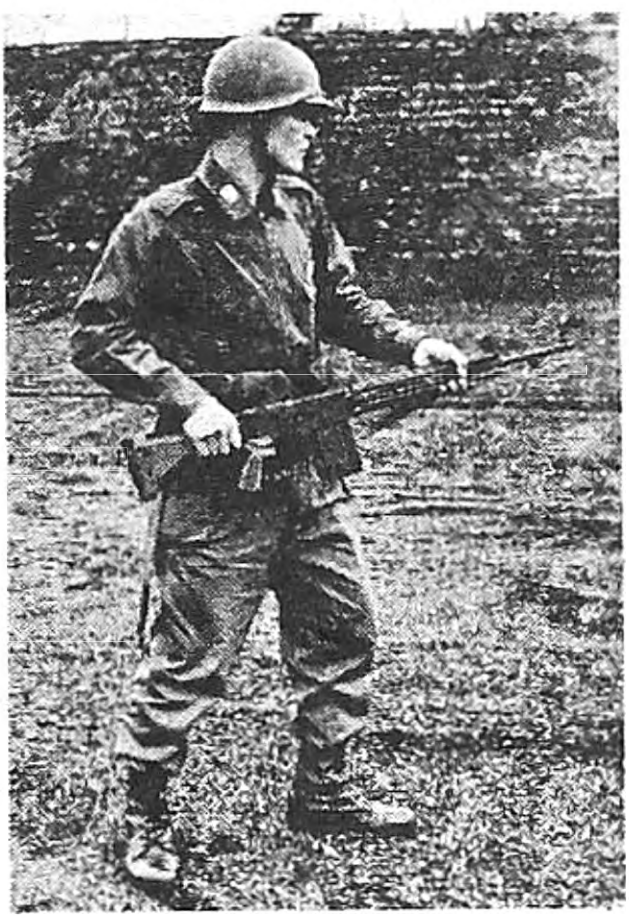

第７３．伏射ち

伏射ちは、他の姿勢に比較して射撃精度が良好であり、かつ、姿勢が低く、敵に対する暴露面が少ないので、戦闘間多用され、射撃の基礎的な姿勢である。

伏射ちには、脚を使用しない伏射ちと脚を使用する伏射ちとがある。

1.　脚を使用しない伏射ち

(1)　この姿勢は、戦闘間における射撃と運動との連けいが容易であるとともに、地形・地物を利用して暴露

面を最も小さくすることができる。

また、この姿勢は、射手の欠陥を発見しやすく、指導が容易であるので、姿勢の要点を習得させるのに適した姿勢である。

(2)　伏射ちの姿勢の要点は、第６１図のとおりである。

第６１図　伏射ちの姿勢の要点



(3)　姿勢をとる動作

ア．控え銃から姿勢をとるには、射手は「伏射ち」の号令で、右手で銃の被筒部後端付近を持ち、銃口が上に向かないように銃を右腰骨付近に確実に保持し、左足を右前方へ約半歩踏み出すと同時に体を半ば右に向ける（第６２図その１）。次いで右ひざ、左ひざ、左手の順に地面につき、上体を右前方に倒

し（第６２図その２）、右手で銃を一挙に目標の方向に突き出すと同時に、左手で下から銃の被筒部後端付近を握る（第６２図その３）。

次いで右親指で照門を起こし、右手で安全装置を解いて握把を握り、一挙に据銃する。

据銃にあたっては、銃口を上げることなく、両手で体に近く迅速に

第６２図
控え銃から伏射ち

その１

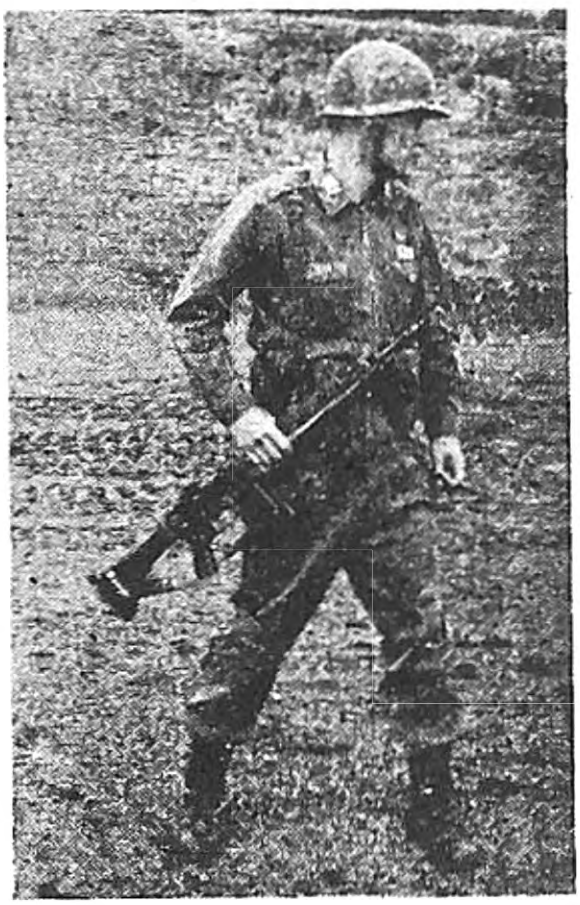

その２



その３



銃を上げ、床尾板を肩につける。

次いで銃床をほほにつけて頭を正しい位置に保ち、銃を安定させる。この場合、銃はおおむね目標に指向されていて、直ちに照準動作ができなければならない。

イ・ 提げ銃から銃をとるには、左足を右前方へ踏み換え、第６２図その１の姿勢をとる。

以下アの動作に同じである。

ウ・ 構え銃から姿勢をとるには、右手で被筒部後端を握り、第６２図その１の姿勢をとる。以下アの動作に同じである。

(4) 元の姿勢にもどる動作

ア・ 控え銃の姿勢にもどるには、射手は「射ち方やめ」の号令で射撃をやめ、右手で安全装置をかけ、銃を肩からおろし、次いで右親指で照門を倒し（第６３図その１）、「控え銃」の号令で、右手で銃の被筒部後端を握り、右足を深く曲げながら銃を引き寄せて右大たい部付近に保持する(第６３図その2)。

次いで左手で上体を起こしながら（第６３図その３）、左足を前方へ約１歩踏み出し（第６３図その４）、右足を左足の位置に引きつけて控え銃の姿勢になる。

第６３図　伏射ちから控え銃

その１



その２



その３



その４

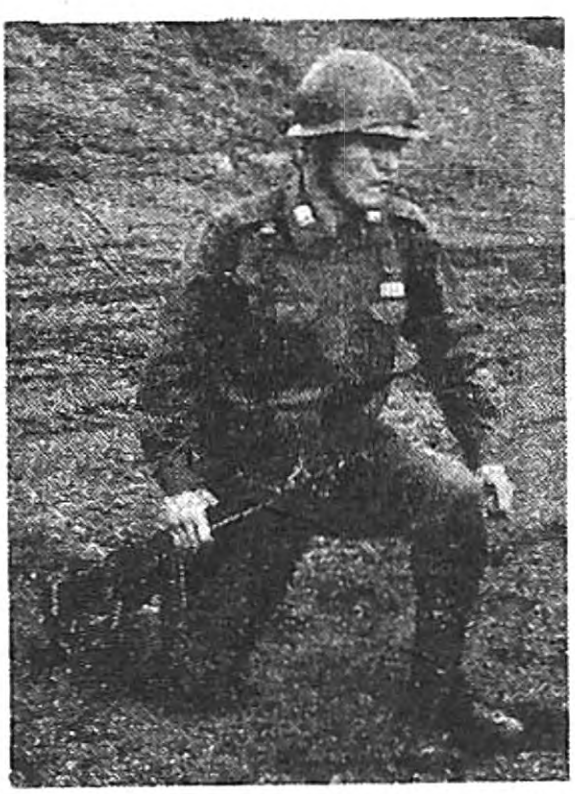

イ。提げ銃、構え銃の姿勢にもどるには、アに準じて行なう。

2. 脚を使用する伏射ち

(1) この姿勢は、銃を二脚、両ひじ及び肩でささえるため、支持面が最も広く、かつ、重心も低いので最も安定した姿勢である。

(2) 脚を使用する伏射ちの姿勢の要点は、第６４図のとおりである。

第６４図　脚を使用する伏射ちの姿勢の要点



(3) 姿勢をとる動作　控え銃から姿勢をとるには、射手は「脚使用」の指示及び「伏射ち」の号令で、前項第3号の要領により銃を保持し、左足を前方へ約半歩踏み出して、体を前に倒す。左手で右脚、次いで左脚を立てた後（第６５図その１）、被筒部後端付近を下

から握り換え、右親指で照門を起こし、右手で床尾上板を起こしながら両手で銃の前方を持ち上げるようにして（第６５図その２）銃を目標の方向に突き出して、握把を握り、一挙に据銃する。据銃し安全装置を解く。

第６５図　控え銃から脚を使用する伏射ち

その１　　その２

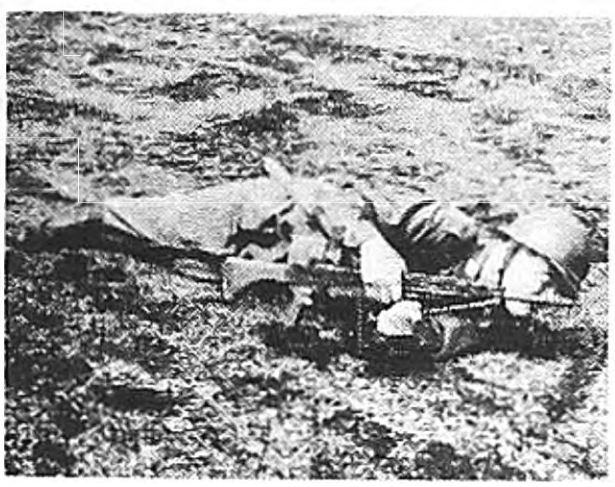



(4)　元の姿勢にもどる動作　控え銃の姿勢にもどるには、射手は「射ち方やめ」の号令で射撃をやめ、右手で安全装置をかけて銃をおろす。「控え銃」の号令で照門を左手で倒すと同時に、右手で床尾上板をたたむ（第６６図その１）。次いで右手で銃把を握り、左手で被筒部後端付近を下から握り（第６６図その２）、銃口を持ち上げるようにして銃を体側に引き、左手で両脚をたたむ（第６６図その３）。右手で被筒部後端付近を握り換え、銃を右大たい部付近に保持する。

じ後の動作は、脚を使用しない伏射ちの姿勢から控え銃の姿勢になる要領に準ずる。

第66図　脚を使用する伏射ちから控え銃

その1

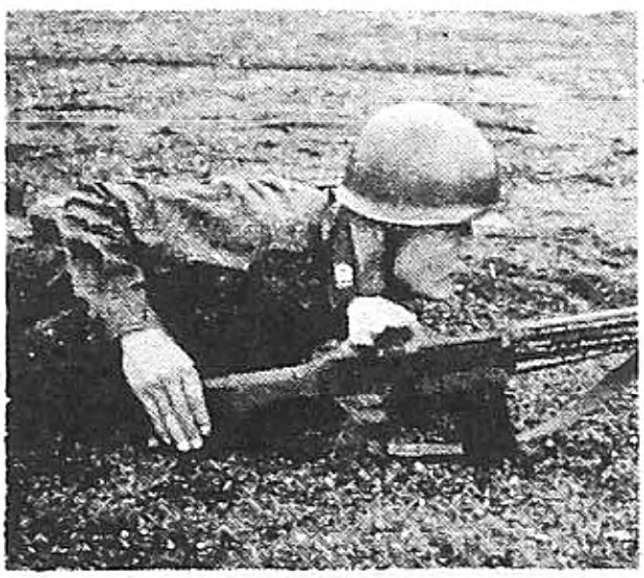

その2

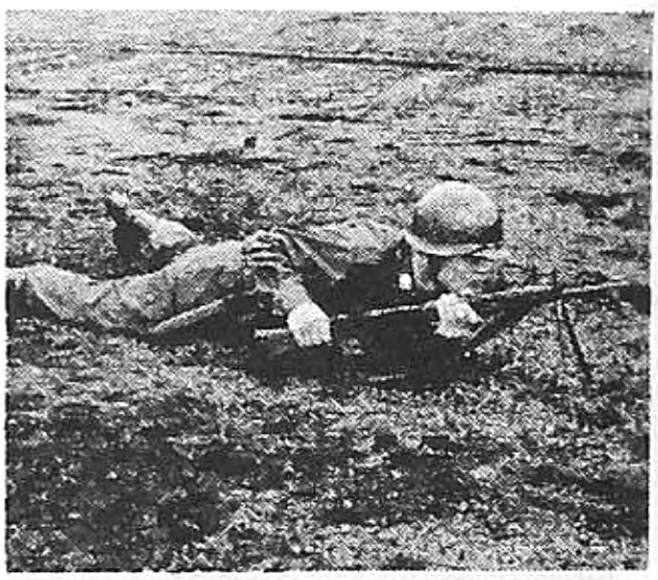

その3

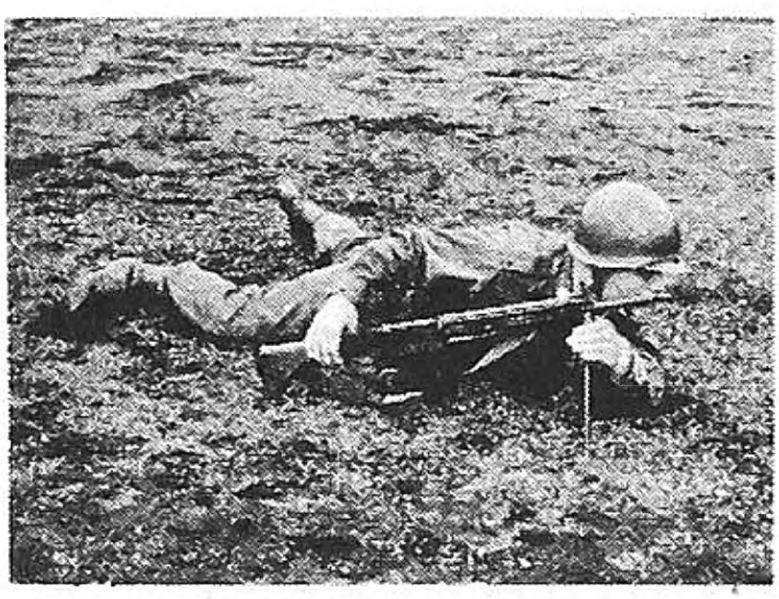

第74. ひざ射ち

1. ひざ射ちの姿勢は、戦闘間における運動と射撃との連けいが容易であり、かつ、目標の高さの変化に対する

適応性がある。

伏射ちについで多用される姿勢である。

2. ひざ射ちの姿勢の要点は、第６７図のとおりである。

第６７図　ひざ射ちの姿勢の要点



3. 控え銃の姿勢からひざ射ちの姿勢をとるには、射手は、「ひざ射ち」の号令で、左足を前方へ約半歩踏み出し、右足を左へ引きながら、右でん部を右のかかとの外側又は内側にのせて腰をおろし、右親指で照門を起こし、左手で安全装置を解いて握把を握り、一挙に据銃する。

4. 控え銃の姿勢にもどるには、射手は、「射ち方やめ」の号令で射撃をやめ、右手で安全装置をかけ、銃を肩からおろす。右親指で照門を倒す。次いで銃把を握ると同時に立ち上がり、右足に左足を引きつけて控え銃の姿勢になる。

第７５．しゃがみ射ち

1. しゃがみ射ちは、比較的安定した姿勢であり、浅い水中、泥（でい）土中、雪中等の射撃に適する。

2. 姿勢の要点は、第６８図のとおりである。

第６８図　しゃがみ射ちの姿勢の要点



3. 控え銃の姿勢からしゃがみ射ちの姿勢をとるには、射手は、「しゃがみ射ち」の号令で、体を半ば右に向け、左足を左前方へ半歩踏み出し、両足を地面に密着させ、できるだけ低くしゃがみ、右親指で照門を起こし、右手で安全装置を解いて握把を握り、一挙に据銃する。

4. 控え銃の姿勢にもどる要領は、ひざ射ちの場合に準ずる。

第７６．すわり射ち

1. すわり射ちは、接地面が比較的広く、かつ、重心位

置も低いので、伏射ちについで安定した姿勢である。

2. すわり射ちの姿勢の要点は、第６９図のとおりである。

第６９図　すわり射ちの姿勢の要点



3. 控え銃から、すわり射ちの姿勢をとるには、射手は「すわり射ち」の号令で体を半ば右に向け、左足を右足の右側に移して腰をおろした後、両足を前方に開き、右親指で照門を起こし、右手で安全装置を解いて握把を握り、一挙に据銃する。

4. 控え銃の姿勢にもどるには、射手は、「射ち方やめ」の号令で射撃をやめ、銃を肩からおろし、右手で安全装置をかけ、右親指で照門を倒す。次いで右手で銃把を握ると同時に、左足が前になるように両足を交差して立ち上がった後、左足を右足の左側にもどして控え銃の姿勢

になる。

第７７．立ち射ち

1. 立ち射ちは、伏射ち又はひざ射ち等がとれない場合に用いる。

2. 立ち射ちの姿勢の要点は、第７０図のとおりである。

3. 控え銃の姿勢から立ち射ちの姿勢をとるには、射手は、「立ち射ち」の号令で、約８５度右に向きながら、左足を前方へ約半歩踏み出し、右親指で照門を起こし、右手で安全装置を解いて握把を握り、一挙に据銃する。

第７０図　立ち射ちの姿勢の要点



4. 控え銃の姿勢にもどるには、射手は、「射ち方やめ」の号令で射撃をやめ、右手で安全装置をかけ、銃を肩からおろし、右親指で照門を倒す。次いで右手で銃把を握り、右足を左足の位置に引きつけて控え銃の姿勢になる。

第７８。照準練習

照準練習は、常に正確・迅速な照準が実施できるように演練する。

照準には、照星及び照門によるものと、照準眼鏡によるものとがあるが、本条においては、照星及び照門による照準について記述し、照準眼鏡によるものについては、第５節に記述する。

照星及び照門による照準練習は、第１・２・３練習の順序に実施する。

1. 照　準

(1) 正しい照準（第７１図）　「正しい照準」とは、照星頂を照門の中心に正しく見出し（正しい見出し）、照星頂を照準点に正しく導く（正しいねらい）ことである。

(2) 照準の誤差

ア。見出し及びねらいの誤差　照準の誤差は、見出しとねらいの誤差が複合されたものであり、特に見出しの誤差は、射距離の増大に伴って増加し、弾着

第７１図　照　準



の偏差に及ぼす影響は、ねらいの誤差よりもはるかに大きい。

イ・銃の傾きによる誤差　銃を左（右）に傾けて射撃した場合には、射弾は、一般に左下又は右下にかたよる。

(3)　光線が照準に及ぼす影響

ア。太陽が上方又は斜上方から照星を照射しているときは、照星が光線の側にふくれて見えるので、見出しに誤差を生じやすく、弾着は光線が上方のときは下に、左（右）からのときは右（左）にかたよる傾向がある（第７２図）。

イ・れい明、薄暮等又はかげろうが立っているとき等は、目標の輪郭が不明りょうとなるので、照準点を上方にとりやすく、弾着が上になる傾向がある。

第７２図　光線の照射方向と照準

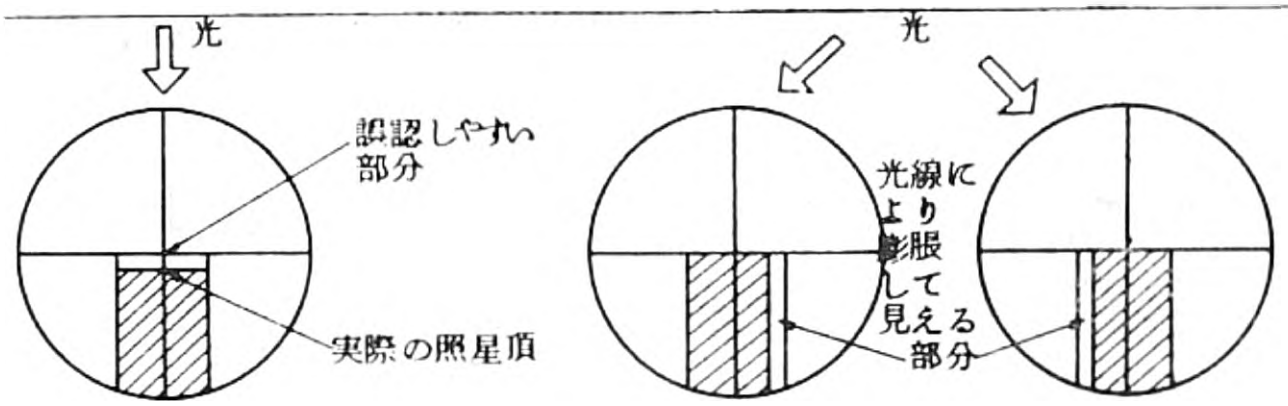

2. 息の止め方

照準間は、息を止めなければならない。

息の止め方には、次の方法があるが、いずれを適用するかは、射撃時の呼吸の状況等による。

(1) 吐き出した後止める方法

(2) 吸ったまま止める方法

(3) 吸った後少し吐き出して止める方法

第７９．照準第１・２・３練習

1. 第１練習

この練習は、正しい照準像を基礎的に理解させるための訓練であり、照準練習具を用いて実施する。

(1) 教官は、正しい見出しを作り、これを習技者に示し、正しい照星と照門の関係位置を理解させ、次いで実習させる。

(2)　正しい見出しに慣熟したならば、教官は、さらに標的を用いて正しい照準の状態を作り、これを習技者に示して照門、照星及び目標との関係を理解させ、次いで実習させる。

(3)　教官は、各種の誤った照準像を作り、その誤った点を習技者に指摘させ、修正させる。

2.　第２練習

この練習は、銃を用いて正しい照準要領を訓練するものであり、照準監査的又は二重標的を用いて実施する。

訓練にあたっては、照準具を黒くし、照門を左右０、射距離３００に合わせておく。

(1)　照準監査的による照準練習（第７３図）

第７３図　照準監査的による照準練習



ア．隊員を習技者と表示者に分け、銃を銃固定台の上にしっかり固定し、照準監査台を照門から約１５

mのところに置く。

イ．習技者は、伏射ちの姿勢をとる。この場合、両ひじを地につけ、ほほを左手でささえる。右ほほを銃床部に軽く接し、右目を常に照門から一定の距離におき、照準像の大きさを一定にする。右手で信号を表示者に送り、照準監査的を移動させて照準線上に正しく導く。表示者は、照準監査的を短切に操作する。

ウ．教官は、照準監査鏡等を用いて点検・指導し、個癖の発見に努める。

(2)　二重標的による照準練習　二重標的を用いることにより、正しい照準像を認識させ、また照準の正否を確認させることができる。

ア．隊員を習技者と表示者に分け、銃を固定台にのせ、二重標的を銃から約５mのところに置く。次いで習技者は、伏射ちの姿勢をとる。

イ．表示者は当初、十字標的を出して、固定する。

習技者は、十字の交差点を正しく照準して銃を固定する。次いで表示者に黒点的を出させ、照門、照星及び黒点的の中央下際（白い部分）との関係位置から、正しい照準像を認識させる。

ウ．正しい照準像を認識したならば、表示者に黒点

的を先に出させ、これを固定させる。習技者は、その中央下際（白い部分）を正しく照準して銃を固定する。次いで照準を継続したまま表示者に十字標的を出させ、その照準の正否を確認する。

3. 第３練習

この練習は、正確かつせいいつな照準を訓練するものであり、当初縮尺距離、次いで実距離で実施する。

(1) 縮尺距離で行なう要領

ア. 照準監査台に白紙をはり、これを銃固定台から約１５ｍのところに置き、習技者は、照準監査的による要領によって照準監査的を照準線上に導き、正しい照準ができたならば「よし」という。表示者は、照準監査的の中央の穴を通して用紙に点を記入し、この点に１と記入する。次いで照準監査的を動かし、上記と同じ要領で２回実施し、各点に２、３とそれぞれ記入し、各点を結んで三角形を作る。教官は、三角形の大きさ及び形状を分析して指導する。

(ア) 三角形の各点は、直径約６㎜以内の範囲になければならない。

(イ) 三角形の形状が縦に長い場合は、一般に、見出しが垂直方向に対して不正確であるか、又はねらいが高い（又は低い）ことを示し、横に長い場

合は、見出しが水平方向に対して不正確であるか、又はねらいが照準線より右（又は左）にあることを示している（第７４図）。

イ．習技者が不良な照準を行なった場合、見出し又はねらいのいずれが悪いか、照準監査鏡を用いて判定し、指導する。

第７４図　三角形の形状と照準の誤り

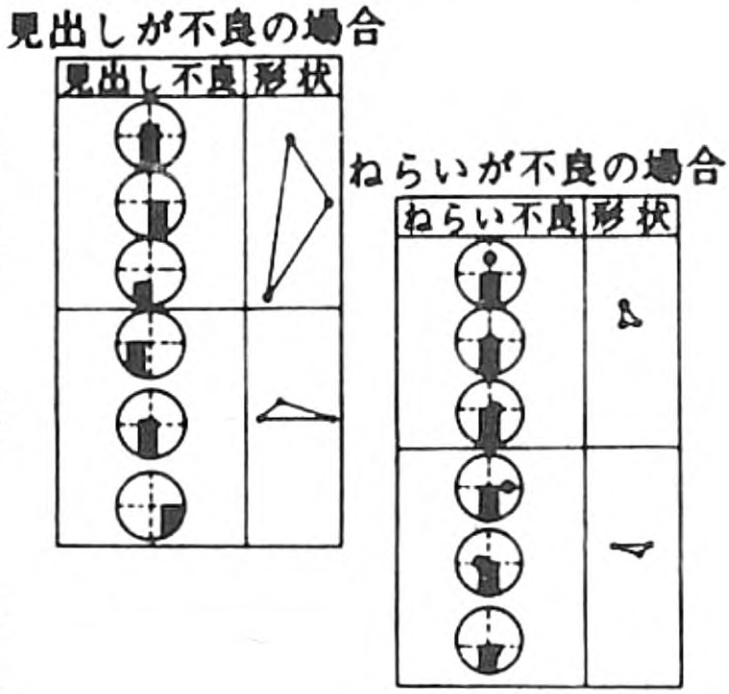

(2)　実距離で行なう要領

ア．縮尺距離で行なう方法に準ずるほか、射手の練度が向上するにしたがい、適宜距離を増大するとともに、目標を不明りょうにしたり、又は背影及び光線の方向を異にして行なう等各種の条件下において訓練する。

イ．直径の大きさは、１００ｍで４㎝以内、２００ｍで８㎝以内、３００ｍで１２㎝以内の範囲になるように演練する。

第８０．撃発練習

撃発練習は、照準が乱れないように撃発する要領を演練

する。

訓練にあたっては、まず引金の正しい引き方について演練し、次いで連射の場合の引き方について演練する。

1. 引金の引き方

右手で確実に握把を握り、引金の中央凹部に人さし指の第1関節付近をかける。

人さし指のみに力を加え、第1段を一挙に、第2段を徐々にまっすぐ後方に引き、無意識のうちに撃発を行なう（第75図）。

引金を引く際に陥りやすい欠陥は、次のとおりである。

(1) がく引き　「がく引き」は、撃発時、引金を急激に引き寄せることである。「がく引き」は、筋肉の急激な緊張、右手の急激な握把の握りしめ、引金の引く方向のずれ等を生じ、このため、銃が動揺し、射弾は大きく偏移する。

第75図　引金の引き方

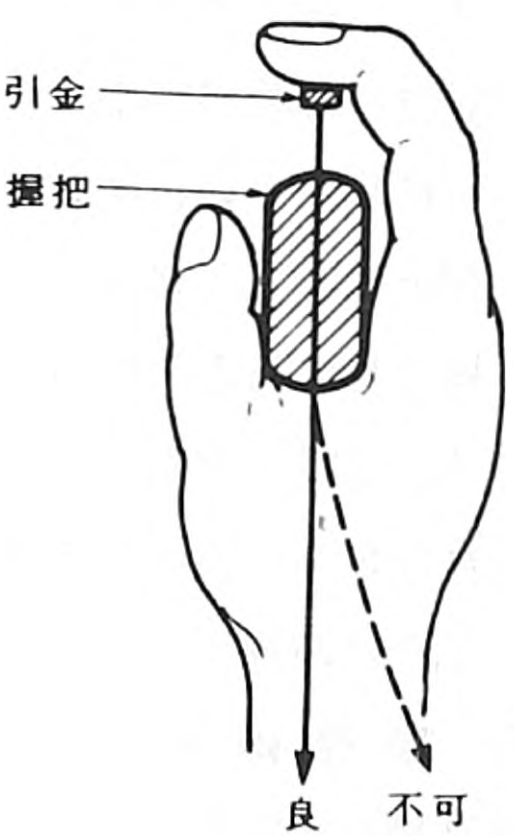

(2) 引き遅れ　「引き遅れ」は、慎重な

射撃をしようとして引金を引く動作を極端にのばすことである。

この場合には、呼吸が困難になるとともに、目及び筋肉の疲労も加わって、銃が動揺し、照準が不正確なときに撃発することになりやすい。

(3)　い縮　「い縮」は、発射音及び発射後の銃の反動を意識しすぎて、身体が硬直し、そのため照準線が偏移する。

2.　連射の引金の引き方

連射における引金の引き方の練習は、連射間、均一な力で引金の第２段を圧したまま力をゆるめないこと、及び連射直後、他の四指の握りをゆるめないように迅速に人さし指を伸ばすことが重要である。

訓練にあたっては、次の順序で行なう。

(1)　教官は、空包を用い短連射及び６発連射を行なって、その射手の発射音を聞かせ、発射弾数に応ずる射撃速度の感覚を習得する。

(2)　教官は、射手に、発射音に合わせて引金を引く動作を実施させ、連射間人さし指をゆるめることなく所望弾数を発射した後、敏速に人さし指を伸ばす要領、すなわち指切りの感覚を習得させる。

(3)　射手に空包射撃を実施させ、発射弾数に応ずる引

金の引き方を演練する。

3. 訓練指導上の着意事項

(1) 訓練の当初においては、射手に楽な姿勢をとらせ、教官は、射手の人さし指の上に自分の指を重ね、又は教官の指の上に射手の指を重ねさせ、正しい引き方について習得させる。

(2) 引金の引き方の良否については、射手の人さし指と引金の間に草片、針金又は引金測定器をはさんで引金を引かせ、その動きから点検する。

(3) 人さし指の運動が腕に波及しているかどうかは、射手の前腕部を握った感じ、又は撃発時の銃口部の動揺によって点検する。

(4) 撃発時間の短縮を要求するあまり、正しい引金の引き方を乱さないようにする。

(5) 人さし指を曲げることは容易であるが、これを迅速に伸ばすことは、むずかしいので、機会を求めて、屈伸の訓練を行なう。

第８１. 姿勢・照準・撃発練習

姿勢・照準・撃発練習は、姿勢、照準及び撃発のそれぞれ基礎的な動作を連接させて行なう訓練であり、射撃予習訓練のうち最も重要なものである。

訓練は、第１・２・３練習の順序に実施する。

1.　第１練習

この練習は、「肩づけ」、「ほほづけ」、「引金の第１段を圧する」、「息を止める」、「銃を目標に指向する」の五つの動作を一挙に行ない、動作開始から４ｓ以内に照準を完了できるように演練する。

2.　第２練習

(1)　この練習は、第１練習の動作に撃発動作を加えて演練する。据銃と同時に引金の第１段を圧しながら照準を開始し、引き続き等せいな力を加えて第２段を圧して、照準の完成と撃発時期が一致するように演練する。この際、照準線の見送り及び弾着予告を実施させることは、射撃訓練向上のためにきわめて重要である。

(2)　照準線の見送り及び弾着予告　射手は、照準撃発動作を行なう場合には、必ず照準線の見送り及び弾着予告を実施しなければならない。

照準線の見送りとは、撃発直後において照準線と目標との関連を注視することである。

弾着予告とは、撃発直後に照準線が指向されている点を予告することである。

予告は、目標中央を基準として「よし」、「右下」、「左上」等と呼称する。

予告できないときは、「不明」という。

照準線の見送り及び弾着予告は、次のような効果がある。

ア．撃発の際に射手が反動を意識して、い縮したり、目を閉じたりすることを防ぐことができる。

イ．発射時の照準点のずれを確認することによって、姿勢、引金の引き方等の誤りを見出すことができる。

ウ．射手が過早にほほを銃床から離したり、又は銃を肩から離したりすることを防ぐことができる。

3. 第3練習

この練習は、控え銃等の姿勢から迅速に所望の射撃姿勢をとり、照準・撃発を繰り返して行なう射撃の要領を演練する。

(1) 第1弾を発射するまでの時間の基準は、次のとおりである。

伏射ち	9 s以内
脚を使用する伏射	12 s以内
ひざ射ち、しゃがみ射ち、すわり射ち	9 s以内
立ち射ち	4 s以内

(2) 照準監査鏡、照準点検的、振幅測定器等を用いれば、撃鉄の落ちる瞬間における照準の可否、照準線の見送り、弾着予告の可否等を点検することができる。

また、模擬弾練習器を用いれば、弾着が直ちにわか

り、誤りを射手みずから確認することができる。

第８２．偏差量の修正練習

偏差量の修正練習は、射弾の偏差量を照準具の測合によって修正する要領を演練する。

訓練にあたっては、まず平均弾着点の求め方を習得させ、次いで偏差量の判定及び照準具の測合要領を演練する。偏差量の判定及び照準具の測合は、射弾を確認してから、３ｓ以内に実施できるようにする。

1. 平均弾着点の求め方

平均弾着点は、通常３発以上の弾こんから求める。３発の場合は、弾こんを結んでできる三角形の中心が平均弾着点である。３発のうち、１発が遠く離れたところに弾着したときは、不規弾としてみなし、さらにもう１発射撃してその中心を求める。

３発以上の弾こん群から平均弾着点を求める場合には、遠くに離れた弾こんを除外し、残った弾こん群が含まれるような円形を作り、その中心を求める。

2. 偏差量の判定と照準具の測合

(1) 教官は、黒板等に目標及び弾こん群を表示し、射距離を示す。射手は、弾こん群から平均弾着点を求め、次いで目標中心との偏差量を判定して、射距離に応ずる上下・左右転輪の修正クリック数を決定し、照準具

に測合する。

(2)　射手が前号の要領を理解したならば、射距離200～３００ｍで実施する。

第８３.　連続射撃練習

連続射撃練習は、迅速かつ短時間に連続的に正確・多量の射弾を発射する要領を演練する。

この練習においては、特に姿勢を堅確にすることが重要である。

すなわち、姿勢が正しければ、発射後においても、照準線が自然と目標付近にもどってくるので、直ちに照準ができ、次の射弾をすみやかに発射することができる。

この訓練は、まず伏射ちの姿勢で行ない、これに習熟した後、中間姿勢等で演練する。訓練にあたっては、つとめて空包を使用し、また、照準監査鏡を使用して照準、撃発の要領を点検する。

1.　単射訓練

(1)　銃位置から２５ｍのところに標的を立てる。

(2)　教官は、「目標、前方の的、伏射ち」、「〇発入り弾倉、弾を込め」と号令する。射手は、射撃姿勢をとり、弾倉を装てんする。

(3)　射手の準備が完了したならば、教官は、「射撃用意」、「射て」と号令する。射手は、目標を照準し、

１発射撃する。

(4)　教官は、初めの号令から４ｓごとに「射て」と号令するか、笛を吹く。射手は、これにより４ｓ間に正しい照準を行ない撃発する。

(5)　上記の要領で反復演練して、迅速な動作が実施できるようになったならば、中間姿勢についても演練し、次いで立姿から迅速に示された射撃姿勢をとり、第１弾を正確に射撃し、引き続いて連続射撃が実施できるように演練する。この場合、姿勢をとって第１弾を発射するまで１０ｓ以内にできるようにならなければならない。

(6)　空包を用いない場合には、補助者に射撃間隔に応じて槓桿を後方に引かせる。この場合には、槓桿を後方に引いたとき、遊底が止まらないように木片等をはさんで押上げ板を押えておく。

2.　連射訓練

連射の場合、射手が、射撃間、連射弾数に応じて正確な指切りができるようにするほか、単射の場合に準ずる。

第８４.　弾倉交換練習

弾倉交換練習は、いかなる射撃姿勢においても弾倉を迅速に交換できるように演練する。

交換に要する時間は、伏射ち及び脚を使用する伏射ちの

姿勢においては６秒以内、その他の姿勢においては５ｓ以内にできるようにしなければならない。

1.　伏射ちの場合

(1)　教官は、当初「射撃用意」、「射て」と号令して射撃を開始させ、次いで適宜の時期に「弾倉交換」と号令する。

(2)　射手は、号令に基づき、脚を使用していないときには、銃を肩からおろし、脚を使用しているときには、床尾上板を肩にかけたまま銃を斜めに傾け、安全装置をかける。次いで弾倉を第７６図のように持ち、親指で後部弾倉止めを押えながら前に回すようにしてはずす。

はずした弾倉は、弾のうに収納するか、又は近くに置く。

第７６図　弾倉のはずし方



(3)　弾倉を装てんするには、弾のうから取り出して、第７７図のように持ち、銃の真下から、まず前部弾倉止めにかみ合わせた後、手前に引くようにして後部弾倉止めにはめ込む。次いで槓桿を引き、直ちに放して弾薬を装てんした後、安全装置を解き射撃準備を完了する。

第７７図　伏射ちにおける弾倉のつけ方

その１　脚なしの場合



その２　脚使用の場合



2. ひざ射ち等の場合

銃をもも、腕等でささえ、弾倉室を右下方に向けて行なう（第７８図）ほか、伏射ちに準ずる。

3. 立ち射ち

銃床部をわき腹に当てて行なう（第７９図）ほか、伏射ちに準ずる。

第７８図　中間姿勢（ひざ射ち）における弾倉のつけ方



第７９図　立ち射ちにおける弾倉のつけ方



第３款　実射訓練

第８５．要　　旨

1. 実射訓練は、射撃予習訓練において習得した事項のうち、さらに実射によって演練を必要とする事項について訓練し、射撃予習訓練の成果と相まって基礎的射撃技能の完成を図るものである。

2. 訓練にあたっては、教官は、個人指導に徹底し、射手に必中の自信をもたせることが重要である。このため、各習会の到達すべき目標を示してこれの達成を図るとともに、実射を通じて、明らかになった欠陥に対しては、適切な指導特に射撃予習訓練の反復により、きょう正しなければならない。

3. 実射訓練における射場勤務については、教範「小火器等射撃管理」参照。

第８６．実射訓練の一般要領

実射訓練の一般要領は、次のとおりである。

1. 射撃開始

(1) 射撃係幹部は、射手及び射撃係を射撃位置につかせ、射撃要領を示すとともに所要の注意を与え、射撃の準備を命ずる。射手は、目標の確認、照準具の点検、射撃位置の決定、射撃記録帳の準備等を実施し、準備

が完了したならば、射撃係に「準備よし」と告げる。

射撃係は、担当する射手が準備を完了したならば、射撃係幹部に「準備よし」と報告する。

(2)　準備が完了したならば、射撃係幹部は、射撃開始時の姿勢をとらせる。当初から射撃姿勢をとらせる場合には、「ひざ射ち」、「すわり射ち」等と号令する。

射撃係は、所定の位置につき、射手の動作を指導する。

(3)　射撃係幹部は、弾薬の交付を弾薬係に命ずる。射手は、弾薬を受領したならば、弾数及び弾薬の状態を確認して、弾倉に弾薬を詰め、通常、弾のうに収納する。

(4)　射撃係幹部は、「安全装置」、「○発弾を込め」と号令する。射手は、安全装置を確認した後、弾のうから弾倉を取り出して装着し、装てんする。１発ずつ装てんする場合においても、必ず弾倉に弾薬を詰め装てんする。

(5)　射撃係幹部は、弾込めを確認したならば、「目標正面の的」、「伏射ち」、「２００」、「短連射３回」等と号令する。射手は、照準具の測合等が終わったならば、「準備よし」と射撃係に告げる。

射撃係は、これを確認した後、手を上げて「右（左）方よし」と報告する。

(6)　射撃係幹部は、射撃係の報告及びその他全般の準備完了を確認した後、「射撃用意」、次いで「射て」と号令する。

射手は、「射撃用意」の号令で安全装置を解き、「射て」の動令で射撃を開始する。立姿の場合には、所命の姿勢をとった後射撃を開始する。ただし、時間の制限がある場合には、標的が現出してから所命の姿勢をとり、安全装置を解いて射撃を開始する。

2.　射撃の終了

(1)　射撃係幹部は、射撃をやめさせる場合には、「射ち方やめ」と号令し、全射手の射撃の中止を確認した後、「弾抜け」と号令し、次いで「安全点検」を号令する。

(2)　射手は、射撃係幹部の「射ち方やめ」の号令、又は目標隠滅で射撃をやめ、安全装置をかける。「弾抜け」、「安全点検」の号令で、射手は銃を肩からおろし、弾倉をはずす。

スライドを後退させ、スライド止めでこれを止め、残弾が薬室内にある場合は弾を抜き、弾倉内の弾薬の有無を点検する。点検が終わったならば、銃床を肩に

のせる。

射撃係は、各射手の弾倉、薬室、安全装置等を点検し、異常がなければ手を上げて、「右（左）方よし」と射撃係幹部に報告する。この際、残弾があればその旨を報告する。

射撃係幹部は、標的の点検、空（から）薬きょうの回収、射撃記録帳の記入等を行なわせ、所要の指導を行なう。

(3)　所定の射撃が終了したならば、射撃係幹部は、射手を射撃位置から退去させる。

第８７．射撃記録

実射訓練の射撃成果は記録・保管し、射手の射撃技能の判定及びきょう正指導の資とする。

1.　射撃記録帳

射撃記録帳は、課目、習会番号及び課題名、場所、気象状態、射撃結果等を記録するものであり、銃歴簿等の資料としても用いられる。

射撃記録帳の一例は、第１１表のとおりである。

第１１表　射撃記録帳

６４式７６２㎜小銃射撃記録

射手名		格付	天候	晴 曇 雨	銃番号		
日時			風	風向 風速 m/s	考点	修正前	上 左 下 右
場所			光線			修正後	上 左 下 右

習会名	課題	射距離(m)	標的	姿勢	射法	時間(秒)	弾数(発)

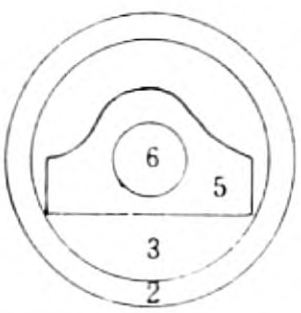

得点圏	数
6	
5	
3	
2	

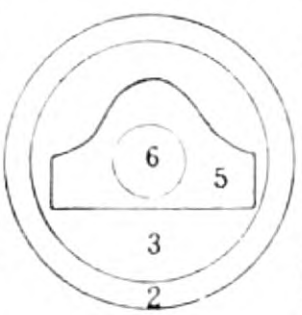

得点圏	数
6	
5	
3	
2	

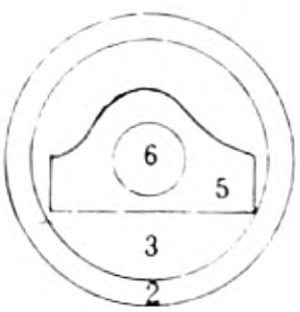

得点圏	数
6	
5	
3	
2	

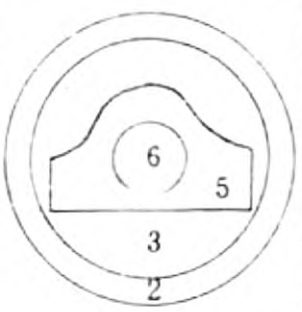

得点圏	数
6	
5	
3	
2	

習会	点数	欠格事項	得点	格付

所見	

注　上記は、基本射撃訓練の射撃記録の一例を示したものである。応用射撃、各個戦闘射撃等については、これに準じて作成する。

2. 採点表

採点表は、標的上の弾こんの位置及び点数を記入するものである。

採点表は、採点手が記入し、採点係幹部等の点検を受けた後、射手は、これを射撃記録帳に記入する。

採点表の一例は、第１２表のとおりである。

第１２表　採点表

採　　点　　表				
標的番号		射距離		月　日
射　群		姿　勢		時　分

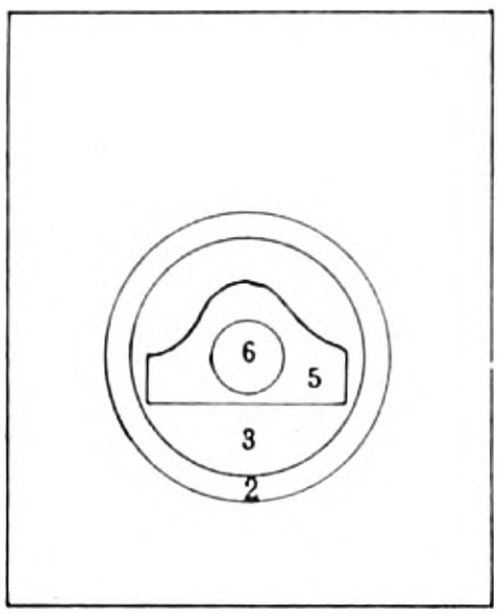

番号	得　点	番号	得　点	番号	得　点
1		6		11	
2		7		12	
3		8		13	
4		9		14	
5		10		15	
合計点					

監的手（採点手）　署名

監的組長　署名

監的係長（採点係長）　署名

注　1. 上記は、基本射撃訓練の採点表の一例を示したものである。
応用射撃、各個戦闘射撃等については、これに準じて作成する。

2. 弾こんは、「×」印をもって記入し、発射順序の番号を付する。また、補射の弾こんは、「✓」印をもって記入する。

3. 1射撃終了後全射弾を同時に採点するときは、「番号」は、弾こん数を示すものとし、得点の大きいものから記入する。

第８８. 採 点 要 領

1. 採点基準

(1) 得点は、標的上の命中弾及び得点圏によって決定する。

(2) 弾こんの黒点の周縁上又は境界線上にある場合には、それぞれ上位の点数とする。

(3) 規定弾数又は発射弾数をこえる弾こんが得点圏内にある場合には、上位弾こんから規定弾数又は発射弾数だけ採点する。

(4) E的及びF的については、横弾及び変形した弾こん等は、命中弾とみなす。

2. 射撃制限条件に違反した場合の採点要領

(1) 「射て」の号令が下される前、又は「射ち方やめ」の号令の後に発射した場合には、上位弾こんから発射弾数だけ除外して採点する。

(2) 規定射撃回数以上、射撃した場合には、規定回数が３回以上の場合についてのみ１回の超過を認め、その他の場合には超過した射弾数を上位弾こんから除外して採点する。

(3) 制限時間を超過した場合には、超過時間２秒につき、１発を上位弾こんから除外して採点する。

(4) 射手みずからの過失によらない銃の故障、弾薬の

不良、標的操作の不良、気象条件の急変及び安全管理上所定の射撃が実施できなかった場合には、再射又は補射を認める。時間に制限のある場合には、残弾１発につき、４秒を基準として実施する。

第８９．零点規正射撃

1. 零点規正とは、銃の個癖による偏差を修正して照準点と弾着点とを一致させるため、方向及び高低の偏差量を照準具に測合することをいう。零点規正を行なうには、相当な練度が必要である。

零点とは、任意の射距離において零点規正を終了した銃の左右及び射距離目盛の修正クリック数をいう。

求めた零点は、射撃記録帳に記録するとともに、通常、床尾板部の属品室ふたの裏にはっておく。

2. 脚を使用する場合としない場合では、射手の練度により零点が異なることがあるので、両者について零点を求めることが必要である。

3. 零点規正の要領

(1) 縮尺距離において行なう方法

ア．射距離３００ｍに応ずる規正要領　銃口から正しく２２ｍ離れた位置に、２㎝×２㎝の黒紙を付した標的を置く。

射距離目盛を３００ｍ、方向目盛を０に合わせ、

通常、３発射撃して、その平均弾着点と照準点との偏差量を判定して、平均弾着点と照準点が一致するように照尺目盛を調節する。要すれば、同じ要領を繰り返し実施して、銃の零点を求める。

イ・射距離４００ｍに応ずる規正要領　銃口から１３ｍのところに標的を設置するほかは、３００ｍの場合に準じて行なう。

(2)　実距離において行なう方法　通常、射距離３００ｍにおいて実施する。実施の要領は、縮尺距離の場合に準ずる。

第９０．各習会の目的及び実施要領

1.　第２習会

(1)　「射撃予習その１」で習得した射撃術、特に堅確な姿勢と正しい見出しを実射によって演練する。

(2)　実施にあたっては、照門に照星を正しく見出し、標的中央付近を照準して１発ずつ発射する。

(3)　はじめて射撃を体験する新隊員等は、射撃予習に習熟していても、発射音及び反動を意識して、撃発直前において右目を閉じ、肩を前方に突き出し、又はがく引きする等の過失を犯しやすいので、１発ごとに適切な指導が必要である。

2. 第４習会

(1) 射弾の偏差量を、照準具によって修正する要領を実射によって演練する。

(2) 実施にあたっては、当初３発射撃して平均弾着点を求めた後、目標中心に命中するように偏差量を修正し、続いて３発射撃する。訓練にあたっては、要すれば、当初の弾着が目標の中心からはずれるようにあらかじめ転輪を動かしておく。

3. 第６習会

(1) 第２・４習会の成果を総合し、目標に命中させるための正確な射撃要領を演練するものであって、基本射撃における最も重要な課目である。

(2) 訓練にあたっては、正確な射撃を重視し、個人の欠陥の早期発見ときょう正に努め、所望の到達練度に達しない場合には、射撃予習を反復実施させ、要すれば、第２習会又は第４習会を実施させる。

4. 第７習会

短連射の指切り及び連射間の銃の保持要領を体得させ、さらに１連射の射弾ができるだけまとまるように演練する。

練度の評価にあたっては、命中弾数よりも弾こんのまとまりを重視する。

5. 第8習会

実距離における迅速・正確な射撃を演練する。

第2課題においては、射撃間の弾倉交換をあわせて実施する。

第３節　応用射撃訓練

第１款　要　　説

第９１．要　　旨

１．応用射撃訓練では、目標の発見・選定、射距離の判定、並びに各種の目標の状態及び射手の態勢に応ずる射撃要領を演練するものであるが、特に戦闘訓練と密に連けいさせて実施する必要がある。

２．応用射撃訓練の習会表は、第１３表のとおりである。

第１３表　応用射撃訓練の習会表

習会番号	習会名	射撃要領							
		課題	射距離(m)	標的	姿勢	射法	時間(S)	弾数(発)	場所
9	射撃予習その１		照準点の選定練習						野外訓練場
１０	実射訓練その１	1	３００	改A的又はF的	伏射ち	単射	制限なし	5	基本射場又は戦闘射場
		2	２００					3	
		3	１００～３００					3	
１１	射撃予習その２		隠顕目標射撃練習						野外訓練場
１２	実射訓練その２	1	３００	固定F的	立姿～伏射ち	単射	１７	3	基本射場
		2		隠顕F的			２８	3	
		3		隠顕F的×２		短連射	３６	8	
１３	射撃予習その３		1. 地形・地物を利用する射撃練習 2. 激動後の射撃練習 3. 装面時の射撃練習 4. 地上移動目標射撃練習 5. 空中移動目標射撃練習 6. 移動する車両からの射撃練習 7. 夜間射撃練習						野外訓練場

14	実射訓練その3	上記課目について選択実施する。							戦闘射場
15	射撃予習その4	突撃射撃練習							野外訓練場
16	実射訓練その4	1	100	改A的	肩射ち	短連射	制限なし	6	戦闘射場又は基本射場
		2			かかえ射ち等			12	
		3	100～70	改A的	肩射ち	短連射	20	9	
		4	60～30	又はF的	かかえ射ち			12	
		5	30～20	F的×3	かかえ射ち等		10	9	
17	射撃予習その5	目標発見及び射距離の判定練習							野外訓練場
18	実射訓練その5	1	300	固定F的×1	掩(えん)体内	単射	3分以内	3	戦闘射場
		2	200	隠顕2F的×1	壕(ごう)内	短連射		4	
		3	260	隠顕F的×1	ひざ射ち	単射		3	
		4	240、270	隠顕2F的×2	伏射ち	短連射		8	
		5	100、50	固定2F的×2	立ち射ち～かかえ射ち	短連射		8	

第2款　射撃予習訓練

第92. 要　　旨

射撃予習訓練においては、次の事項を訓練する。

1. 目標の発見及び射距離の判定
2. 照準点の選定
3. 隠顕目標射撃
4. 地形・地物を利用する射撃
5. 激動後の射撃
6. 装面時の射撃
7. 地上移動目標射撃
8. 空中移動目標射撃
9. 移動する車両からの射撃
10. 夜間射撃
11. 突撃射撃

第93. 目標の発見及び射距離の判定練習

目標を迅速に発見し、射距離を正しく判定できるように演練する。

訓練にあたっては、当初、距離に応ずる目標の見えぐあいについて習得させた後、目標の発見及び射距離の判定を演練する。

1. 目標の見えぐあい

既知の距離に偽装した実員を配置し、姿勢、背景、隠影の状況、偽装の程度等を種々変化させて、距離及び目標の状態に応ずる見えぐあいを習得させる。

2.　目標の発見及び射距離の判定

距離１００～４００ｍの間に移動する目標、隠顕する目標、同時に現出する数個の目標等を配置し、当初射撃位置において、次いで移動間においてこれらを発見し、目標の状態・射撃の可能性等を考慮して、射撃目標をみずから選定することを演練する。

実施にあたっては、次の事項に留意する。

(1)　射手に、戦況に応ずる姿勢及び行動をとらせ、また移動間においては、射撃位置の選定もあわせて行なわせる。

(2)　目標は、つとめて実員及び実車両を用い、実際的に行動させる。

(3)　発見目標の報告を行なわせる。

(4)　同時に現出する数個の目標に対しては、射撃すべき目標を選定させる。

第９４.　照準点の選定練習

射距離３００ｍの零点に照準具を測合しておき、射撃にあたっては、照準具を再測合することなく、射距離及び風による偏差等に応じて照準点を変更して行なう射撃を演練

する。

訓練にあたっては、まず射距離に応ずる正しい照準点の選定要領を習得させ、次いで射弾の偏差に応ずる照準点の修正要領を演練する。

1. 射距離に応ずる照準点の選定

当初、射距離に応ずる照準点を改A的上に標示し、正しい照準点の選定について習得させる。

次いで１００～４００ｍの間に数名の実員、又は数個のF的を配置し、各目標に対する照準点を選定させる。

この際、教官は、照準監査鏡を用いて点検・指導する。

2. 射弾の偏差に応ずる照準点の修正

標的上に射距離に応ずる照準点を選定させたならば、三つ以上の弾こんを標示し、射手に平均弾着点を求めさせ、偏差量を判定させて、これによって照準点を修正する要領を修得させる。

次いで、実距離において前項に準じて実員又は標的を配置し、各目標に対する当初の弾着を標示して照準点を修正させる。

3. 訓練の進度に応じ、風等の影響を加えて実施する。

第９５. 隠顕目標射撃練習

隠顕する目標に対して、迅速・正確な射撃ができるように演練する。

訓練にあたっては、当初、縮尺距離において射撃動作を基礎的に訓練し、次いで実距離において目標の状態及び射手の態勢に応ずる射撃を演練する。

1.　縮尺射距離において行なう要領

隠顕目標射撃練習装置等を用いて、目標の現出と同時に据銃して射撃する動作、及び逐次目標を変換して射撃する動作を演練する。実施にあたっては、目標の配置及び現出時間を適切にし、迅速性を強調して射撃動作が粗雑にならないこと及び目標の消滅中に撃発しないことに注意する。

隠顕する数個の目標に対しては、まず自己に正対する目標を射撃し、次いで右及び左の目標を射撃する。同一地点で隠顕する単一目標に対しては、目標現出後４ｓ以内に射向を変換して行なう。

射撃は、目標現出後又は射向の変換を開始後６ｓ以内に射撃できるように演練する。

2.　実距離において行なう要領

遠隔操縦自動隠顕標的装置（ホップアップ的）を用いて行なうか、又は第９３条に準じて実員を配置して実施する。訓練にあたっては、当初射撃位置において射撃姿勢をとり、目標発見後直ちに射撃する訓練を立ち射ちも加えて実施し、次いで移動中に目標を発見して射撃する

訓練を実施する等、段階的に演練する。

第９６.　地形・地物を利用する射撃練習

地形・地物を適切に利用して敵火による損害を避けるとともに、堅確な姿勢をとり、正確な射撃ができるように演練する。

射撃のために利用できる地形・地物には、通常、土塊、草木、立木、掩体、傾斜地、屋根等がある。訓練にあたっては、当初、各種の地形・地物の正しい利用法について訓練した後、行動間において射手みずから適切な地形・地物を選定・利用する射撃を演練する。

1.　土塊、草木等（第８０図）

第８０図　土塊の利用



射撃にあたっては、土塊、草木等を利用して防護するとともに、射撃姿勢を堅確にして射撃効果を発揮しなければならない。

銃を依たくする場合は、地物に直接依たくすることなく、左前腕部を依たくする。この場合、依たく物の高さが低すぎるとむりな姿勢をとることになり、命中精度は悪くなる。

柔らかい土塊等の場合は、若干改修を行ない、ひじの位置を安定させる。

2. 立　木（第８１図）

第８１図　立木の利用



(1) 銃を依たくする場合は、ひざ射ち及び立ち射ち等においては、左前腕部を樹木にたくする。

状況によっては、銃の側面を樹木に依たくして銃の動揺を止めることが有利な場合がある。

(2) 木のまた又は切株に銃を依たくする場合は、前号の要領によって依たくして正しい姿勢を維持しなければならない。

3. 掩　体（第８２図）

第８２図　掩体の利用

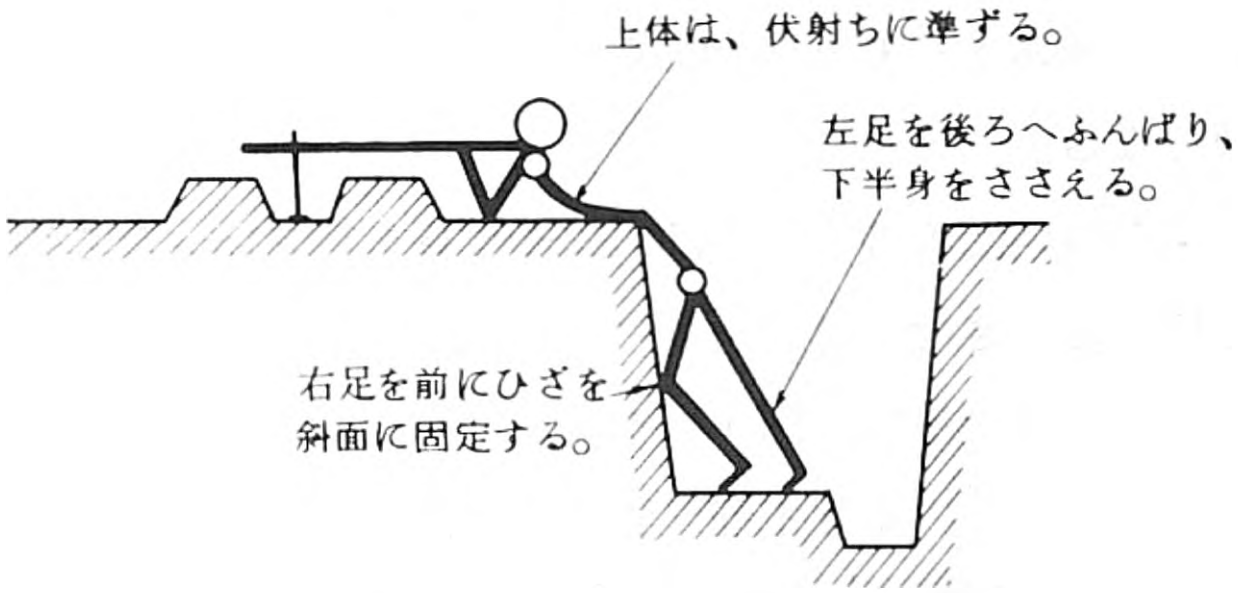

(1)　掩体内における射撃は、体の前面全部又は左側を内斜面に接し、両ひじ又は左ひじをひじ台に置く。脚を使用しない場合は、左前腕部を胸土の内側斜面にたくするか、又は左ひじを前方に出す。銃口を地面から約１０cm以上離れるようにする。

(2)　射手の体格及び掩体の形状に応じて、両脚の開きを適切にしたり、又は足及びひじの位置を改修する必要があるが、改修困難か、又はかえって不自然な射撃姿勢となる場合には、依たくすることなく、通常の射撃姿勢により射撃する。

4. 傾斜地又は屋根等

傾斜地又は屋根等における伏射ちでは、体の角度を増減し、又は片ひじを開閉し、あるいは片脚を曲げる等に

より体を安定させ、射撃姿勢を確実にする。

5. 市街地の戦闘等において、建物を利用して射撃する場合には、左肩射ちを適当とすることがある。

第９７. 激動後の射撃練習

激動後、すみやかに呼吸をしずめ、正確な射撃ができるように演練する。

息切れしないためには、激動に耐えうる体力を養成することが重要である。

訓練にあたっては、当初、息切れする場合の調整及び射撃要領について訓練した後、攻撃前進間等の激動を伴う状況下において演練する。

1. 息切れした場合には、これをすみやかに回復するため、早い速度で浅く呼吸を２～３回行ない、次いで大きく吐く動作を繰り返す。呼吸がしずまらないうちに射撃する場合には、なるべく呼吸を静かに行ないつつ、吸気中に呼吸を止め、瞬時に照準・撃発し、撃発後は、早い速度で呼吸を行なう。

2. 射撃位置について直ちに射撃を行なうためには、射撃位置につく前に、前述の早い速度で呼吸を２～３回行なって呼吸をなるべく平静にする。

第９８. 装面時の射撃練習

防護マスクを装面した場合においても、正確な射撃ができるように演練する。

訓練にあたっては、まず射撃姿勢、特に頭の保持、ほほづけ、照準等の要領について訓練し、次いで運動を加えて演練する。訓練にあたって着意する事項は、次のとおりである。

1. 目標がよく見えるように、なるべく目ガラスを目標に対して直角に保持する。

2. ほほづけを確実にするため、防護マスクを少し左にずらして装面する。

3. 呼吸を吐いて止めると目ガラスが曇る場合があるので、息を吸い込んで止めて照準撃発する。

また、目ガラスが呼吸のため曇るおそれのある場合には、曇り止めを用いる。

第99. 地上移動目標射撃練習

移動する人員及び車両に対する迅速・正確な射撃を演練する。

訓練にあたっては、当初、射距離及び目標の移動速度に応ずる未来修正量の決定要領と追随要領について基礎的に訓練し、次いで移動する目標に対する射撃を演練する。

1. 人員目標

射距離２００～４００ｍの間において、早駆け等で移動する人員に対する射撃を訓練する。

(1) 訓練にあたっては、射距離及び移動速度に応ずる

大きさの目標を表示した標的を持った人員を早駆け等の速度で移動させ、射手は、この標的を照準しながら追随して射撃する。

射撃は、撃発の直前に照準線を目標の進路上やや前方に導き、照準点が照準線と一致したときに撃発する。

(2) 前号の要領に習熟したならば、標的を用いることなく人員のみを移動させて演練する。

練度の向上に伴い、上半身又は頭部のみを現わして移動する目標、隠顕しつつ移動する目標、移動速度及び方向が不規則な目標等に対する射撃についても演練する。

2. 車両目標

(1) 各種の方向及び速度で移動する車両を用いて速度の判定、リードの決定及び追随要領を人員目標射撃の要領に準じて訓練する。

(2) 基礎的訓練が終わったならば、訓練場等を走行中の各種の車両を利用して演練する。

3. 訓練にあたって着意する事項は、次のとおりである。

(1) がく引きに注意する。

(2) 未来修正量の判定の正確性を求めるあまり、射撃の迅速性を欠くことがないように注意する。

(3) 銃のみを長く目標に追随させて、不自然な姿勢で

射撃させない。

第100.　空中移動目標射撃練習

低空・低速目標に対する迅速・正確な射撃を演練する。

訓練にあたっては、射撃姿勢、目標の発見・識別、射距離及び航速の判定、目標の捕そく要領等について基礎的に訓練し、次いで対空射撃訓練施設、又は対空射場において演練する。

対空射撃訓練施設の一例は、付録第3参照。

1.　射撃姿勢

射撃姿勢には、立ちひざ射ち及び掩体、樹木等を利用した姿勢がある。

(1)　立ちひざ射ち

ア．立ちひざ射ちの姿勢の要点は、第83図のとおりである。

イ・控え銃、提げ銃等の姿勢から立ちひざ射ちの姿勢になるには、「立ちひざ射ち」の号令で、ひざ射ちに準じ、銃を保持した後、左足を前方へ約1歩踏み出し、右足を左へ引きながら右ひざをつき、右親指で照門を起こし、安全装置を解いて握把を握り、一挙に据銃する。

第８３図　立ちひざ射ちの姿勢の要点



(2)　壕を利用する姿勢は、第８４図のとおりである。

(3)　樹木を利用する姿勢は、第８５図のとおりである。

第８４図　壕を利用する姿勢



2. 目標の発見・識別練習

教範「対空戦闘」参照。

3. 距離及び航速の判定練習

教範「対空戦闘」参照。

4. 目標の捕そく要領

目標の追随及び射撃要領を演練する。

対空射撃訓練施設を利用し、第８６図のような航空機の標的を射距離３００～２００ｍ、航速３００～２００km／ｈに応ずる角速度で移動させ、主として照準線を目標前方に指向する方法による射撃要領を訓練する。

第８５図
樹木を利用する姿勢



当初は、航空機の前端に、射距離及び航速に応ずる未来修正量を考慮した照準点を標示し（第８６図）、これを照準させ、目標の追随要領を演練する。

練度の向上に伴い、照準点をはずし、未来修正量を決定して行なう射撃を演練する。

第８６図　航空機標的と照準点（航速２００㎞／h）

航空機標的と照準点（航速２００㎞／h）

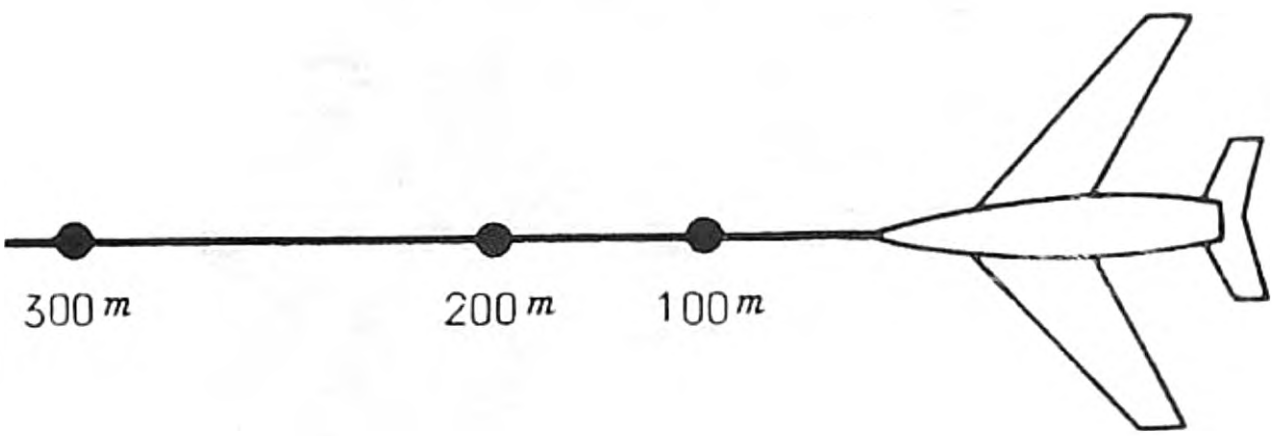

第１０１.　移動する車両からの射撃練習

移動する車両から地上目標に対する迅速・正確な射撃を演練する。訓練にあたっては、当初、射撃姿勢及び照準点の選定について訓練した後、照準・撃発の要領について演練する。

1.　射撃姿勢

(1)　射撃姿勢は、銃を隊員座席、ほろわく等に依たくする姿勢を訓練する。その一例は、第８７図のとおりである。

(2)　訓練は、当初、停止した車両で実施し、次いで平たんな道路において低速から逐次高速で実施し、さらに凹凸のある道路においても、車両の速度及び振動に応じて安定した姿勢がとれるように演練する。

第８７図　移動する車両から射撃する姿勢の一例



2.　照準点の選定

射距離３００ｍ以下において、横方向にある停止した人員目標に対して訓練する。

(1)　射距離及び車両速度に応ずる照準点を目標付近に標示し、これに対して移動する車両から正しく照準できるように訓練する。

(2)　前号の要領に習熟したならば、標的を用いないで人員のみを配置して、射手みずから照準点を選定して照準する要領を演練する。

この際、要すれば、目標人員に対し空包射撃を行なわせる。

3.　照準・撃発

照準・撃発は、車両の振動が停止する瞬時をとらえて実施する。この場合、照星、照門による照準が困難なと

きは、目標を銃軸線上に見出して行なう。

第102.　夜間射撃練習

目標の発見と射距離の判定、標定設備の設置要領とこれを使用する射撃、標定設備を使用しない場合の射撃等を演練する。

訓練にあたっては、停止又は移動中の人員・車両のほか、射撃中の火器、照射中の照明器材等に対する射撃についても演練する。

1.　目標の発見

教範「各個の戦闘訓練」参照。

2.　射距離の判定

照明下及び無照明下において、目測による射距離の判定要領を習得させる。この際、射距離の判定にあたっては、夜間においても識別できる地形・地物までの距離をあらかじめ昼間測定し、これを利用して判定させることがきわめて重要である。

訓練にあたって着意する事項は、次のとおりである。

(1)　目測は、明暗の度合によって著しく異なるので、明暗の度を変化させて行なう。

(2)　目測は、目の高さによって異なるので、各種の姿勢について行なう。

(3)　目測は、目標と照明位置との関係及び照度によっ

て著しく異なるので、照明位置及び照度を適宜変化させて行なう。

3. 標定設備

第3章に示す標定設備の設置要領及び使用法について訓練する。

訓練にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 標定設備が不確実の場合には、かえって射撃精度が不良となることがあるので、設置にあたっては、細心の注意をもって確実に実施する。

(2) 銃を固定した場合には、射撃方向の変更、又は不意に近接する敵に対処するため、直ちに取りはずしができるようにする。

(3) 夜間において昼間設備したときと同一の射撃姿勢がとれるようにひじ、胴体等の位置の基準となる点を表示しておく。

(4) 表示は、できるだけ副手段を準備しておく。また表示は、敵に暴露しないように注意する。

4. 射撃要領

(1) 標定設備を使用する場合

迅速に目標を発見し、目標位置に応ずる銃の指向及び撃発要領について演練する。

訓練にあたって着意する事項は、次のとおりである。

ア・射撃姿勢は、標定設備をしたときにとった姿勢を正確にとる。

イ・銃の操作音及び射撃号令等の音声によって射撃位置を暴露しない。

ウ・月明、れい明、薄暮又は照明時等目標がかすかにでも目視できるときは、標定設備によることなく直接照準する。

(2)　標定設備を使用しない場合

ア・通常、補助照準具を用いて昼間の射撃に準じて行なう。

イ・訓練にあたっては、夜間は、照準線が上になりがちである。このため、昼間における照準線と対比して、その感覚を体得させる。

補助照準具を使用しない場合には、目標に対して的確な据銃ができるように演練する。

第103.　突撃射撃練習

突撃射撃は、攻撃の最終段階において有効適切な射撃及び刺突により敵を制圧又は殺傷するものである。突撃にあたっては、迅速な運動と密接に連けいした激烈な射撃及び刺突並びに果敢な突撃精神が必要である。

訓練にあたっては、突撃射撃姿勢、射撃要領、弾倉交換、手りゅう弾投てき、射撃刺突要領等を演練する。

1. 射撃姿勢

突撃射撃姿勢には、肩射ち、かかえ射ち、及びその応用姿勢として、腰射ち、かがみ射ち、突き射ちがあり、突撃距離、地形、目標位置等により適切な姿勢を選定する。突撃射撃姿勢は、至近距離において迅速かつ急襲的な射撃を必要とする森林・霧・煙内等における射撃等にも用いる。

(1) 肩 射 ち

ア．肩射ちは、立姿のまま銃を目標に指向しつつ、肩に構えて射撃する方法である。肩射ちは、かかえ射ち等に比較して命中精度がよい。しかし、姿勢が高く、損害を受けやすく、また前進速度がやや低下するので、一般に突撃射撃初期の段階等において目標までの距離が遠い場合において用いる。

イ．肩射ちの姿勢の要点は、立ち射ちの場合に準ずるほか、第８８図のとおりである。

(2) かかえ射ち

ア．かかえ射ちは、床尾をわき腹付近に位置させ、上体部及び左腕によって銃軸線を目標に指向して射撃するものである。

この姿勢は、迅速な運動及び射向変換が容易であり、かつ、射撃から刺突動作への移行も容易である

ので、通常敵前至近距離における射撃に用いる。

イ．かかえ射ちの姿勢の要点は、第８９図のとおりである。

第８８図　肩射ちの姿勢の要点



第８９図　かかえ射ちの姿勢の要点



(3)　腰 射 ち

ア・腰射ちは、腰に握把をつける姿勢であって、その特性は、かかえ射ちに準ずるが、特に射向の変換が容易であって、敵前至近距離の複数目標に対して迅速に射撃ができる。

イ．腰射ちの姿勢の要点は、第９０図のとおりである。

第９０図　腰射ちの姿勢の要点



(4)　かがみ射ち

ア．かがみ射ちは、床尾をももにつける姿勢であって、その特性は、かかえ射ちに準ずるが、特に登り斜面等目標が上方にある場合の射撃に適する。

イ・かがみ射ちの姿勢の要点は、第９１図のとおりである。

第９１図　かがみ射ちの姿勢の要点



(5)　突き射ち

ア・突き射ちは、銃剣格闘における突きの姿勢で射撃するものである。

この姿勢は、至近距離においては、最も命中精度が良好であり、かつ、刺突との連けいも容易であるので、一般に刺突距離内の射撃、特に掩体、壕内等の人員に対する射撃に適する。

また、この姿勢は、駆け足又は疾走中に射撃できるが、急な登り斜面や錯雑地においては困難である。

イ・突き射ちの姿勢の要点は、第９２図のとおりである。

第９２図　突き射ちの姿勢の要点



2. 姿勢のとり方及び射撃要領

(1) 停止間

ア．肩射ち

(ア) 伏せの姿勢、提げ銃又は構え銃の姿勢から行なう。伏せの姿勢からの場合、「その場肩射ち」の予令で、安全装置を解き、「射て」の動令で迅速に立ち上がり、一挙に据銃し、照準・撃発を行なう。照準は、通常、照星、照門を通して行なう。

撃発は、据銃と同時に第１段を圧し、次いで照準線が目標に指向された瞬時に第２段を引く。提げ銃又は構え銃からの場合には、「その場肩射ち」の予令で、安全装置を解き、「射て」の動令で、左足を約半歩前に出すと同時に据銃し、照準・撃発を行なう。

(イ) 肩射ち等の姿勢から構え銃又は控え銃になるには、「射ち方やめ」の号令で、そのままの状態で安全装置をかけ、構え銃になるには、左足を動かすことなく、右足を約半歩前に出すと同時に構え銃の姿勢になる。

控え銃になるには、右手を握把から銃把に握り換え、右足を左足の位置に引きつけて控え銃の姿勢になる。

イ．かかえ射ち

(ア) 構え銃又は提げ銃の姿勢から行なう。射手は、「その場かかえ射ち」の予令で安全装置を解き、握把を握り、銃尾部を一挙にかかえ込む。「射て」の動令で撃発する。この際、つとめて目に銃を近づけるように保持して、銃軸線を目標に指向することが必要である。

(イ) かかえ射ち等の姿勢から構え銃又は提げ銃の姿勢になるには、肩射ち等の要領に準じて行なう。

ウ．腰射ち及びかがみ射ち　かかえ射ちの動作に準ずるほか、照準は、銃軸線を目標に指向して行なう。

エ．突き射ち　通常、構え銃の姿勢から行なう。射手は、「その場突き射ち、射て」の号令で安全装置を解き、握把を握ると同時に右足で短切に踏み切り、

銃を前方に突き出すと同時に撃発を行なう。初期の練習においては、相手（敵）の脚部付近に銃口を向け、練度が進むにつれて、自由に目標部位が選定できるように演練する。この場合、左手こぶしを目標に向けるようにすれば、銃の指向が容易である。

突き射ちの姿勢から構え銃になるには、肩射ち等の要領に準じて行なう。

(2)　前 進 間

突撃前進間における射撃と運動の連けいについて演練する。

訓練にあたっては、当初、平たん地において個々の姿勢について演練し、次いで逐次、各種の姿勢を組み合わせ、起伏地及び傾斜面等においても迅速な運動と射撃とが円滑に実施できるように演練する。

ア・教官は、突撃方向と姿勢を示し、「突撃に進め」と号令する。射手は、示された姿勢をとり、直ちに射撃を実施し、数歩前進して射撃を行なう。この動作を連続して実施する。

イ・射撃と運動との連けいは、左足を大きく1歩目標方向に踏み出すと同時に姿勢を完成して、直ちに撃発を行ない、迅速に前進する。各射撃間の間隔は、5～6歩を基準とする。

3. 弾倉交換練習

突撃射撃間、通常、弾倉交換を1～2回必要とし、この間の射撃の中断は、火力の発揮特に目標を継続的に制圧するためには好ましくない。このため、突撃間においても弾倉交換を至短時間にできるように演練しなければならない。

第93図　組合せ弾倉の一例

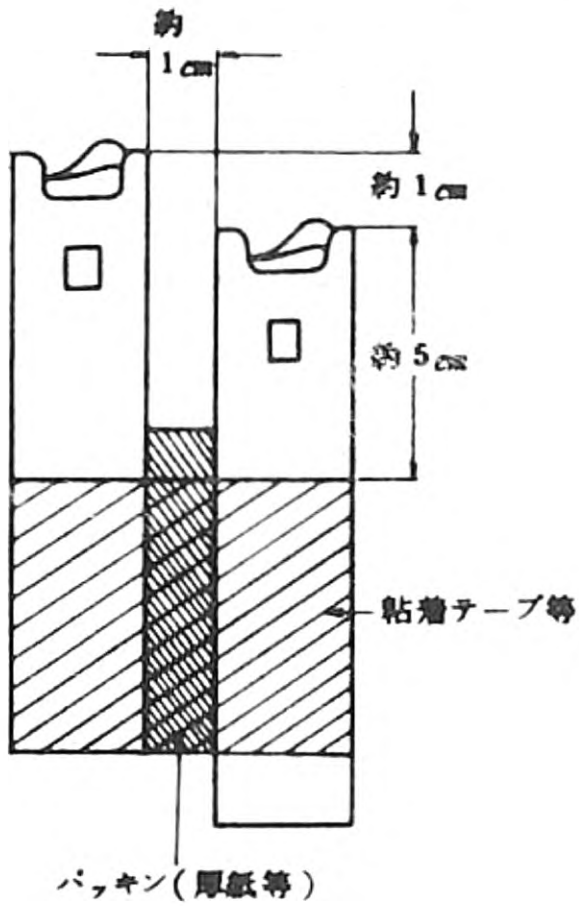

突撃射撃に際しては、通常弾倉のほか、その交換時間の短縮を図るため、弾倉を二つ組み合わせた弾倉を用いれば、さらに効果的である。その一例は、第93図のとおりである。

訓練にあたっては、当初、停止間で行ない、次いで運動間において演練する。

(1) 停止間　射手は、示された弾倉を装てんし、姿勢をとる。教官は、「その場肩射ち、射て」等と号令する。射手は、号令により、示された射撃を開始し、射撃動作を繰り返す。

教官は、適宜の時期に、「弾倉交換」と号令する。

射手は、迅速に弾倉を交換して射撃を継続する。

(2)　行動間　教官は、射手に突撃準備を完了させ、「突撃進め」と号令し、じ後適宜の時期に、「弾倉交換」と号令する。

射手は、できるかぎり至短時間に弾倉を交換する。

(3)　訓練にあたって着意する事項は、次のとおりである。

ア・じ後の射撃が直ちにできるように、弾倉交換時、できるだけ姿勢をくずさない。

イ．装てんが迅速にできるように、あらかじめ弾倉を弾のうへ適切に入れておくとともに、装てんにあたっては、弾倉室が右に向くように、左手で銃を約９０度回転させる。

ウ・弾倉をはずしてから新しく装てんするまでの時間は、突撃間、通常弾倉で８ｓ、組合せ弾倉で４ｓ以内を基準とする。

4.　手りゅう弾投てきによる突撃射撃

敵前至近距離における射撃と手りゅう弾投てきとの連けいを演練する。

訓練にあたっては、手りゅう弾の投てき直後、射撃することなく突入する場合、手りゅう弾の投てき直後、弾

倉交換を実施して射撃を継続して突入する場合を演練する。

手りゅう弾の投てき要領は、教範「手りゅう弾と小銃てき弾」参照。

(1)　手りゅう弾投てき後、射撃することなく突入する場合

かかえ射ち又はかがみ射ちの姿勢で射撃した後、手りゅう弾を投てきして伏せ、破裂後、直ちに立ち上がり、射撃を行なうことなく、一挙に前進して敵を刺突する。

(2)　投てき後、突撃射撃を実施して突入する場合

投てき後、すみやかに伏せて弾倉交換を実施し、破裂後直ちに立ち上がり、突撃射撃を実施しつつ前進し、刺突距離において突き射ちを実施する。

5.　射撃刺突練習

射撃後、引き続いて刺突する動作を演練する。

訓練にあたっては、当初、停止状態から、次いで前進状態からの射撃刺突を演練する。

(1)　停止間の射撃刺突　号令は、「その場突き射ち」、「射て突け」である。

射手は、「その場突き射ち」の予令で、安全装置をはずして姿勢をとり、「射て突け」の動令で、射撃し

た後、右手を握把から銃把に握り換えながら構え銃の姿勢をとり、次いで１歩前進するとともに刺突を行なう。

射撃後の動作は、直突のほか、「斬（ざん）撃」「打撃」等の格闘技についても演練する。

(2)　前進間の射撃刺突

ア．教官は、突撃射撃要領を示して突撃射撃を実施させ、適宜の距離において、「突き射ち」、「射て」と号令する。射手は、突き射ちを実施し、次いで刺突を行なう。

この場合、刺突距離まで間合いがある場合には、急速に前進して刺突を実施する。

イ．アの動作に習熟したならば、刺突を行なった後、引き続いて他の目標に対して射撃及び刺突を行なう要領を演練する。

第３款　実射訓練

第104.　要　旨

1.　実射訓練は、射撃予習によって習得した事項のうち、さらに実射によって演練を必要とする事項について訓練し、射撃予習訓練の成果と相まって、戦闘射撃のための基礎をつくるものである。

2. 実射訓練には、照準点の選定による射撃、隠顕目標射撃、各種条件下の射撃、突撃射撃及び連続行動下の射撃がある。

3. 訓練の実施にあたっては、射撃予習によって十分射撃要領に習熟させるとともに、基礎的な射撃技術がおろそかにならないように、機会を求めて基本射撃予習訓練を行なうことが重要である。

第105.　各習会の目的及び実施要領

1. 第１０習会

照準点の選定による射撃を演練する。

(1) 第１課題　射距離３００ｍにおける零点を求める。

(2) 第２課題　照準具を測合することなく、射距離２００ｍの改A的の目標中心を照準して３発射撃し、弾こん群の中心と目標中心との偏差量を求める。通常、弾こん群の中心は、目標中央から３０㎝上方にある。

(3) 第３課題　射距離２００ｍの改A的に対して、照準点を目標中央から上記の偏差量だけ下方にとり、３発射撃する。この場合、弾こん群の中心が目標中央にあれば、照準点の選定は正しい。

戦闘射場において行なう場合は、適宜の距離にF的又は射倒的を配置して行なう。

2. 第１２習会

隠顕する目標及び不規に現出する多数目標に対する正確・迅速な射撃を演練する。

(1) 第１課題　固定したＦ的に対する射撃を演練する。

射手は、当初控え銃から標的現出（１７ｓ間）と同時に伏射ちの姿勢をとり、安全装置を解き、３発射撃する。

(2) 第２課題　隠顕するＦ的に対する射撃を演練する。

第１課題と同じく、目標現出と同時に伏射ちの姿勢をとり、安全装置を解いて射撃を開始する。監的では、次のように標的を操作する。

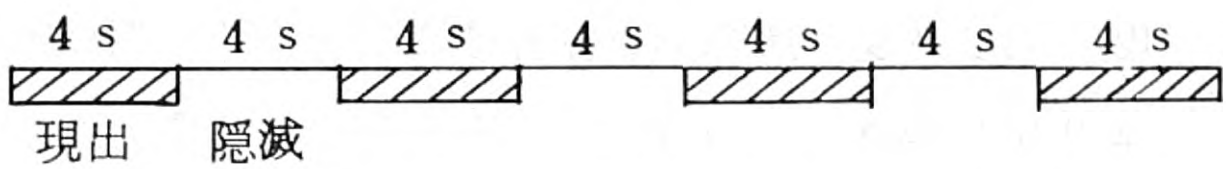

射手は、この間に３回射撃を実施する。この場合、射手は、射撃開始後標的が隠れたならば、そのつど、直ちに銃を肩からおろす。

(3) 第３課題　射手は、第２課題と同じ要領で射撃を実施する。監的では、標的を次のように操作する。

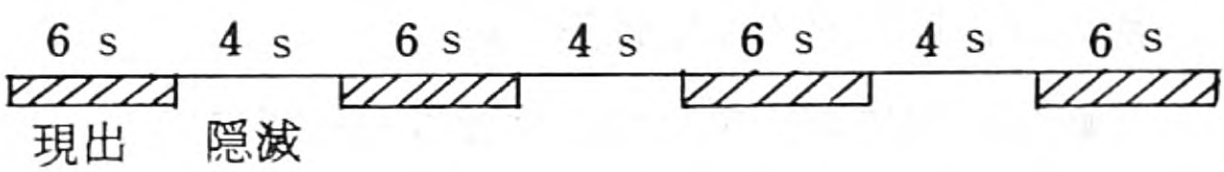

射手は、まず右（左）側の標的に２発連射を２回実

施し、次いで目標を変換して左（右）側の標的に２発連射を２回実施して射撃を終了する。ただし、この場合、標的の１回の現出間における射撃回数は制限しない。標的現出回数は、４回以内とする。

3. 第１４習会

(1) 各種の目標及び射手の練度等に応ずる正確・迅速な射撃要領特に夜間射撃の要領を演練する。訓練の実施にあたっては、射場施設の状況、弾薬の配当、安全管理の制約等からの射撃実施の可能性と訓練の段階及び射手の練度等とをあわせ検討し、訓練課目を精選して実施する。

(2) 実施要領は、射撃予習訓練実施要領に準じて行なう。

4. 第１６習会

突撃射撃の要領を演練するものである。この射撃の特性は、迅速な運動と射撃にあるので、訓練成果を収めるためには、射撃予習訓練において、射撃要領に十分慣熟させた後に実施することが必要である。また、この射撃は、射手の運動に伴い、射弾の散布が大きく、かつ、跳弾が発生しやすいので、危害予防には十分に留意しなければならない。

(1) 第１・２課題　停止間において、肩射ち、かかえ

射ち等の射撃を演練する。

(2)　第3・4課題　肩射ち及びかかえ射ちによる突撃間の射撃を演練する。射撃は、5～6歩ごとに1回実施する。

第4課題においては、6発入り弾倉を2個準備し、当初、短連射で2～3回射撃を実施した後、弾倉交換を行ない、引き続いて1～2回射撃を行なう。

(3)　第5課題　敵前至近距離において、複数目標に対して迅速に射向を変換して射撃を行なう要領を演練する。

5.　第18習会

掩体内、壕内及び行動間における射撃を連続した状況下において演練する。

実施要領の一例は、次のとおりである。

余　　白

(1)　射場構成

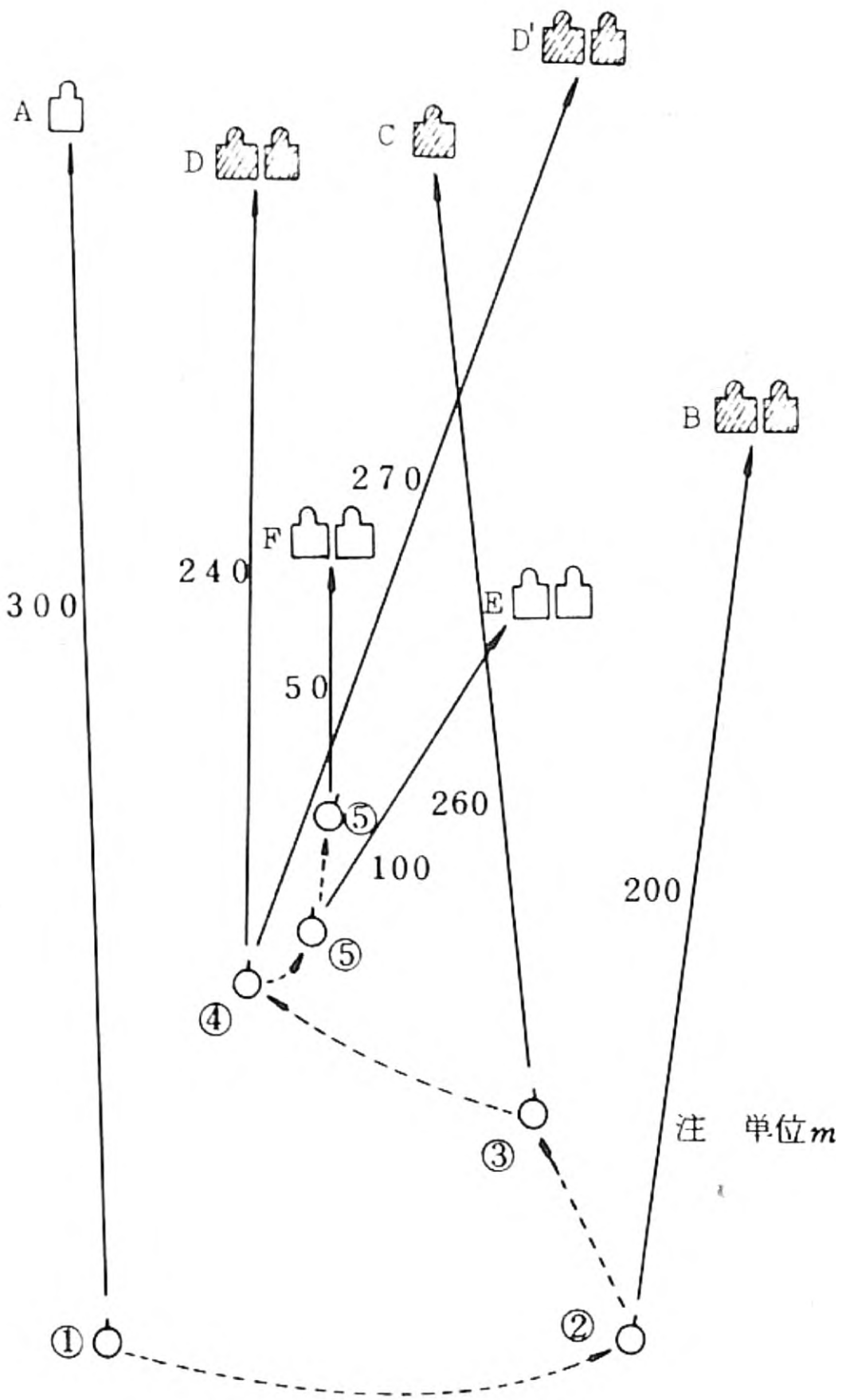

(2) 実施要領

順序	課目	指導事項
5	突撃射撃	「突撃に」、「進め」の号令で立ち上がり、同時に現出した標的「E」に対して立ち射ちで短連射を行ない、引き続き約5m前進して短連射を行ない、弾倉を交換する。次いでかかえ射ちで「F」に対して立ち射ちと同様な射撃を実施する。
4	多数目標射撃	射手が移動開始と同時に標的「D」「D'」の2個的を同時に現出し、4s間隔、6s現出を4回繰り返す。射手は、この間に射撃を終了し、弾倉交換及び着剣を行なって、突撃の態勢を完了する。
3	依たく射撃（中間姿勢）	射手が移動開始と同時に標的「C」を現出し、4s間隔、4s現出を4回繰り返す。 射手は、この間に射撃を終了し、弾倉を交換した後、早駆けで④に進出する。
2	交通壕内の射撃	射手が移動開始と同時に標的「B」を現出し、6s間隔、6s現出を3回繰り返す。 射手は、この間に射撃を終了し、弾倉を交換した後、ほふくにより③に前進する。
1	掩体内の射撃	「状況開始」と同時に標的「A」を現出、射手は別命なく射撃を実施した後、確実に安全装置をかけ②に移動する。

第４節　各個戦闘射撃訓練

第１款　要　　説

第106.　要　　旨

1.　各個戦闘射撃訓練は、実戦的な各種状況下において迅速な行動と正確な射撃ができるように演練する。

訓練にあたっては、迅速に目標を発見し、射手みずから適切な射撃位置を選定し、射撃要領を決定して行なう射撃を重視する。

2.　各個戦闘射撃訓練の習会表は、第１４表のとおりである。

この習会表は、戦闘一般に必要とされる基礎的なものを示したものにすぎないので、習会表の射撃訓練の実施をもって、各個戦闘射撃を終わることなく、各種状況における戦闘射撃について演練し、さらに練度の向上を図らなければならない。

第１４表　各個戦闘射撃訓練の習会表

習会番号	習会名		射撃要領							
			課題	射距離(m)	標的	姿勢	射法	時間	弾数(発)	場所
１９	射撃予習その１			攻撃戦闘間の射撃練習						野外訓練場
２０	実射訓練	攻撃前進間の射撃	1	約３００	射倒的又は偽装隠顕Ｆ的×２	伏射ち又はひざ射ち等	単射又は短連射		１５	戦闘射場
			2	約２５０	射倒的又は偽装隠顕２Ｆ的×１					
			3	約２２０	射倒的又は偽装隠顕Ｆ的×２					
			4	約２００	射倒的又は偽装隠顕Ｆ的×３					
		突撃射撃	5	約１５０～０	射倒的又は偽装隠顕Ｆ的×３		短連射又は単射		２０	

注　弾数は、単射1／2、短連射1／2の割合によって行なう場合の基準を示す。

3. 訓練上の留意事項

(1) 各個戦闘射撃訓練は、弾薬、演習場等の制約を受けやすいので、計画及び実施にあたっては、特に射撃予習を重視するとともに、実射訓練においては、訓練の目的に応ずる主要演練項目を厳選し、これに徹底して実施する。

(2) 状況は、主要演練項目に適応するとともに、つとめて簡単明りょうかつ実戦的なものとする。このため、任務の付与を的確にし、状況の現示、特に目標の偽装、配置及びその現出要領を適切にする。特に任務を明確に示し、いたずらに射手に困難な状況を判断させることのないようにする。

(3) 訓練の指導にあたっては、訓練の目的及び主要演練項目に応じて、あらかじめ作成した点検表による点検結果と弾着の景況及び命中した弾こんの状況とを総合して射手の練度を評価し、適切な指導を行なう。

(4) 計画・実施にあたっては、射場規則及び教範「小火器等射撃管理」に基づき、事故の発生を防止する。

第2款　射撃予習訓練

第107.　要　　旨

1. 射撃予習訓練は、目標の状態、射手の態勢に応じ、

適切に地形・地物を利用して敵火を避け、適切な射撃位置を選定して有効な射撃ができるように演練する。

2. 本款においては、実射訓練に移行するために特に必要とする訓練事項を、攻撃戦闘の状況下において演練する要領の一例について記述する。

訓練実施の全般については、教範「各個の戦闘訓練」参照。

第108.　攻撃前進間

1. 主要演練事項

(1) 目標の発見及び目標の選定

(2) 目標の種類・状態に応ずる射撃要領

(3) 地形・地物を利用する射撃動作

(4) 射撃と運動との連けい動作

2. 訓練実施要領

(1) 目標の配置及び現示要領

目標の配置　目標は、偽装した実員を配置するか、又は遠隔操縦自動隠顕標的装置を用いて行なう。目標数は、実施人員１名に対し２～３個を基準とする。数名同時に実施する場合は、対抗部隊の小銃分隊の陣地配備を基準として配置する。

陣地配備の一例については、訓練資料「演習対抗部隊」参照。

目標の現示は、３００ｍにおいて約1／3が視認できる程度とする。

(2)　指導要領

ア．攻撃開始は、敵前約４００ｍ以上の地点から開始する。

イ．目標の現示は、主要演練事項について射手を演練できるように適時適切に行なう。また、機関銃等の射撃状況を示して、これを利用して行なう発進、停止等の要領についても演練する。

ウ．射手の行動及び指導上の細部着意事項については、教範「普通科中隊」及び教範「各個の戦闘訓練」参照。

第109.　突撃前進間

1.　主要演練事項

(1)　目標及び地形の状態に応ずる射撃動作

(2)　至近距離における手りゅう弾投てきと突撃射撃の連けい要領

(3)　刺突距離における射撃と刺突要領

2.　訓練実施要領

(1)　目標の配置及び現示要領　目標の配置は１～２名の実員とし、射手の突撃発起の約１０ｓ後に射撃させ、目標を現出する。

(2)　指導要領　教範「各個の戦闘訓練」参照。

第 3 款　実射訓練

第110.　要　旨

1.　実射訓練は、実射を伴う戦闘訓練である。各個戦闘訓練において習得した事項のうち、実射によって演練を必要とする事項について訓練し、各個戦闘射撃訓練を完成する。

2.　実射訓練は、攻撃間の状況下における各個戦闘射撃について演練する。

3.　訓練の実施にあたっては、画一的な訓練に陥らないように適宜状況を変化させて行なう。また、射手の練度、射場の状況等に応じ、習会表の一部を変更若しくは省略し、又は攻撃前進間と突撃前進間等区分して実施することができる。

第111.　第２０習会

攻撃発起位置から突入までの射撃を一連の状況下で演練する。その一例は、次のとおりである。

1. 射場構成

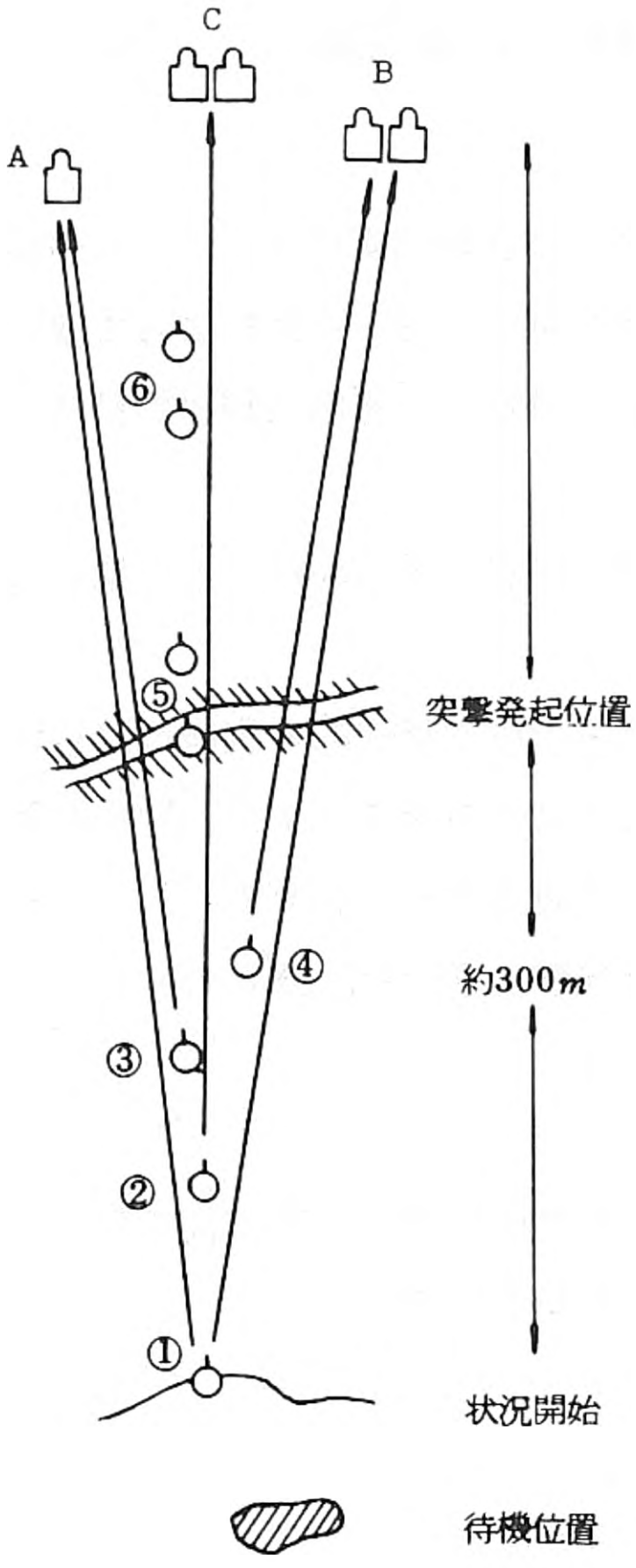

2. 実施要領

順序	課目
5 ～ 6	突撃射撃
4	攻撃前進間の射撃
3	
2	
1	
	準備

指　導　事　項	摘　要
「突撃に進め」の号令で立ち上がり、早取けで前進する。約１０ｓ後に現出した標的「A」「B」「C」に対して直ちに肩射ちにより突撃射撃を開始しつつ前進する。約４０ｍ前進後、弾倉交換を実施させ、かかえ射ち等に射撃姿勢を変更させ、陣前約２０ｍまで前進させる。この間途中で弾薬を射耗した場合は、そのまま空射ちを実施させる。「突っ込め」の号令で、一挙に陣内に突入し、突き射ち（空射ち）、刺突動作を実施し、「状況終わり」の号令で訓練を終了する。	射倒的を使用する場合、これを射倒したならば射撃回数にこだわることなく、逐次状況を進展し、行動させる。
射手が④直前まで進出と同時に「A」「B」「C」標的を現出し、４ｓ現出、４ｓ隠顕を繰り返す。射手は、これらの目標を各１回射撃する。射撃した標的は直ちに隠蔽する。射撃が終了したならば、砲迫支援の状況及び突撃発起位置を示し、突撃準備（１０発入り弾倉装てん、着剣等）を行なわせる。突撃支援射撃の開始及び最終弾落下の状況を示す。	
射種が③付近まで進出と同時に標的「Ａ」又は「Ｂ」を現出し、射手に射撃を行なわせる。	
射手が約５０ｍ前進したならば、標的「C」を現出し、４ｓ間隔、６ｓ現出を３回繰り返す。射手は、目標発見と同時に伏せ、小移動により②付近に射撃位置を選定し、射撃を開始する。射手が２回射撃を実施したならば、標的を隠蔽させる。目標を発見できない場合は、状況を示すか、号令で停止させ射撃させる。	
「状況開始」と同時に標的「A」及び「B」を現出し、４ｓ間隔、６ｓ現出を３回繰り返す。射手は、いずれかを射撃する。射手が２回射撃を実施したならば、標的を隠す。射撃ができなかった場合は、再び標的を現出させるか、射撃号令によって射撃させる。	
弾薬は、攻撃前進間用として１５発入り弾倉１、突撃射撃用として１０発入り弾倉２を準備する。	

第５節　照準眼鏡装着銃の訓練

第１款　要　　説

第112.　要　　旨

1.　照準眼鏡装着銃は、敵の指揮官、監視・観測所の要員、重火器の射手等に対する狙（そ）撃及び遠距離の肉眼では不明りょうな目標に対する射撃等に用いる。また、照準眼鏡は、監視及び弾着の観測等に用いることができる。

訓練にあたっては、次の事項を重視して訓練する必要がある。

(1)　一発・一連射必中の射撃技能

(2)　目標の発見及び距離の判定

(3)　射撃陣地の選定

(4)　射撃機会の選定と迅速な射撃

2.　習会表は、第１５表のとおりである。

第１５表　照準眼鏡装着銃習会表

習会番号	習会名	射撃要領							
		課題	射距離(m)	標的	姿勢	射法	時間(s)	弾数(発)	場所
1	射撃予習		姿勢・照準・撃発練習						野外訓練場
2	実射訓練その１		３００	改Ａ的	伏射ち	単射	制限なし	6	基本射場又は戦闘射場
3	実射訓練その２	1	３００	改Ａ的又はＦ的	伏射ち	単射	制限なし	9	戦闘射場
		2	５００	Ｆ的又は射倒的			２０	3	
		3	７００				２０	3	
4	実射訓練その３		４００～７００	Ｆ的又は射倒的	伏射ち	単射又は短連射		２０	戦闘射場

第113.　照準眼鏡の規正要領

眼鏡の規正は、射距離３００ｍにおいて目標に命中するように眼鏡を規正するものである。規正した銃は、目標までの距離に応じ、射距離目盛を測合することによって正確な射弾を得ることができる。規正が不正確な場合、又は眼鏡にゆるみ等が生じた場合には、その射撃精度が著しく低下するので、細心の注意をもって規正を行なわなければならない。

規正の方法には、実距離で行なう方法と縮尺距離で行なう方法とがある。

1.　実距離で行なう方法

(1)　準備　標的を３００ｍの距離に設置し、標的のおおむね中央に＋の照準点をつける。照準眼鏡を銃にしっかり緊定する。

(2)　実施　照尺に、３００ｍにおける零点を測合し、照門及び照星により、照準点を正しく照準して銃を固定する。次いで照準眼鏡の上下（左右）転輪を操作して照準点に眼鏡の $\frac{-}{|}$ を合わせる。

次に、上下（左右）転輪の上面の２個のナットのうち大きいほうのナットを、備付けのかに目レンチを用いて、左へ約 $1\frac{3}{4}$ 回転させて上下（左右）調整ねじをゆるめ、上下（左右）転輪を持ち上げて歯車のかみ合い

を解き、転輪を回して目盛を「弱３」、「ＲＬＯ」に合わせて固定する。

調整が終わったならば、確実に転輪おおいを締める（第９４図）。

第９４図　距離及び方向修正部

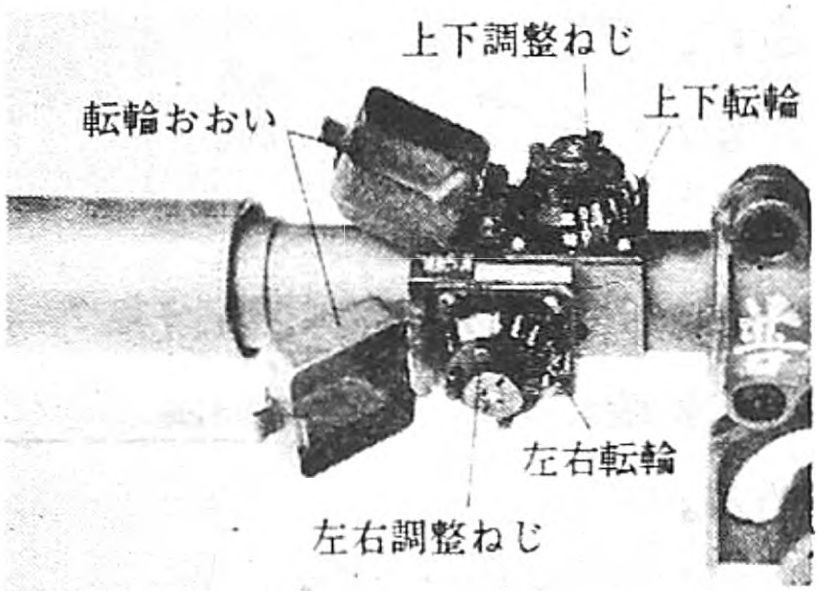

2. 縮尺射距離で行なう方法

(1) 準備　照準眼鏡を銃にしっかり緊定する。銃口前１３ｍのところに規正的を銃軸線に対し、おおむね直角に立てる。

規正的の規格は、第９５図のとおりである。

(2) 実施　銃尾部、遊底、スライド、撃鉄筒ふた、撃鉄ばね及び撃鉄ばね止め（旧型銃では銃尾部のみ）をはずし、まず撃鉄筒の後方（旧型銃では尾筒部後端）から照準し、規正的の右下にある銃身軸の照準点と銃腔の前端と後端とが形成する同心円の中心とを一致さ

せ、銃を固定する。

次いで眼鏡内の垂直刻線の最上部位が、規正的左上にある眼鏡光軸の照準点と一致するように、上下（左右）調整ねじを調節する。

調整が終わったならば、確実に転輪おおいを締める。

第９５図　規　正　的

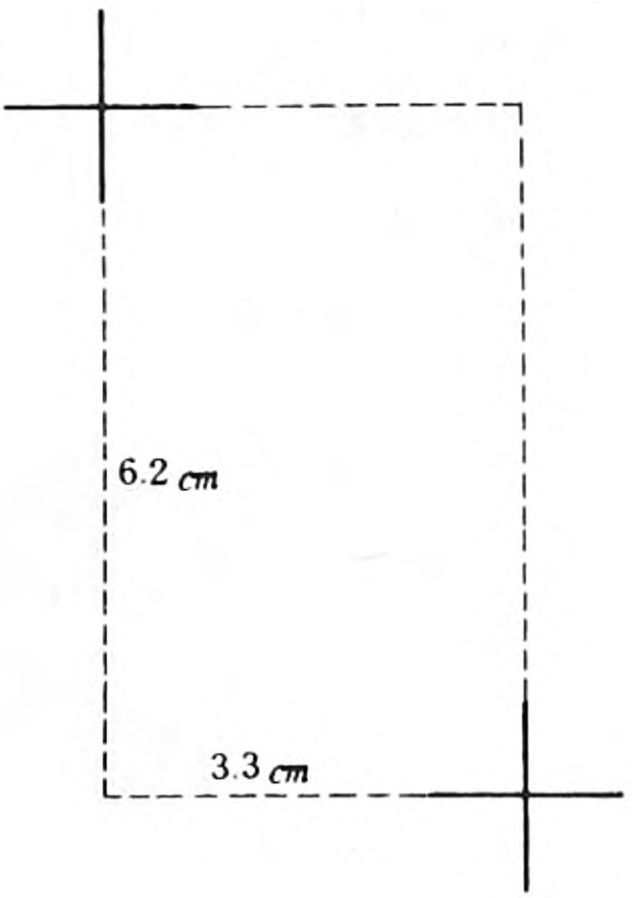

第２款　射撃予習訓練

第114.　姿勢・照準・撃発練習

1. 姿　勢

姿勢の要点は、第９６図のとおりである。

2. 照　準

照準眼鏡の鏡内目盛は、第９７図のように刻まれており、照準の要領は第９８図のとおりである。

第９６図　照準眼鏡装着銃の射撃姿勢の要点



第９７図　照準眼鏡の鏡内目盛

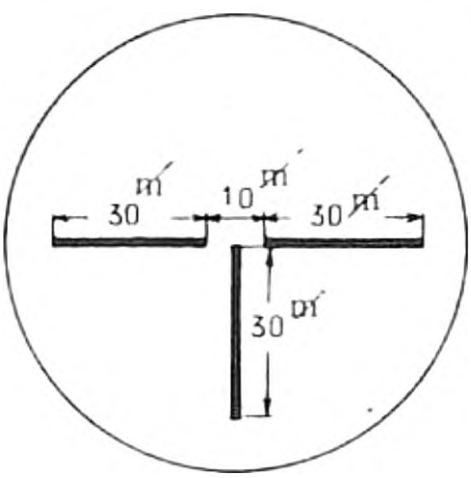

第９８図　照準眼鏡による照準要領

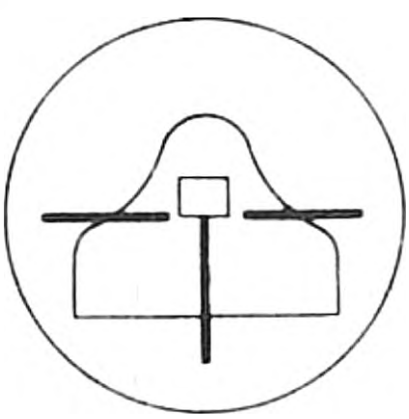

3.　訓練上の留意事項

(1)　常に頭の位置及びほほづけを一定にする。

(2)　照準の際、目の中心が常に眼鏡の中心になるようにする。

(3)　目標をすみやかに眼鏡内に捕そくできるようにする。

第3款　実射訓練

第115.　要　旨

実射訓練は、各種の射距離における射撃要領を基礎的に訓練してこれに習熟した後、目標の発見、目標の選定、射距離の判定、陣地の選定等を含めた状況下における迅速・正確な射撃要領を演練する。

第116.　各習会の目的及び実施上、特に着意する事項

1.　第2習会

零点規正射撃である。実施要領は、第89条に示す要領に準じて行なう。

2.　第3習会

各種の射距離の目標に対する正確な射撃を演練する。

当初射距離300mにおいて射撃要領に習熟させた後、射距離500m及び700mの目標に対する射撃を演練

する。

3. 第４習会

攻撃戦闘間における行動を連続した状況下において演練する。実施要領の一例は、次のとおりである。

(1) 射場構成

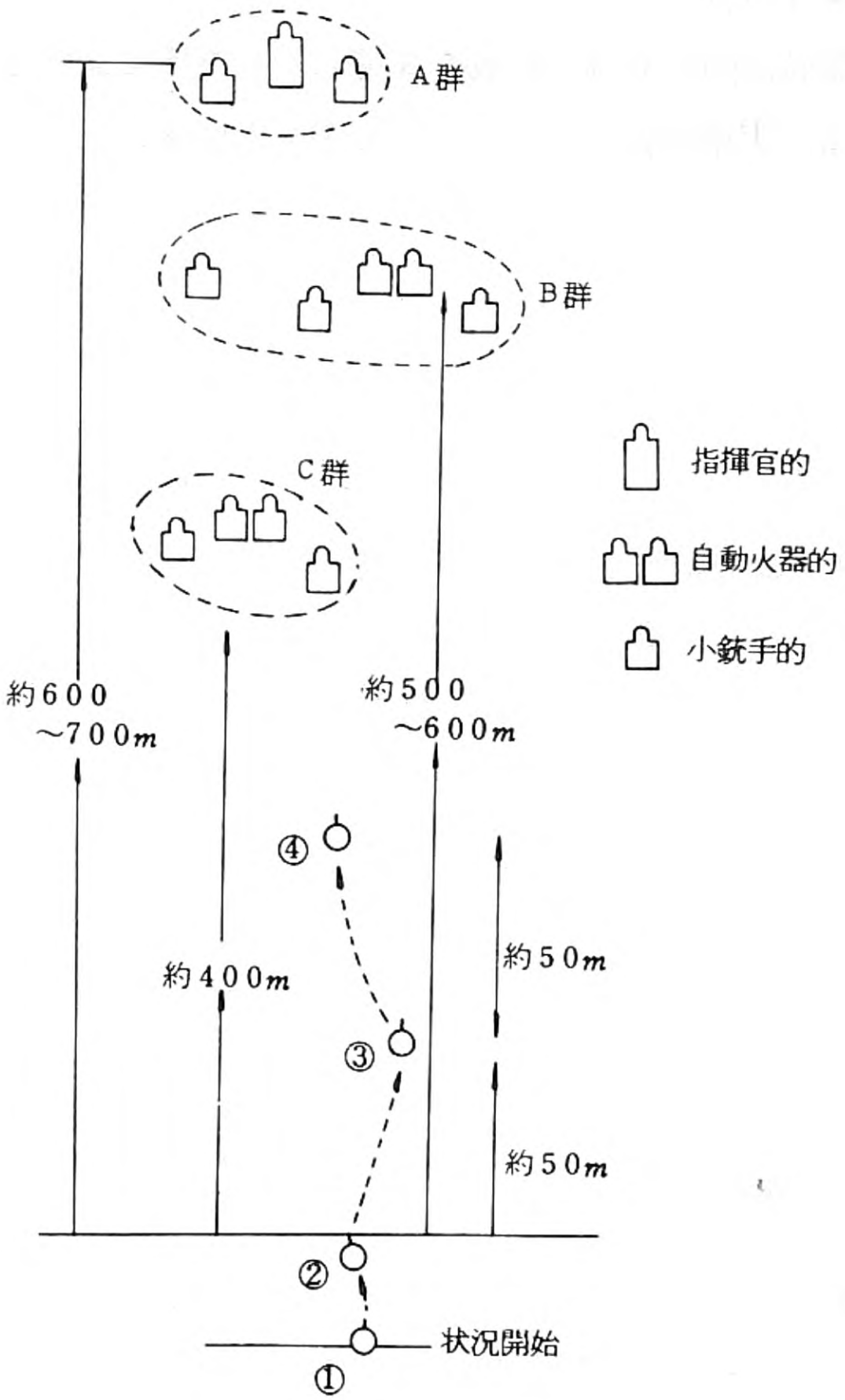
A群
B群
C群
指揮官的
自動火器的
小銃手的
約600
～700m
約500
～600m
約400m
約50m
約50m
④
③
②
①
状況開始

(2) 指導要領

地点	指導	主要演練事項
④	③の射撃が終了したならば、教官は、前進を命じ、④付近においてC群からの射撃の状況を付与する。射手は、直ちに伏せ、目標を発見して自動火器を求めて射撃を行なう。自動火器標的を射倒したならば、小銃手的に対して射撃を実施する。射撃が終了したならば、教官は、射撃の終了を命ずる。	1. 障地変換 2. 迅速な目標の発見と射撃要領の決定 3. 射向変換
③	②の射撃が終了したならば、教官は、現出する自動火器に対する射撃任務を与え、前進経路を示して前進を命ずる。③の地点約１０ｍ手前の位置に到着したならば、B群の標的を現出させる。射手は、目標発見と同時に伏せ、射撃障地を選定し、自動火器を確認して射撃を開始する。自動火器に対して効果があると判定したならば、射撃を中止する。	1. 地形・地物を利用する前進動作 2. 迅速な目標の発見と射撃障地の選定 3. 射撃目標の選定と射法の決定 4. 射弾の観測修正及び効果の判定
②	射手は、地形を判断して②地点付近に射撃位置を選定し、A群の指揮官に対して射撃を行なう。教官は、射手が射撃を３回実施したならば、標的を隠蔽させる。	1. 地形判断及び射撃位置の選定 2. 目標の選定及び射距離の判定 3. 迅速・正確な射撃
①	射手は、遮蔽（しゃへい）した①において２０発入り弾倉を受領し、射撃準備を完了する。教官は、当初A群の標的を現出し、これに対する射撃任務を与えて行動を開始させる。	

第６節　６３式狙撃用暗視装置（Ｂ）装着銃の訓練

第117.　要　　旨

６３式狙撃用暗視装置装着銃は、暗夜、肉眼では見えない目標を発見・捕そくし、射撃することができる。また、監視、誘導、通信等にも用いることができる。

第118.　構造、性能及び特性

1.　構　造

この装置は、投光器、受像器、電源、取付け具、付属品及び予備品からなっている（第９９図）。

第９９図　６３式狙撃用暗視装置（Ｂ）

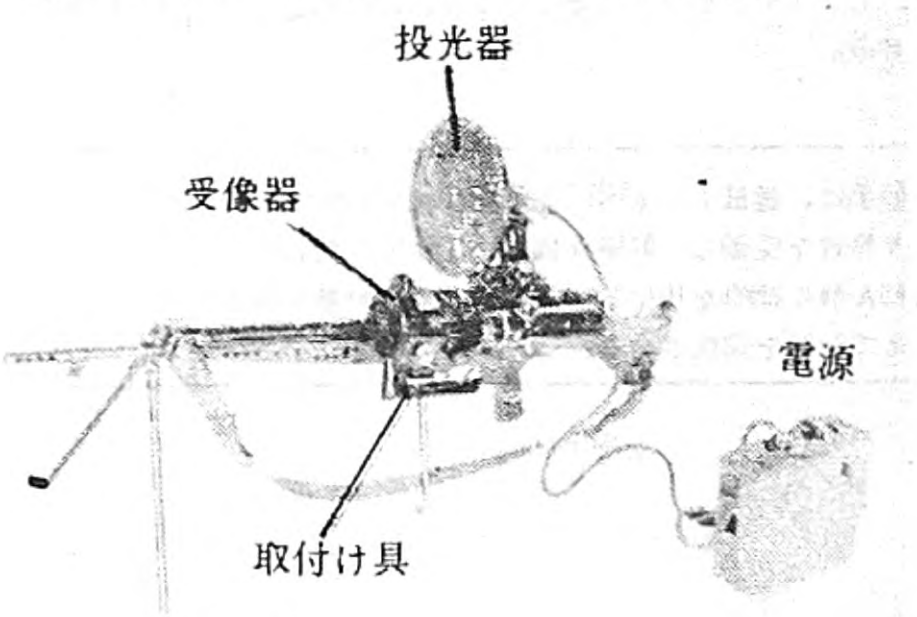

2.　性　能

(1)　視認距離　１００ｍ以上

(2) 視認界　約2°（距離１００m先において）

(3) 秘匿度　約１０m（光源認知距離）

(4) 視　界　約１１°

(5) 倍　率　約3.7倍

3. 特　性

(1) 空気が澄んだ夜暗において最も効果的に使用できる。

(2) 実際の色の映像を生ずることなく、全部黄緑がかって見える。

(3) 生きている草、木の葉等は、よく反射して明るく見える。暗視装置の前方に草や木の葉があると、その反射が強いので、それらの後方にあるものはよく見えなくなる。

(4) 動くものは見つけやすい。

(5) 相手がこの種暗視装置、又は赤外線警報器を装備していれば容易に発見される。

(6) 煙、霧等の中では効果がない。

(7) 照明弾、探照燈等を直接見るとハレーションを起こし、まったく見えなくなる。

(8) 有効距離を増大するため、２組以上で交差照明して使用することができる。

(9) １個の大きな投光源を使用し、各暗視装置は、そ

れぞれ投光することなく受像器だけを作動して使用することができる。

第119.　銃への装着要領

まず銃に取付け具を取り付けた後、取付け具に受像器を、次いで受像器に投光器を取り付ける。

1.　取付け具の取付け

取付け具の三つの突起を銃の左側面のみぞにあてがい、尾筒底に後部取付けわくを取り付け、取付けねじで締める。次いで取付け具の締めつけねじを銃の左側面のみぞに差し込み、付属品のスパナで締めつけて固定する。

2.　受像器の取付け

取付け具のみぞに、受像器の凸部をストッパに当たるまでそう入し、2個のつまみで締めつけて投光器に固定する。

3.　投光器の取付け

受像器の上部にある三角形状の突起に、投光器の凹部を合わせて取り付け、投光器の取付けねじで締める。

第120.　暗視装置装着銃の照準規正要領

規正の方法には、射撃によらない方法と実射による方法とがある。いずれの場合も昼間に行なうことが望ましい。

1.　実射によらない方法

(1)　準備　標的を１００ｍの距離に設置し、標的のお

おむね中央に＋の照準点をつける。

銃を依たく物にのせる。

(2)　実　施

ア．照尺に、１００ｍにおける零点を測合し、照門・照星により一照準点を正しく照準した状態で銃を固定する。

イ．対物キャップは、閉じた状態で受像器の前端にある三つの穴のうち最小の穴に合わせる。

ウ．接眼キャップをはずし、高圧電源に取り付ける。

エ．高圧電源スイッチを「昼」にし、レティクルの明るさに合った開孔に対物キャップを調整する。

オ．上下・左右の転輪を操作して照準点とレティクル（Ｔ字形指標）の垂直刻線の上端とを一致させる。

カ．十字ドライバで転輪の中央にあるねじをゆるめて、目盛板の零位置をばねの接点に合わせてねじを締める。

2.　実射による方法

(1)　準備　前項と同じ要領で行なう。

(2)　実　施

ア．照尺に、１００ｍにおける零点を測合し、照門・照星によって照準して射撃を実施した後、銃を依たく物で固定する。

イ．平均弾着点を求め、その点に十字の照準点を標示する。

ウ．銃を動かすことなく、受像器を通して照準し、照準点とレティクルの垂直刻線の上端とを一致させる。以下前項の要領に同じである。

エ．受像器を通して射撃し、目標に命中すれば照準規正は終了する。

第121.　射撃準備

射撃にあたっては、次の要領で行なう。

1.　受像器の対物及び接眼キャップをはずし、高圧電源スイッチを「夜」にする。

2.　電源スイッチを「切」にして受像下側面のマイクロスイッチを押す。マイクロスイッチを押している間だけ投光器が点燈する。投光器をつけたままにしておく場合には、電源スイッチを「入」にする。

3.　レティクルは、高圧電源上面の可変抵抗器により、被写物体の像の明るさに適した明るさに調整する。

第122.　取扱いにあたり注意する事項

1.　使用時、受像器の内部には、高圧が発生しているので手を触れてはならない。

2.　受像器は、直射日光をあてると暗視管の感度が劣化するので、照準規正等やむを得ない場合のほかは、昼間

作動させてはならない。

3. この装置を使用する場合は、まず受像器のみで敵方を監視し、異常のないことを確かめてから投光器を点燈する。

4. 厳寒、降雪、積雪時等に野外で使用した後、室内に持ち込むと、受像器内のレンズ及び高圧印加部に水滴が付着して悪影響を与えるので、十分に乾燥させるか、徐徐に暖めるようにする。

5. 酷暑時においては、多湿であるので装置の乾燥に留意する。

6. 泥ねい地、砂地、池や河川等において使用したときは、すみやかによごれを落とす。

第123. 射撃訓練

訓練にあたっては、次の事項を重視して訓練する必要がある。

1. 器材の正確・迅速な操作
2. 射撃陣地の適切な選定
3. 器材による監視要領
4. 兆候による正確・迅速な目標の捕そく
5. 正確・迅速かつ短切な射撃
6. 秘匿のための照射時間の短縮

余　　白

付　　録

付録第1.　工具・予備品等

1.　工具及び属品

工具及び属品は、第１６表及び第１００図のとおりである。

第１６表　工具及び属品

品目名	数量	備考
(1)　履歴簿	1	
(2)　注油器	1	銃床内に収納
(3)　塗油ひも	1	注油器内に収納
(4)　L形工具	1	注油器内に収納
(5)　ばねピン抜き	1	注油器内に収納
(6)　手入れ棒袋	1	
(7)　薬室ブラシ	1	
(8)　手入れブラシ	1	
(9)　手入れ棒	1	手入れ棒袋内に収納
(10)　銃腔ブラシ	1	手入れ棒袋内に収納
(11)　裁断布ばさみ	1	手入れ棒袋内に収納
(12)　銃口ふた	1	
(13)　弾倉室ふた	1	
(14)　弾倉ふた	1	
(15)　負いひも	1	小銃に取り付けてある。
(16)照準眼鏡用　そうじ筆	1	
(16)照準眼鏡用　ふき布	1	
(16)照準眼鏡用　接眼おおい	1	
(16)照準眼鏡用　携行袋	1	照準眼鏡、取付け具等収納袋

第100図　工具及び属品

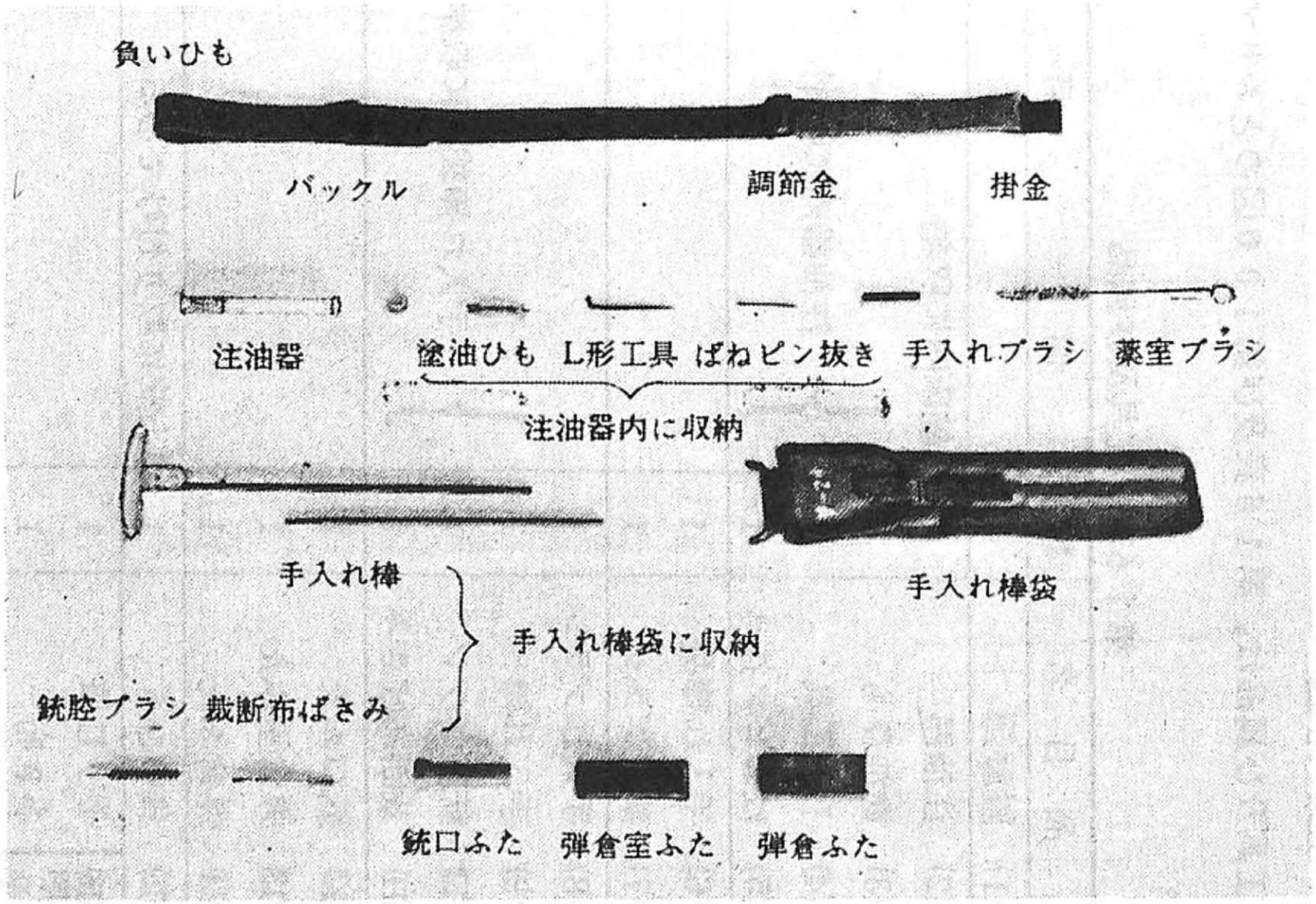

2. 予 備 品

第１段階整備用の予備品は、第１７表のとおりである。

第17表　予　備　品

品　目　名	数　量
(1) 撃　針	1
(2) 抽　筒　子　ば　ね	1
(3) 弾倉（弾倉ふた付き）	5

3. 第２段階６４式7.62㎜小銃用工具

第２段階６４式7.62㎜小銃用工具は、第１８表及び第１０１図のとおりである。

第１８表　第２段階６４式7.62㎜小銃用工具

品　目　名	数量	備　考
(1) ばねピン抜き	2	
(2) 手入れブラシ	2	
(3) 薬室ブラシ	2	
(4) 手入れ棒	1	
(5) 銃腔ブラシ	2	
(6) 裁断布ばさみ	1	
(7) せん抜き（２㎜径）	2	
(8) せん抜き（1.3㎜径）	2	
(9) 薬きょう抜き	2	
(10) 緩衝器分解レンチ	2	
(11) ガス筒手入れ具	2	
(12) 装　弾　器	4	
(13) 銃腔反射鏡	2	
(14) 工具巻（大）	1	装弾器用
(15) 工具巻（小）	1	第２段階工具収納（装弾器を除く。）
(16) 手入れ棒袋	1	

第１０１図　第２段階６４式7.62㎜小銃用工具

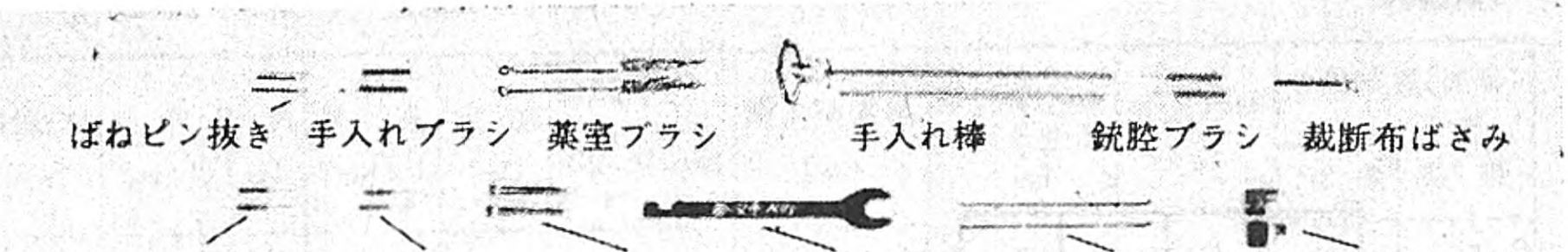

ばねピン抜き　手入れブラシ　薬室ブラシ　手入れ棒　銃腔ブラシ　裁断布ばさみ

せん抜き２㎜径　せん抜き1.3㎜径　薬きよう抜き　緩衝器分解レンチ　ガス筒手入れ具　銃腔反射鏡



装　弾　器



工具巻(大)装弾器用
(装弾器収納袋)



手入れ棒袋

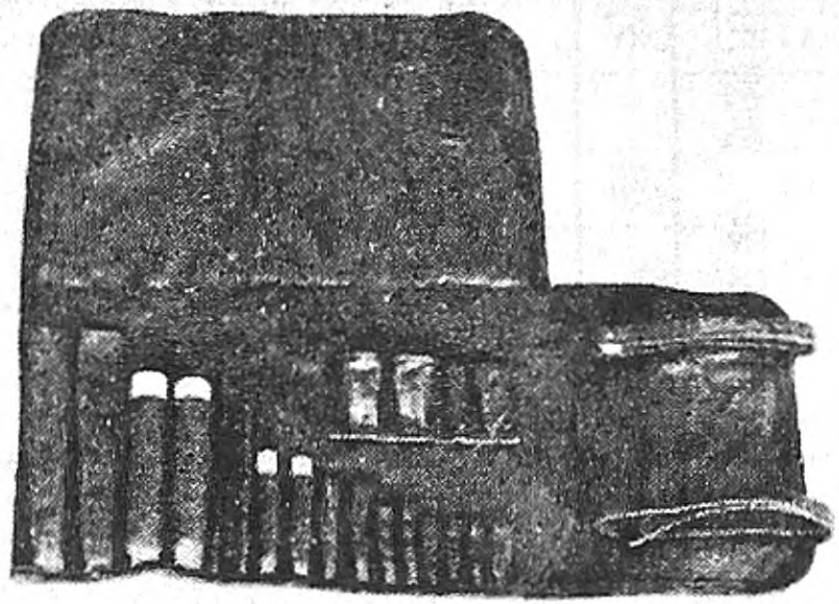

工具巻(小)
(第２段階工具収納袋)

4. 訓練用品

訓練用品は、第１９表のとおりである。

第１９表　訓練用品

品　目　名
(1)　擬　製　弾
(2)　打ちがら薬きょう受け
(3)　空包発射補助具

付録第2. 射　表（減装薬）

初速 736±18 m/s、跳起角 1.32 mil　　（概数値）

射距離 (m)	高角 (mil)	落角 (mil)	存速 (m/s)	定偏 (mil)	横風 1 m/s に応ずる偏差	最大弾道高 (m)	最大弾道高に至る距離 (m)	経過秒時 (s)	公算誤差(実用) (mil)	
									方向	高低
100	-0.74	0.78	570	0.02	0.09	002	51	0.15	6	7
200	0.64	2.16	437	005	0.20	0.12	102	0.35	9	10
300	2.20	3.72	354	0.10	0.33	0.32	154	0.61	13	14
400	4.12	5.64	298	0.17	0.48	0.66	208	0.92	18	20
500	6.34	7.86	255	0.26	0.63	1.23	259	1.28	26	27
600	9.11	10.63	237	0.40	0.78	2.11	314	1.68	33	31
700	12.28	13.80	224	0.58	0.93	3.33	368	2.11	40	37
800	15.64	17.16	212	0.79	1.09	4.00	432	2.56	50	46

付録第3. 教　材　等

1. 教　　材

射撃訓練用教材の一例は、第２０表及び第１０２図～

第２０表　射撃訓練用教材

No.	名　　称	主訓練課目	
1	照　準　練　習　具	照準第１練習	正しい
2	照　準　監　査　的	照準第２・３練習	正しい
3	二　重　標　的	照準第２練習	照準の
4	引　金　測　定　器	撃　発　練　習	引金の
5	照　準　監　査　鏡	姿勢・照準・撃発練習	照準及
6	照　準　点　検　的		撃発時
7	模　擬　弾　練　習　器		模擬弾を理解
8	振　幅　測　定　器		撃発時
9	隠顕目標射撃訓練装置	隠顕目標射撃	隠顕し、に対し
10	移動目標射撃訓練装置	地上移動目標射撃	地上移
11	対空射撃訓練施設	空中移動目標射撃	空中移
12	遠隔操縦自動隠顕標的装置	応　用　射　撃	各種射る。
13	電子光線式 小銃射撃シミュレータ	射撃予習訓練全般	縮尺射訓練す

第１１１図のとおりである。

使　　用　　目　　的	参　　照
照準を基礎的に理解させる。	第１０２図
照準を習得させる。	第１０３図
良否を射手みずから点検し、かつ、きょう正する。	第１０４図
引き方の良否を点検する。	第１０５図
び引金の引き方の良否を点検する。	第１０６図
の照準線の見送り、弾着予告の正否等を点検する。	第１０７図
を発射することにより、照準・撃発と弾着の関係させる。	第１０８図
の銃の振動状況を点検する。	第１０９図
不規現出する目標に対する射撃及び数個の目標て逐次目標を変換して行なう射撃を訓練する。	第１１０図
動目標に対する射撃を訓練する。	教範「６０式ジープとう載１０６㎜無反動砲」参照。
動目標に対する射撃を訓練する。	第１１１図
距離における隠顕する目標に対する射撃を訓練す	戦闘射場に設置
距離において基本及び応用射撃予習課目についてる。	第２１表電子光線式小銃射撃シミュレータを利用できる訓練の一例

第２１表　電子光線式小銃射撃

区分	練習		実施
基本射撃予習訓練	照準練習		習技者は、照準の第２練習と同一して標的上の光点により照準の正
	姿勢・照準・撃発練習	第１練習	習技者は、標的に対して伏射ちので「ん」と発唱する。教官は、ス銃と同時にスイッチを押すことについて指導することができる。
		第２練習	習技者は、標的に対して伏射ちの標的上には撃発瞬時光点があらわの一致について練習することがで
		第３練習	習技者は、立姿から伏射ちの姿勢習技者は、初弾発射以後の連続し性を演練することができる。
応用射撃予習訓練	隠顕目標射撃練習 移動目標射撃練習		隠顕又は移動目標射撃練習装置にる。ただし、移動目標については、に光点が見えることになる。
	突撃射撃練習		停止間における射撃姿勢練習、すを演練する。
	夜間射撃練習		主として無照明下における照準具の要領等を演練することができる。
	激動後の射撃練習 装面時の射撃練習		野外における実射に先だって、そただし、激動後の射撃練習におい置が必要である。

シミュレータを利用できる訓練の一例

要　領　の　一　例
要領により標的を照準線に導く。照準完成時、教官は、スイッチを押 否を判定する。
姿勢をとり、教官の号令により据銃し、照準が完成したならば、低声 イッチを押して標的上の光点により照準の正否を点検する。また、据 より、一挙動据銃動作における照準線指向の状態及び据銃の同一性に
姿勢をとり、据銃～撃発を行なう。 れるので、その装置によって照準線指向の状態を確認し、照準と撃発 きる。
をとり、据銃～撃発を行なう。教官が槓桿を作動することによって、 て発射する要領を練習し、時間間隔と各発射ごとの照準・撃発の同一
標的（F的）を取り付けることにより、各種の射法の訓練が可能であ 弾丸の飛行秒時をとることができないので、選定したリードの位置
なわち立ち射ち、かかえ射ち等による迅速な据銃から撃発までの動作
を使用することなく目標に銃を指向する要領、補助照準具による照準
れぞれの基礎的な要領を習得させることができる。 ては、激動間は徒手で行動させるか、又は他の銃を携行させる等の処

第１０２図　照準練習具

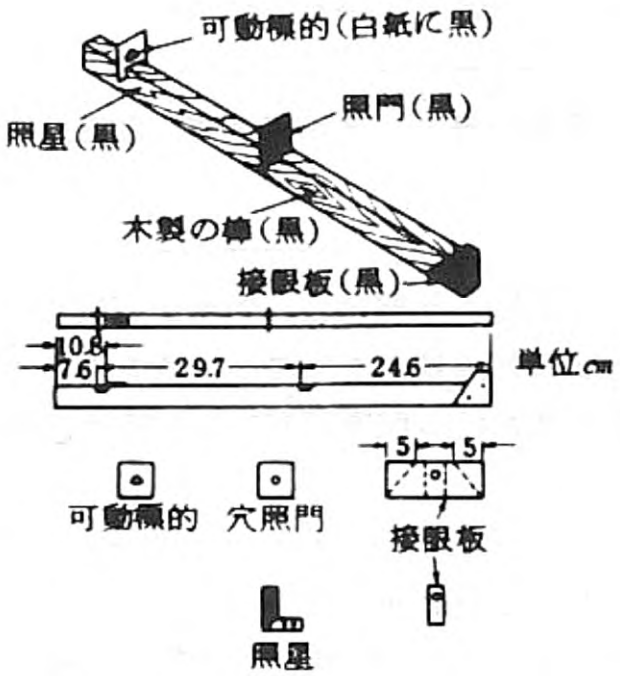

第１０３図　照準監査鵠

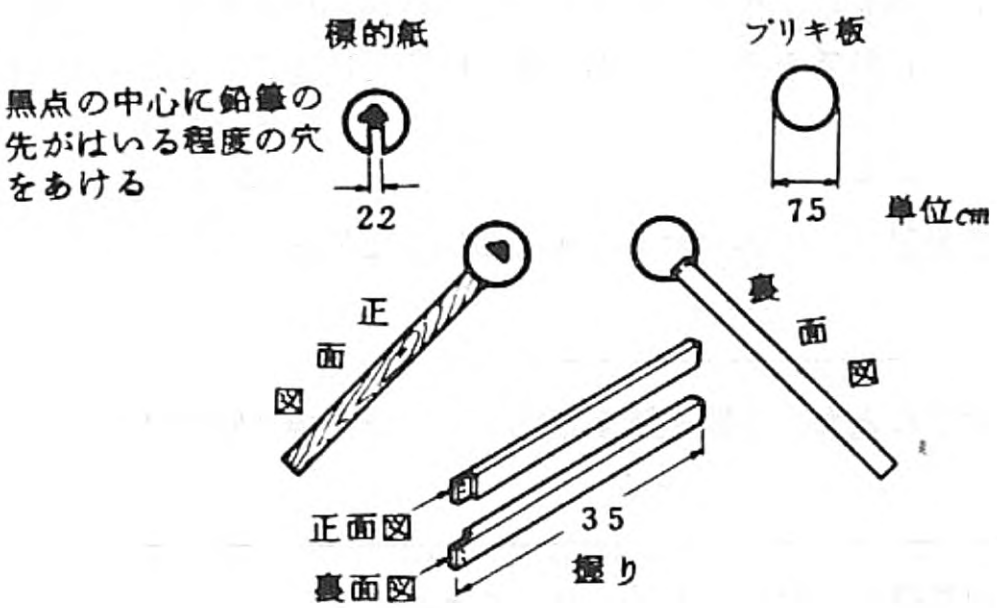

第１０４図　二重標的

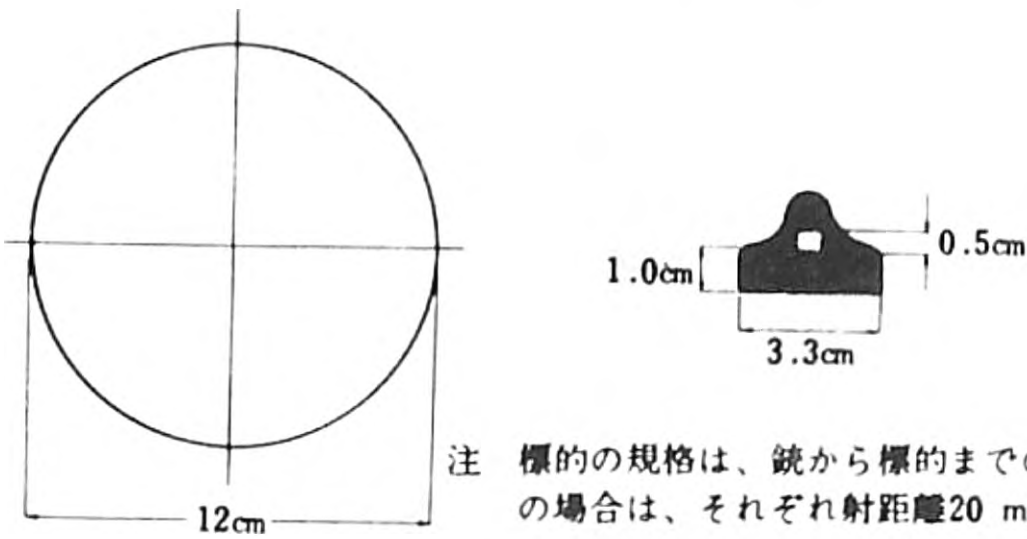

注　標的の規格は、銃から標的までの距離10m及び15mの場合は、それぞれ射距離20 m、300mに相当する。

第１０５図　引金測定器

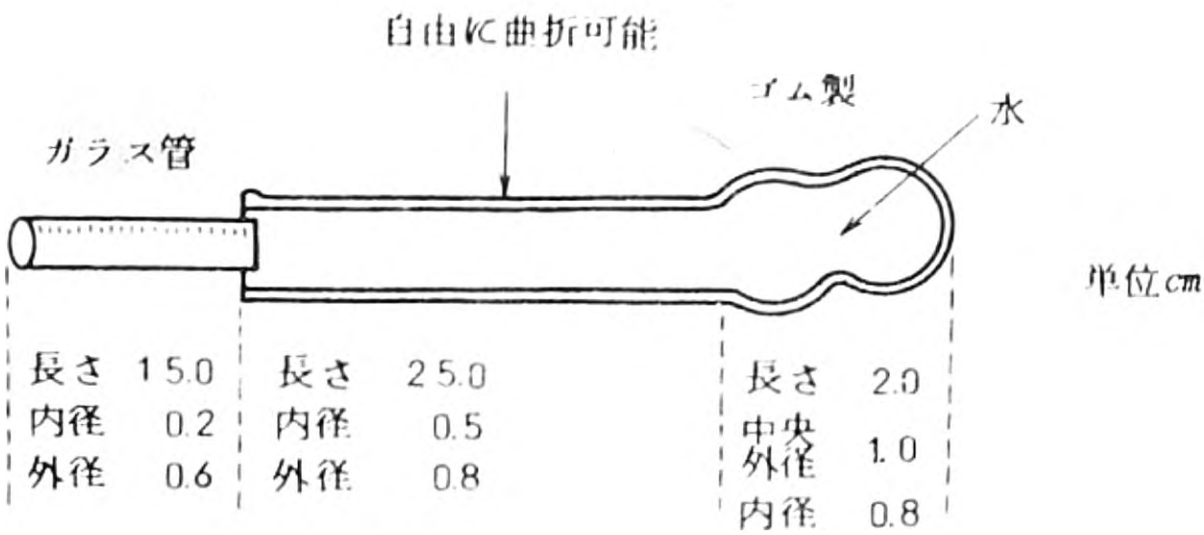

第１０６図　照準監査鏡

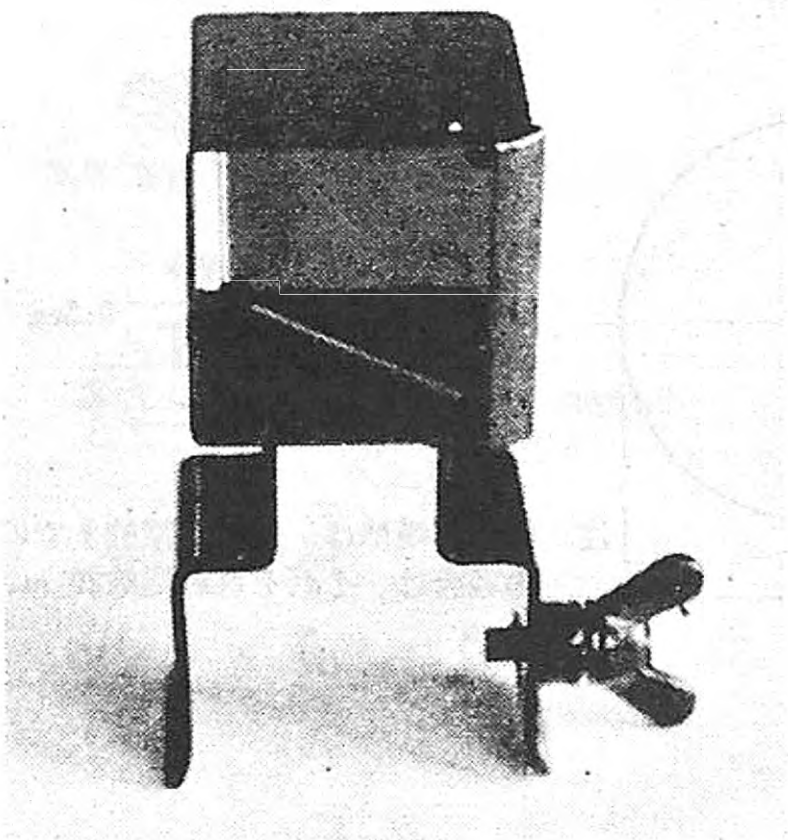

第１０７図　照準点検的

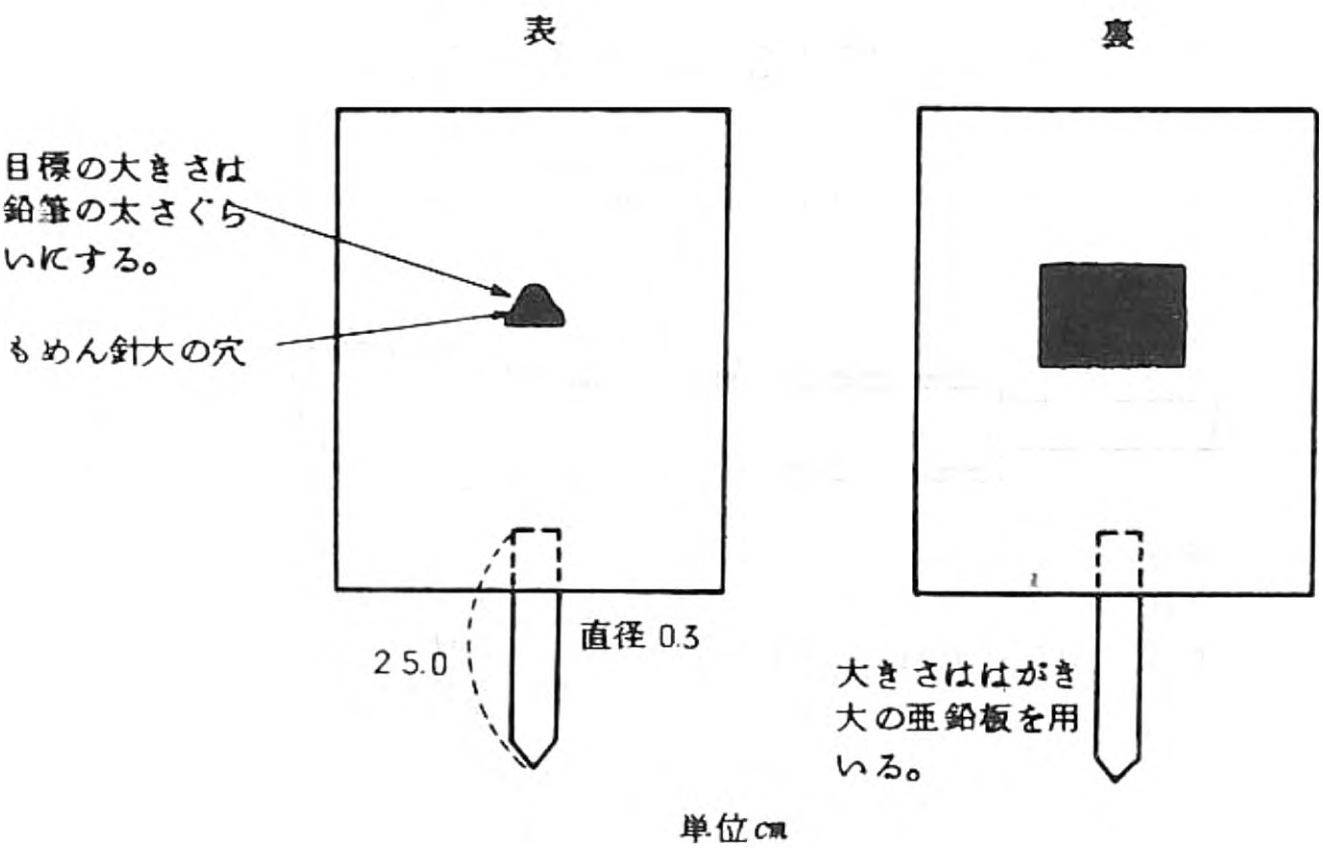

第１０８図　模擬弾練習器

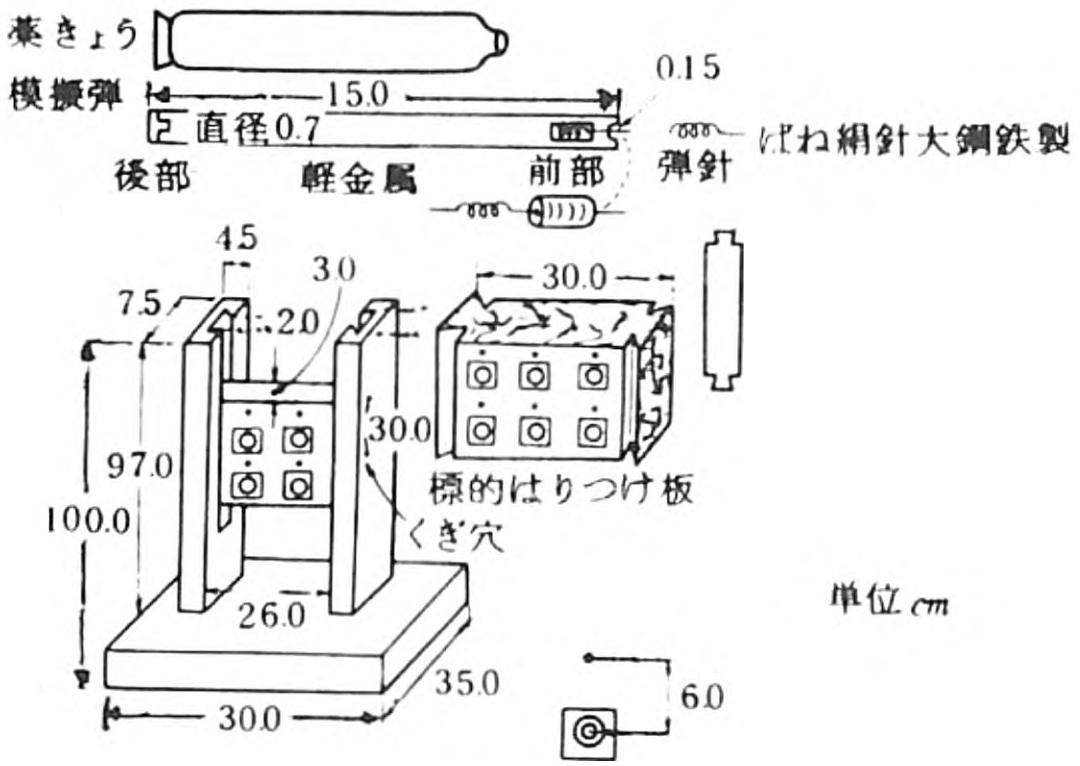

第１０９図　振幅測定器

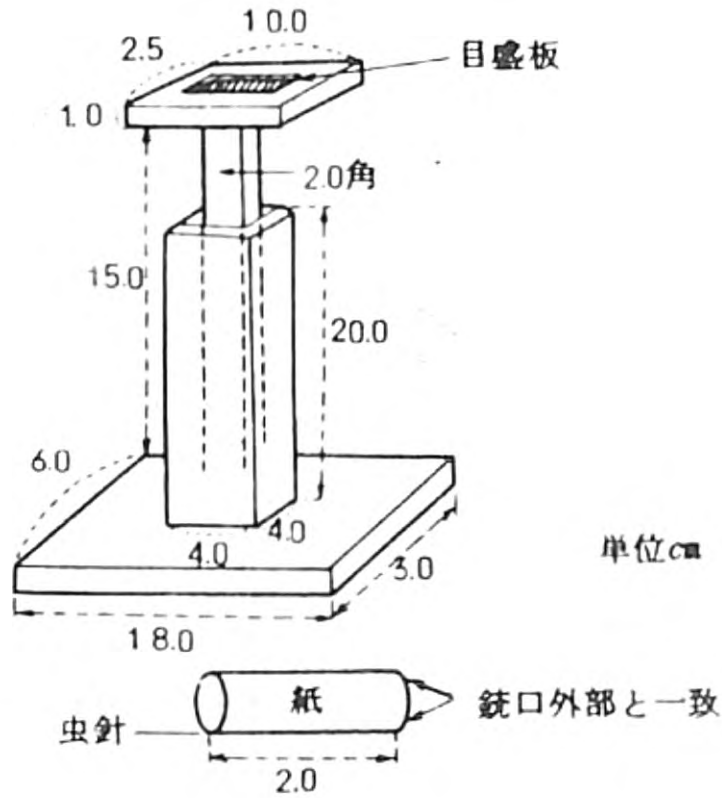

第１１０図　隠顕目標射撃訓練装置

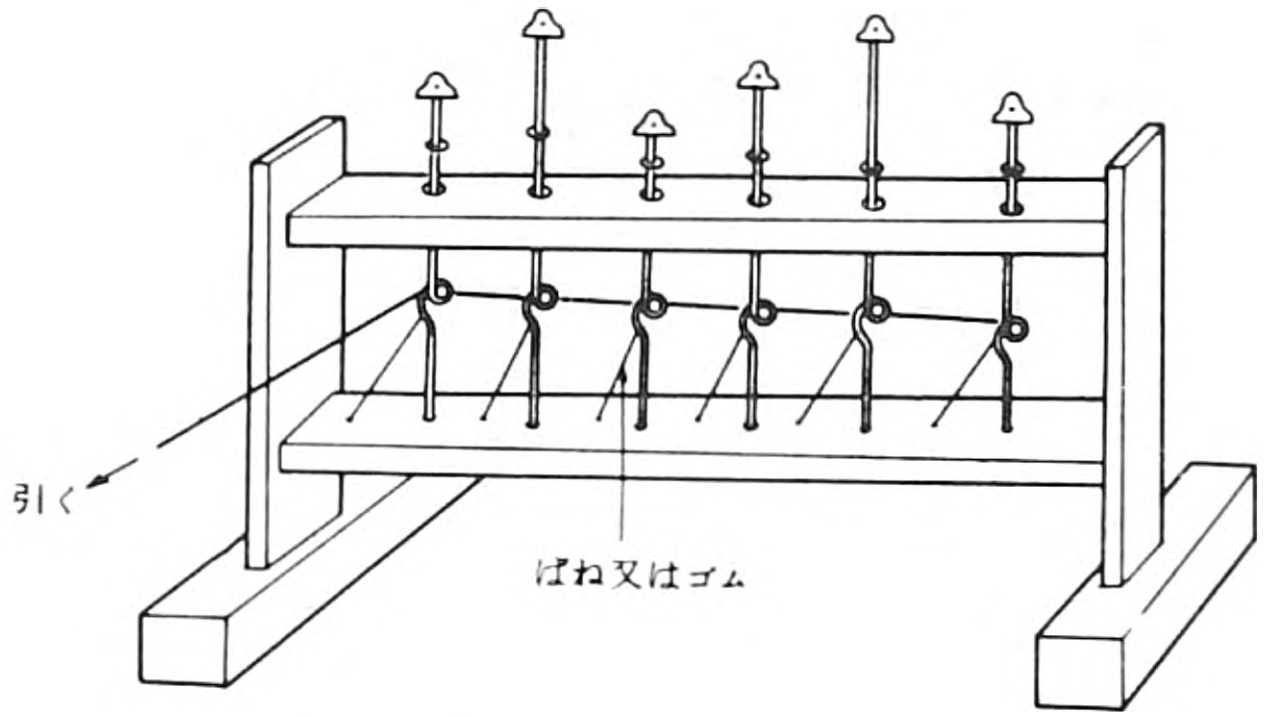

第１１１図　対空射撃訓練施設

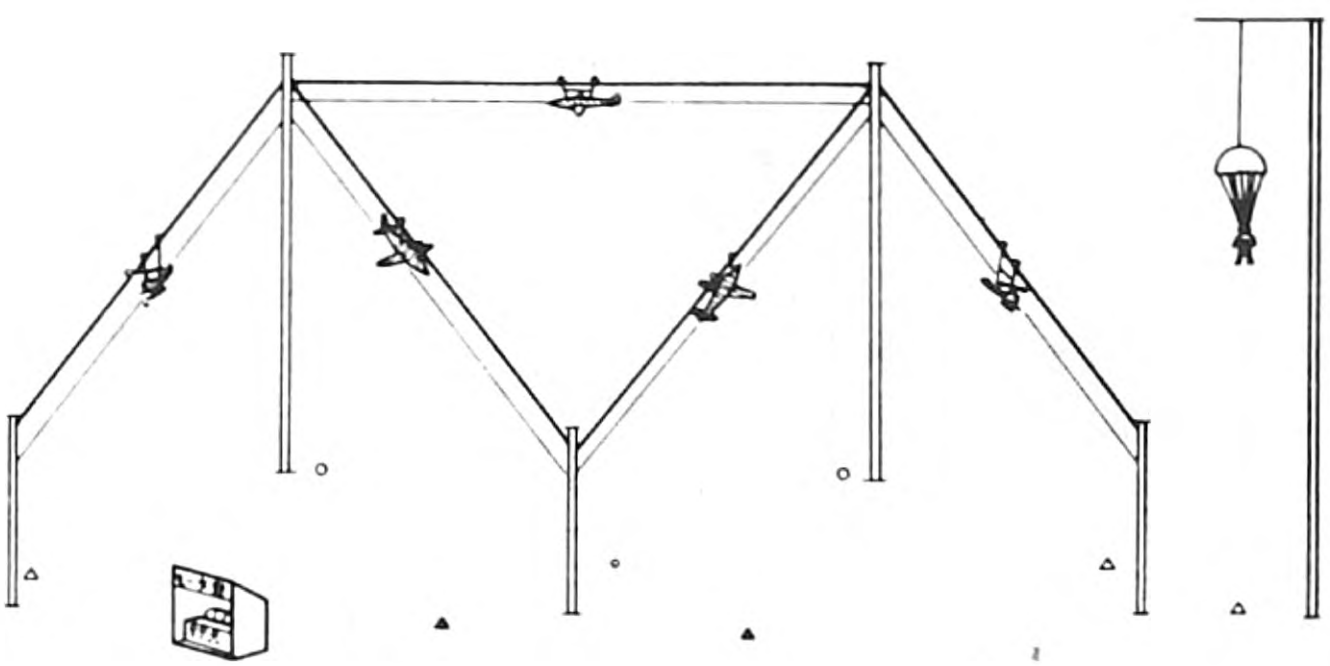

○　縦行水平目標に対する射撃陣地
◦　横行水平目標に対する射撃陣地
▲　横行降下・上昇目標に対する射撃陣地
△　縦行降下・上昇目標に対する射撃陣地

2. 補助照準具

対空射撃及び夜間射撃用補助照準具の一例は、第１１２図～第１１６図のとおりである。

第１１２図　対空射撃用補助照準具

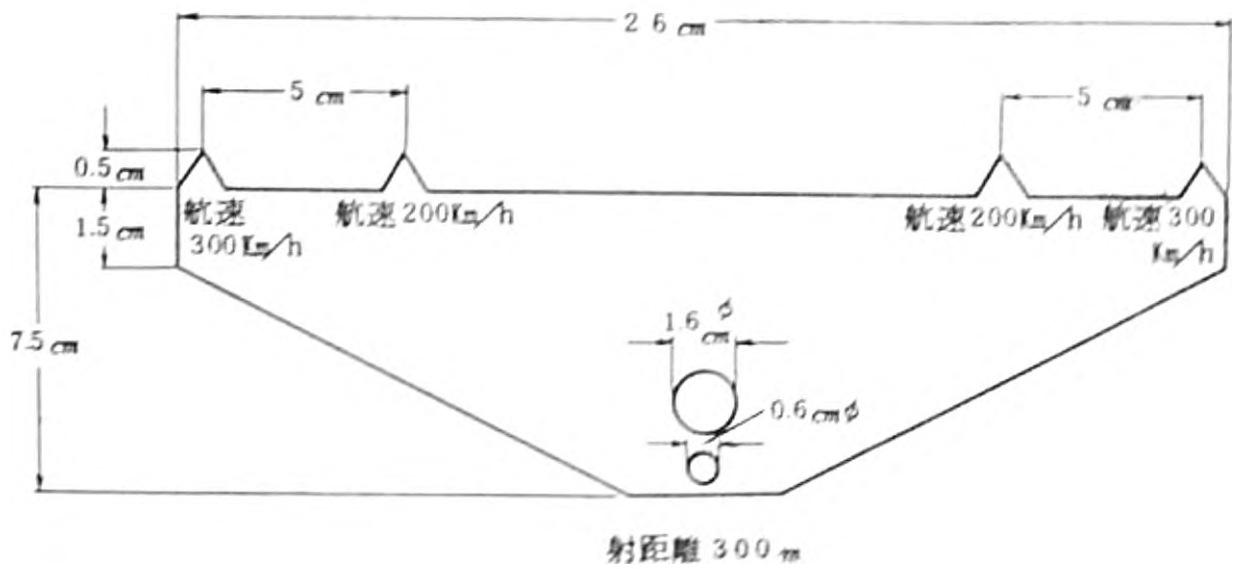

第１１３図　夜間射撃用補助照準具（同心円式）

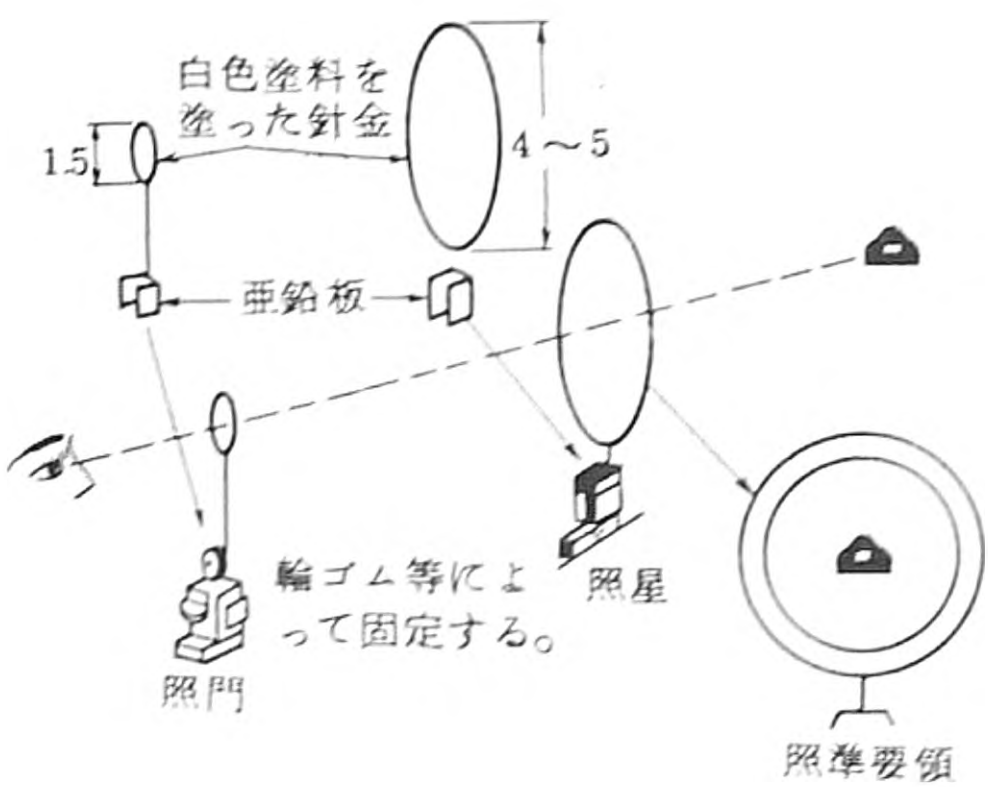

第１１４図　夜間射撃用補助照準具（だるま式）

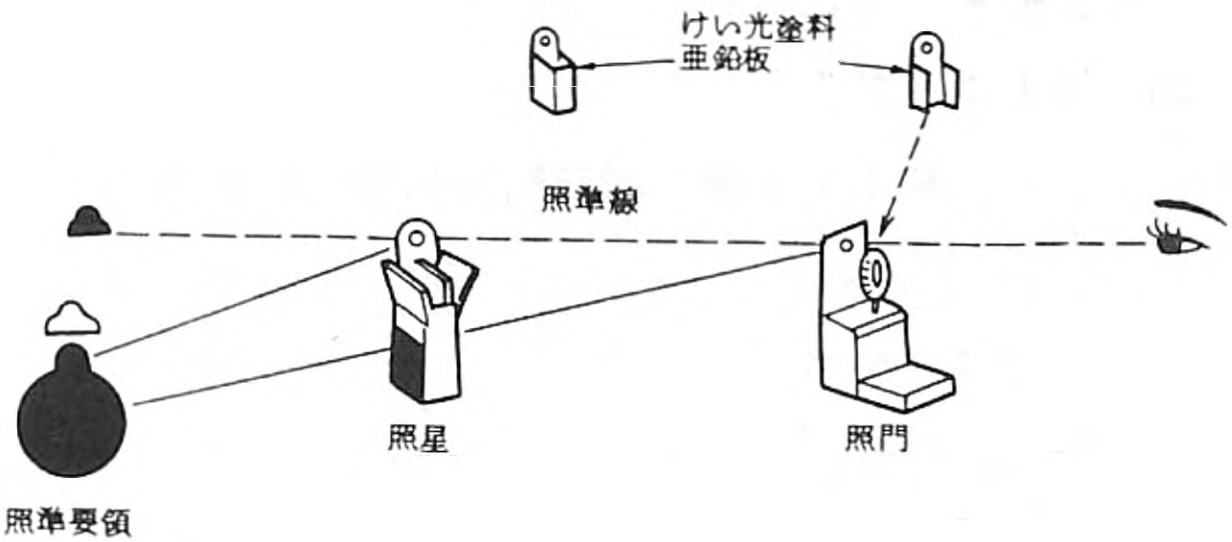

第１１５図　夜間射撃用補助照準具（混合式）

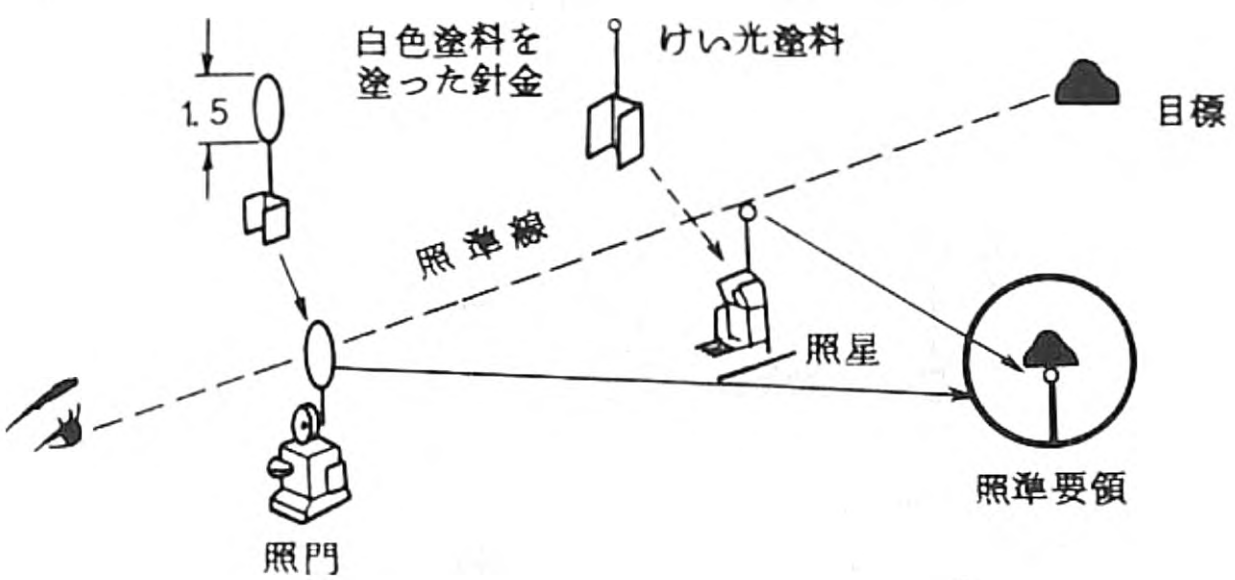

第１１６図　夜間射撃用補助照準具（ひも式）

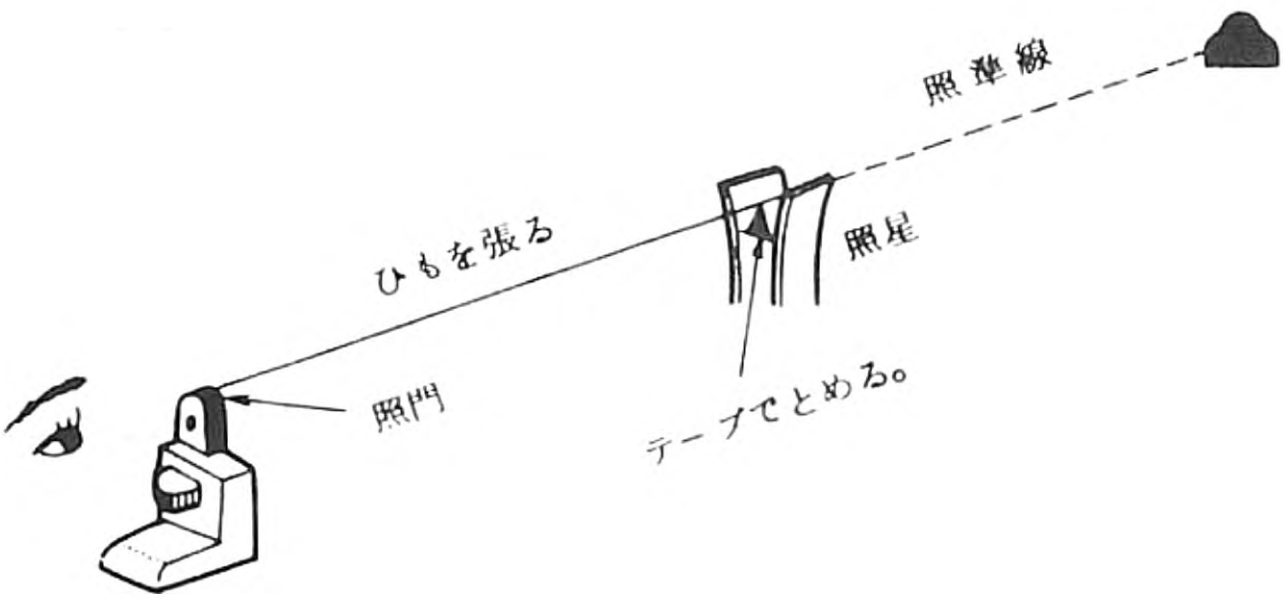

付録第4. 習会表課題別到達練度（参考）

<table>
<tr><th>訓練区分</th><th>習会番号</th><th>習会名</th><th>到達練度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">基本射撃</td><td>1</td><td>射撃予習
その1
（基礎的な射撃予習）</td><td>1. 照準～発射まで　4s以上
2. 立姿～射撃姿勢～発射まで
<table><tr><td>伏射ち</td><td>9s以内</td></tr><tr><td>伏射ち（脚使用）</td><td>12s以内</td></tr><tr><td>ひざ射ち等</td><td>9s以内</td></tr><tr><td>立ち射ち</td><td>4s以内</td></tr></table>3. 三点監査
<table><tr><th>距離</th><th>3点群の直径</th></tr><tr><td>15m</td><td>6mm以内</td></tr><tr><td>100m</td><td>4cm以内</td></tr><tr><td>200m</td><td>8cm以内</td></tr><tr><td>300m</td><td>12cm以内</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>実射訓練
その1</td><td>集弾圏の直径
<table><tr><th>姿勢＼格付</th><th>D級</th><th>C級</th><th>B級</th><th>A級</th></tr><tr><td>伏射ち</td><td>7.0cm以内</td><td>6.0cm〃</td><td>5.0cm〃</td><td>4.0cm〃</td></tr><tr><td>ひざ射ち等</td><td>9.0cm以内</td><td>8.0cm〃</td><td>7.0cm〃</td><td>6.0cm〃</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>3</td><td>射撃予習
その2</td><td>弾着を確認してから3s以内に照準具を測合する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>訓練区分</th><th>習会番号</th><th>習会名</th><th>到達練度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">基本射撃</td><td>4</td><td>実射訓練
その2</td><td>修正後3発射撃して2発を5点圏内に命中させる。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>射撃予習
その3</td><td>1. 弾倉交換
(1) 伏射ち、脚を使用する伏射ち　6s以内
(2) その他の姿勢　5s以内
2. 連続射撃（単射）
(1) 立姿～初弾発射まで　9s以内
(2) 立姿～10発連続発射まで　50s以内</td></tr>
<tr><td>6</td><td>実射訓練
その3</td><td><table><tr><th>距離＼格付</th><th>D級</th><th>C級</th><th>B級</th><th>A級</th></tr><tr><td>200</td><td>24点以上</td><td>31点〃</td><td>38点〃</td><td>45点〃</td></tr><tr><td>300</td><td>21点以上</td><td>27点〃</td><td>33点〃</td><td>39点〃</td></tr></table>満点　60点（伏姿と中間姿の総合得点）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>実射訓練
その4</td><td><table><tr><th>格付＼</th><th>D級</th><th>C級</th><th>B級</th><th>A級</th></tr><tr><td>2点圏内命中弾数</td><td>2発以上</td><td>3発以上</td><td>4発以上</td><td>5発以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>8</td><td>実射訓練
その5</td><td><table><tr><th>課題＼格付</th><th>D級</th><th>C級</th><th>B級</th><th>A級</th></tr><tr><td>1</td><td>8点以上</td><td>10点〃</td><td>12点〃</td><td>14点〃</td></tr><tr><td>2</td><td>16点以上</td><td>19点〃</td><td>23点〃</td><td>27点〃</td></tr></table>1. 射距離　300mの場合を示す。
2. 満点　第1課題　24点
第2課題　48点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>訓練区分</th><th>習会番号</th><th>習会名</th><th>到達練度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">応用射撃</td><td>11</td><td>射撃予習
その2</td><td>1. 隠顕目標照準～撃発まで　4s以内
2. 目標(射向)交換～撃発まで　6s以内</td></tr>
<tr><td>12</td><td>実射訓練
その2</td><td>命中弾数
<table><tr><th>課題＼格付</th><th>D級</th><th>C級</th><th>B級</th><th>A級</th></tr><tr><td>1・2・3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>15</td><td>射撃予習
その4
(突撃射撃)</td><td>1. 射撃回数及び速度
<table><tr><th>姿勢</th><th>射撃回数</th><th>所要時間</th></tr><tr><td>肩射ち</td><td>5回</td><td>25s</td></tr><tr><td>かかえ射ち等</td><td>5回</td><td>20s</td></tr></table>(1) 距離：30m
(2) 平たん地5～6歩ごと1回射撃
2. 弾倉交換時間
前進間において発射～弾薬交換～発射まで
<table><tr><th>弾倉</th><th>時間</th></tr><tr><td>単一弾倉</td><td>9s</td></tr><tr><td>組合せ弾倉</td><td>4s</td></tr></table>(1) 姿勢：かかえ射ち等
(2) 空包使用</td></tr>
<tr><td>16</td><td>実射訓練
その4
(突撃射撃)</td><td><table><tr><th>課題</th><th>得点</th></tr><tr><td>3・4</td><td>F的又は改A的5点圏に1発以上</td></tr><tr><td>5</td><td>3個標的のいずれかに1発以上</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>訓練区分</th><th>教会番号</th><th>教会名</th><th>到達練度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">応用射撃</td><td>17</td><td>射撃予習
その5</td><td>1. 目標発見能力（参考）
射撃姿勢をとった擬装隊員を300mの距離において1分間に25%以上を発見する。

2. 射距離判定誤差
<table><tr><td>200～300m</td><td>8%以内</td></tr><tr><td>300～500m</td><td>10%以内</td></tr><tr><td>500～800m</td><td>12%以内</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>18</td><td>実射訓練
その5</td><td>命中弾数
<table><tr><th>課題＼格付</th><th>D級</th><th>C級</th><th>B級</th><th>A級</th></tr><tr><td>1・2・3</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>10</td></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">各個戦闘射撃</td><td>19</td><td>射撃予習
その1</td><td><table><tr><th>課題</th><th>行動</th><th>距離</th><th>時間</th></tr><tr><td>1</td><td>射撃位置～移動～発進</td><td>5m</td><td>10s</td></tr><tr><td>2</td><td>躍進</td><td>15m</td><td>4s</td></tr><tr><td>3</td><td>停止～移動～射撃</td><td>5m</td><td>20s</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>20</td><td>実射訓練
その2</td><td>命中弾数
<table><tr><th>課題＼格付</th><th>D級</th><th>C級</th><th>B級</th><th>A級</th></tr><tr><td>1・2・3・4</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table></td></tr>
</table>

余　　白

5. 3（財）防衛弘済会 複製